

平成 27 年 9 月 29 日  
 給付指 2015-120  
 年相指 2015- 76

文書区分			
重要度高	周知確認	要報告	緊急
	○		

初診日を明らかにすることができる書類を添えることができない場合の取扱い（指示・依頼）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所				
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	総務課	適用課	徴収課	国年課	相談室
		◎		◎					◎						◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓	✓		

本部関係部 障害年金業務部
------------------

目的・趣旨

初診日を明らかにすることができる書類を添えることができない場合の取扱いについて、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 144 号）が平成 27 年 9 月 24 日に公布され、厚生労働省年金局事業管理課長からその取扱いにかかる通知が発出されましたので、事務取扱いをお知らせするものです。

ポイント（内容）

1. 概要

初診日を明らかにすることができる書類を添えることができない場合の取扱いについて、年金局事業管理課長通知（平成 27 年 9 月 28 日年管管発 0928 第 6 号「障害年金の初診日を明らかにすることができる書類を添えることができない場合の取扱いについて」（以下「新基準」という。））（別添 1）が発出され、平成 27 年 10 月 1 日以降に決定されるものから適用されます。

2. 新基準の主な内容

- (1) 20 歳以降に初診日がある場合の第三者証明の取扱い※
- (2) 20 歳前に初診日がある場合の第三者証明の取扱い※
- (3) 初診日が一定の期間内にあると確認された場合の初診日確認の基本的取扱い
- (4) 請求者の申立てに基づき医療機関が過去に作成した資料の取扱い
- (5) 診察券等における初診日確認の取扱い
- (6) 健診日の取扱い
- (7) 日付が特定されない初診日の取扱い

※（1）、（2）は原則として複数の第三者証明が必要です。ただし、単数であることのみをもって初診日を合理的に推定できないと判断しないでください。

### 3. 事務取扱い

#### (1) 適用時期

平成 27 年 10 月 1 日以降に決定されるものから適用。

#### (2) 様式の変更等

新基準に対応するため、以下の様式について変更等を行いました。

##### ①受診状況等証明書（別添 2）

###### ア. 主な変更内容

「発病から初診までの経過」欄に、診療録に前医受診の記載がある場合はいつの診療録によるものか記載していただく項目を追加しました。

###### イ. 変更の理由

新基準においては、請求者の申立てに基づき医療機関が作成した資料であっても、請求の 5 年以上前に作成された資料（診療録等）であれば、請求者申立ての初診日を認めることができるとされたことに対応するものです。

##### ②受診状況等証明書を添付できない申立書（別添 3）

###### ア. 主な変更内容

受診状況などが確認できる参考資料として「第三者証明」を追加。

###### イ. 変更の理由

新基準において第三者証明による初診日確認の取扱いが定められたことに対応するものです。

##### ③初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）（別添 4）

###### ア. 主な変更内容

新基準において定められた確認項目を漏れなく記入していただけるよう様式を見直しました。

また、「初診日に関する第三者からの申立書」を記入される方へ「別添 5」を作成しましたので一緒に配付してください。

###### イ. 変更の理由

新基準において、第三者証明により請求者が申し立てた初診日を適正に判断する観点から、「第三者に関する項目」、「請求者の初診日頃における医療機関の受診状況に関する項目」及び「第三者から見た請求者の状況等に関する項目」が定められたことに対応するものです。

##### ④障害年金の初診日に関する調査票（別添 6-1～6-8）

###### ア. 主な変更内容

お客様に提出が任意であるとの誤解を生じさせないように、調査票名を「障害年金の初診日に関する調査票」とし、あわせて調査の目的についても記載しました。

###### イ. 変更の理由

新基準において初診日を審査する際の資料とするため、様式化したものです。

##### ⑤配付開始時期

平成 27 年 9 月 29 日（火）

## ⑥旧様式の取り扱い

平成27年9月29日以降の新様式配付開始後、旧様式の配付は不可としますので、廃棄処分してください。なお、旧様式を既に配付しており、その書類を用いて9月29日以降に年金請求書の提出があった場合は、受付をしたうえで、審査時に適宜照会させていただくことをご案内ください。

## (3) 具体的な事務の取扱い

①「国民年金 障害基礎年金 受付・点検事務の手引き」(別添7)を、新基準を踏まえて改訂しましたのでご確認ください。

### ア. 主な改訂箇所

○I1「初診日とは」及びVII1「初診日の証明」について新基準を踏まえ修正。

○IX「参考資料」の「受診状況等証明書」、「受診状況等証明書を添付できない申立書」、「初診日に関する第三者からの申立書(第三者証明)」及び「障害年金の初診日に関する調査票」を削除し、新様式に差替え。

イ。「国民年金 障害基礎年金 受付・点検事務の手引き」は、各年金事務所お客様相談室より市区町村の年金事務担当者に配付してください。

ウ。「国民年金 障害基礎年金 受付・点検事務の手引き」は次の場所に格納しますので、ファイルをコピーしてお使いください。

W: 全国共有フォルダ > \*18 給付企画部 > 01 給付企画G > 10 障害基礎年金の手引き

## ②参考資料

新基準による審査の参考として「障害年金の初診日の認定に関する事例集」(別添8)及び「初診日を明らかにすることができる書類を添えることができない場合の取扱いQ&A」(別添9)を作成したのでご確認ください。また、必要に応じ各年金事務所お客様相談室より市区町村の年金事務担当者に配付してください。

## 4. 周知広報

### (1) 年金事務所及び街角の年金相談センター(オフィス)でのリーフレット設置

新基準にかかるリーフレット(別添10)を窓口に設置し、必要に応じ配布してください。

また、市区町村へのリーフレット設置依頼は、年金局事業管理課長通知(平成27年9月28日年管管発0928第7号「障害年金の初診日を明らかにすることができる書類を添えることができない場合の取扱いについて」(別添11))により厚生労働省が各地方厚生(支)局宛に行いましたが、市区町村への配布は日本年金機構の年金事務所より行うとされているため、適宜配布してください。

### (2) 市区町村への協力依頼

市区町村の国民年金担当課には、「受診状況等証明書」、「受診状況等証明書を添付できない申立書」、「初診日に関する第三者からの申立書(第三者証明)」及び「障害年金の初診日に関する調査票」を変更したことを「受診状況等証明書」等の様式変更について(協力のお願い)(別添12)によりお知らせください。

(3) リーフレットの機構ホームページへの掲載

機構ホームページの「パンフレット」欄にリーフレットを掲載します。リーフレットの提供依頼等の照会がありましたら、ダウンロード（印刷）を案内する等、適宜対応してください。

5. 要領の改訂

本指示・依頼に基づく「業務処理要領【マニュアル】」の改訂は、別途お知らせします。

6. その他留意事項

○平成27年9月4日【給付指2015-109】「障害年金の初診日証明に関する新たな取扱い」の適用時期及び過渡期の対応（指示・依頼）により決定を一時的に保留していた処理については、保留を解除し処理を再開してください。

○本指示・依頼の発出に伴い、以下の指示・依頼については廃止となります。

- ・平成23年12月19日【給付指2011-305】20歳前障害基礎年金において初診日が確認できる書類が添付できない場合の取扱い（指示・依頼）
- ・平成25年4月17日【給付指2013-65】「受診状況等証明書」及び「受診状況等証明書が添付できない申立書」の使用（指示・依頼）
- ・平成27年7月17日【給付指2015-91】20歳前障害基礎年金の初診日の審査にかかる事務取扱（指示・依頼）

業務処理要領【マニュアル】 年金給付（裁定 I-4 障害基礎年金請求書、I-5 障害給付年金請求書（障害厚生））

審査担当チェック欄 ■

周知済チェック欄 □

照会先

本部給付企画部給付企画G

担当 大平、佐藤（優）、前田、桂、高田

連絡先 03-6892-0784（直通）

本部年金相談部相談指導G

担当 櫻田、奥田

連絡先 03-3247-3483（直通）

年管管発0928第6号  
平成27年9月28日

日本年金機構  
年金給付業務部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長  
(公印省略)

障害年金の初診日を明らかにすることができる書類を  
添えることができない場合の取扱いについて

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第144号）が、平成27年9月24日に公布され、平成27年10月1日から施行することとされたところである。

改正省令の内容については、「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」（平成27年9月24日付け年管発0924第3号）により日本年金機構理事長あて通知されたところであるが、これに係る事務の取扱いについては下記のとおりであるので、遺漏のなきよう取り扱われたい。

なお、本通知の発出に伴い、「20歳前障害による障害基礎年金の請求において初診日が確認できる書類が添付できない場合の取扱いについて」（平成23年12月16日付け年管管発1216第3号）は廃止する。

## 記

### 第1 第三者証明による初診日確認の取扱いについて

#### 1. 20歳以降に初診日がある場合の第三者証明の取扱いについて

##### (1) 20歳以降に初診日がある場合の第三者証明の基本的取扱いについて

##### ① 第三者証明と参考となる他の資料による初診日の確認について

20歳以降に初診日がある障害年金の請求に当たり、初診日に受診した医療機関による初診日の証明（以下「医証」という。）が得られない場合においては、第三者証明（医療機関で診療を受けていたことについて第三者が申し立てることにより証明したもの。以下同じ。）を初診日を合理的に推定するための参考資料とすることとする。

この場合において、20歳以降の初診日については、初診日がどの年金制度に加入していた時期かによって給付内容が大きく異なることも踏

まえ、適切に初診日を特定する必要があることから、第三者証明とともに、初診日について参考となる他の資料の提出を求め、両資料の整合性等を確認の上、障害年金を請求する者（以下「請求者」という。）が申し立てた初診日を初診日として認めることができることとする。

② 第三者証明に該当する申立てについて

第三者証明は、基本的に次のアからウのいずれかに該当するものであること。

ア 第三者証明を行う者が、請求者の初診日頃の受診状況を直接的に見て認識していた場合に、その受診状況を申し立てるもの

イ 第三者証明を行う者が、請求者や請求者の家族等から、請求者の初診日頃に、請求者の初診日頃の受診状況を聞いていた場合に、その聞いていた受診状況を申し立てるもの

ウ 第三者証明を行う者が、請求者や請求者の家族等から、請求時から概ね5年以上前に、請求者の初診日頃の受診状況を聞いていた場合に、その聞いていた受診状況を申し立てるもの

③ 参考となる他の資料について

①の参考となる他の資料としては、診察券や入院記録などの初診日について客観性が認められる資料が必要であり、医療機関が作成した資料であっても、請求者の申立てによる初診日等を記載した資料は不適當であること。

(2) 第三者証明の留意点について

① 第三者証明を行う者について

「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて（厚生年金保険法）」（平成23年3月23日付け年発0323第1号）の別表1で定める第三者証明の第三者の範囲を踏まえ、請求者の民法上の三親等以内の親族による第三者証明は、認めないこととする。

② 医療従事者による第三者証明による初診日の確認について

初診日頃に請求者が受診した医療機関の担当医師、看護師その他の医療従事者（以下単に「医療従事者」という。）による第三者証明（初診の医療機関が廃院等により医療機関による医証が得られない場合など）については、初診日頃の請求者による医療機関の受診状況を直接的に見て認識していることから、医証と同等の資料として、請求者申立ての初診日について参考となる他の資料がなくとも、当該第三者証明のみで初診日を認めることができることとする。

なお、医療従事者による第三者証明であっても、初診日頃の請求者による医療機関の受診状況を直接把握できない立場であった医療従事者が、請求者の求めに応じ、請求者の申立てに基づいて行った第三者証明は、

これには該当しない。

③ 必要となる第三者証明の数について

上記②の場合を除き、原則として複数の第三者証明があることが、第三者証明を初診日推定の参考資料とするために必要である。

ただし、請求者が複数の第三者証明を得られない場合には、単数の第三者証明であっても、医療機関の受診にいたる経過や医療機関におけるやりとりなどが具体的に示されていて、相当程度信憑性が高いと認められるものであれば、第三者証明として認めることができることとする。

④ 請求時から概ね5年以内の第三者証明の取扱いについて（1（1）②ウ関係）

1（1）②ウの場合において、第三者が請求者等から初診日頃の受診状況を聞いていた時期が、請求時から概ね5年以内である第三者証明については、認められない。

ただし、請求者申立ての初診日について参考となる他の資料があわせて提出された場合であって、他の様々な資料から請求者申立てによる初診日が正しいと合理的に推定できる場合には、第三者証明として認めることができることとする。

⑤ 一番古い時期の受診状況等に係る第三者証明の取扱いについて

請求者の初診日頃の受診状況等が不明である場合に、第三者が証明することができる一番古い時期の受診状況等について第三者証明があった場合には、当該資料により申請者が申し立てた初診日を認めることはできないが、初診日を総合的に判断する際の資料として取り扱うことができることとする。

⑥ 第三者証明の信憑性の確認について

第三者証明により初診日を確認する場合には、上記の資料のほか、可能な範囲で、請求者申立ての初診日について参考となる資料の提出を幅広く求め、それらの資料との整合性や医学的判断等により、第三者証明の信憑性を確認することとする。

また、第三者証明の内容に疑義が生じる場合や第三者が実在するかどうかについて疑義が生じる場合は、必要に応じて第三者に対して電話等で確認を行うこととする。

(3) 第三者証明の確認項目について

第三者証明により請求者が申し立てた初診日を適正に判断する観点から、第三者証明については、少なくとも以下の項目を確認することとする。

ただし、一部の確認項目に記載がない場合でも、第三者証明の信憑性を総合的に判断することとする。

- ① 第三者に関する項目  
第三者の氏名、住所、電話番号、請求者との関係（初診日頃の関係又は受診状況を聞いた頃の関係）
- ② 請求者の初診日頃における医療機関の受診状況に関する項目  
傷病名、初診の時期、医療機関名・所在地・診療科
- ③ 第三者から見た請求者の状況等に関する項目  
例えば、次のような事項についてできるだけ詳しく記載を求めるものとする。
  - ・ 発病から初診日までの症状の経過
  - ・ 初診日頃における日常生活上の支障度合い
  - ・ 医療機関の受診契機
  - ・ 医師からの療養の指示など受診時の状況
  - ・ 初診日頃の受診状況を知り得た状況 など

## 2. 20歳前に初診日がある場合の第三者証明の取扱いについて

### (1) 20歳前に初診日がある場合の第三者証明の基本的取扱いについて

#### ① 第三者証明による初診日の確認について

20歳前に初診日がある障害基礎年金の請求に当たり、初診日の医証が得られない場合においては、請求者が20歳前に発病し、医療機関で診療を受けていたことを明らかにする第三者証明により、請求者申立ての初診日を認めることができることとする。

20歳前に初診日がある障害基礎年金については、給付内容が単一であり、請求者が少なくとも20歳より前に、医療機関で請求傷病での診療を受けていたことが明らかであると確認できればよいことから、初診日を証明する書類が第三者証明のみの場合であっても、第三者証明の内容を総合的に勘案して、請求者申立ての初診日を認めることができることとする。

#### ② 第三者証明は、基本的に次のアからウのいずれかに該当するものであること。

ア 第三者証明を行う者が、請求者の初診日頃又は20歳前の時期の受診状況を直接的に見て認識していた場合に、その受診状況を申し立てるもの

イ 第三者証明を行う者が、請求者や請求者の家族等から、請求者の初診日頃又は20歳前の時期に、請求者の初診日頃又は20歳前の時期の受診状況を聞いていた場合に、その聞いていた受診状況を申し立てるもの

ウ 第三者証明を行う者が、請求者や請求者の家族等から、請求時から概ね5年以上前に、請求者の初診日頃又は20歳前の時期の受診状況を聞いていた場合に、その聞いていた受診状況を申し立てるもの

- ③ 20歳前に厚生年金等に加入していた者の取扱いについて  
20歳前に初診日がある場合であって、当該初診日が厚生年金等に加入していた期間である場合の第三者証明の取扱いは、障害厚生年金等の支給の対象となることから、第1の1によることとする。

- (2) 第三者証明の留意点について  
第1の1の(2)と同様とする。

- (3) 第三者証明の確認項目について  
第三者証明により請求者が申し立てた初診日を適正に判断する観点から、第三者証明については、少なくとも以下の項目を確認することとする。  
ただし、一部の確認項目に記載がない場合でも、第三者証明の信憑性を総合的に判断することとする。

① 第三者に関する項目

第三者の氏名、住所、電話番号、請求者との関係（初診日頃又は20歳前の時期の受診していた頃もしくは受診状況を聞いた頃の関係）

② 請求者の初診日頃又は20歳前の時期における医療機関の受診状況に関する項目

傷病名、初診の時期（初診の時期が不明であれば20歳前の受診の時期）、医療機関名・所在地・診療科

③ 第三者から見た請求者の状況等に関する項目

例えば、次のような事項についてできるだけ詳しく記載を求めるものとする。

- ・ 発病から初診日又は20歳前の受診時までの症状の経過
- ・ 初診日頃又は20歳前における日常生活上の支障度合い
- ・ 医療機関の受診契機
- ・ 医師からの療養の指示など受診時の状況
- ・ 初診日頃又は20歳前の受診状況を知り得た状況 など

## 第2 初診日が一定の期間内にあると確認された場合の初診日確認の取扱いについて

### 1. 初診日が一定の期間内にあると確認された場合の初診日確認の基本的取扱いについて

初診日を具体的に特定できなくても、参考資料により一定の期間内に初診日があると確認された場合であって、下記3又は4に該当するときは、一定の条件の下、請求者が申し立てた初診日を認めることができることとする。

### 2. 初診日が一定の期間であると確認するための参考資料について

初診日が一定の期間内であると確認するためには請求者が提出する参考資

料により判断することとなるが、参考資料の例としては、以下のようなものが考えられる。

(1) 一定の期間の始期に関する資料の例

- ・ 請求傷病に関する異常所見がなく発病していないことが確認できる診断書等の資料（就職時に事業主に提出した診断書、人間ドックの結果など）
- ・ 請求傷病の起因及び当該起因の発生時期が明らかとなる資料（交通事故が起因となった傷病であることを明らかにする医学的資料及び交通事故の時期を証明する資料、職場の人間関係が起因となった精神疾患であることを明らかにする医学的資料及び就職の時期を証明する資料など）
- ・ 医学的知見に基づいて一定の時期以前には請求傷病が発病していないことを証明する資料

(2) 一定の期間の終期に関する資料の例

- ・ 請求傷病により受診した事実を証明する資料（2番目以降に受診した医療機関による受診状況等証明書など）
- ・ 請求傷病により公的サービスを受給した時期を明らかにする資料（障害者手帳の交付時期に関する資料など）
- ・ 20歳以降であって請求傷病により受診していた事実及び時期を明らかにする第三者証明

3. 初診日があると確認された一定の期間中、同一の公的年金制度に継続的に加入していた場合について

初診日があると確認された一定の期間が全て国民年金の加入期間のみであるなど同一の公的年金制度の加入期間となっており、かつ、当該期間中のいずれの時点においても、障害年金を支給するための保険料納付要件を満たしている場合は、当該期間中で請求者が申し立てた初診日を認めることができることとする。

なお、当該期間中の全ての期間が、20歳前の期間（厚生年金等の加入期間である場合を除く。以下同じ。）のみである場合又は60歳から65歳の待機期間（厚生年金等の加入期間である場合を除く。以下同じ。）のみである場合については、同一の公的年金制度の加入期間となっているものと取り扱うこととする。その際、20歳前の期間については、保険料納付要件を考慮しないものとする（4において同じ）。

4. 初診日があると確認された一定の期間中、異なる公的年金制度に継続的に加入していた場合について

初診日があると確認された一定の期間が全て国民年金の加入期間と厚生年金の加入期間であるなど異なる公的年金制度の加入期間となっており、かつ、当該期間中のいずれの時点においても、障害年金を支給するための保険料納付要件を満たしている場合は、請求者申立ての初診日について参考となる他

の資料とあわせて初診日を認めることができることとする。

ただし、請求者申立ての初診日が、国民年金の加入期間、20歳前の期間又は60歳から65歳の待機期間である場合には、いずれの場合においても、障害厚生年金等ではなく障害基礎年金を請求するものであることから、初診日があると確認された一定の期間に厚生年金等の加入期間が含まれていたとしても、第2の3と同様に、請求者申立ての初診日について参考となる他の資料がなくとも請求者が申し立てた初診日を認めることができることとする。

### 第3 その他の初診日の取扱いについて

1. 請求者の申立てに基づき医療機関が過去に作成した資料の取扱いについて  
請求の5年以上前に医療機関が作成した資料（診療録等）に請求者申立ての初診日が記載されている場合には、初診日と認めることができることとする。

また、当該資料が、請求の5年以上前ではないが相当程度前である場合については、請求者申立ての初診日について参考となる他の資料とあわせて初診日を認めることができることとする。

ただし、この場合に参考となる他の資料としては、診察券や入院記録など、請求者の申立て以外の記録を根拠として初診日を推定することが可能となる資料が必要であり、請求者又は請求者の家族等の申立てに基づく第三者証明は含まれないものとする。

2. 診察券等における初診日確認の取扱いについて

診察券や医療機関が管理する入院記録等により確認された初診日及び受診した診療科については、請求傷病での受診である可能性が高いと判断できる診療科（精神科など）である場合には、それらの参考資料により初診日を認めることができる。

また、診察券や入院記録等だけでは請求傷病での受診である可能性が高いと判断できない診療科（内科など）の場合であっても、診察券や入院記録等で初診日及び受診した診療科が確認できたときは、請求者申立ての初診日について参考となる他の資料とあわせて初診日を認めることができる。

ただし、他の傷病による受診であると明らかに推認できる場合は認めないこととする。

3. 健診日の取扱いについて

初診日は、原則として初めて治療目的で医療機関を受診した日とし、健康診断を受けた日（健診日）は初診日として取り扱わないこととする。

ただし、初めて治療目的で医療機関を受診した日の医証が得られない場合であって、医学的見地からただちに治療が必要と認められる健診結果である場合については、請求者から健診日を初診日とするよう申立てがあれば、健

診日を初診日とし、健診日を証明する資料（人間ドックの結果など）を求めた上で、初診日を認めることができることとする。

4. 日付が特定されない初診日の取扱いについて

資料により初診日のある年月までは特定できるが日付が特定されない場合には、保険料の納付要件を認定する時点や遺族年金における死亡日の取扱い等を踏まえ、当該月の末日を初診日とする。

ただし、当該月に異なる年金制度（国民年金と厚生年金など）に加入していた場合については、当該月の月末を初診日とはしない。

5. 初診日を確認する際の留意事項について

第1から第3の各項目に限らず、初診日の確認に当たっては、初診日の医証がない場合であっても、2番目以降の受診医療機関の医証などの提出された様々な資料や、傷病の性質に関する医学的判断等を総合的に勘案して、請求者申立てによる初診日が正しいと合理的に推定できる場合は、請求者申立ての初診日を認めることができることとする。

また、初診日に関する複数の資料が提出された場合には、他の資料との整合性等や医学的判断に基づいて、請求者申立ての初診日を確認するものとする。

障害年金等の請求を行うとき、その障害の原因又は誘因となった傷病で初めて受診した医療機関の初診日を明らかにすることが必要です。そのために使用する証明書です。

## 受診状況等証明書

① 氏 名 \_\_\_\_\_

② 傷 病 名 \_\_\_\_\_

③ 発 病 年 月 日 昭和・平成 年 月 日

④ 傷病の原因又は誘因 \_\_\_\_\_

⑤ 発病から初診までの経過

前医からの紹介状はありますか。⇒ 有 無 (有の場合はコピーの添付をお願いします。)

.....

.....

.....

※診療録に前医受診の記載がある場合 1 初診時の診療録より記載したものです。  
右の該当する番号に○印をつけてください 2 昭和・平成 年 月 日の診療録より記載したものです。

⑥ 初診年月日 昭和・平成 年 月 日

⑦ 終診年月日 昭和・平成 年 月 日

⑧ 終診時の転帰 ( 治癒・転医・中止 )

⑨ 初診から終診までの治療内容及び経過の概要

.....

.....

.....

.....

⑩ 次の該当する番号 ( 1～4 ) に○印をつけてください。

複数に○をつけた場合は、それぞれに基づく記載内容の範囲がわかるように余白に記載してください。

上記の記載は 1 診療録より記載したものです。

2 受診受付簿、入院記録より記載したものです。

3 その他 ( ) より記載したものです。

4 昭和・平成 年 月 日の本人の申し立てによるものです。

⑪ 平成 年 月 日

医療機関名

診療担当科名

所在地

医師氏名

印

(提出先) 日本年金機構

(裏面もご覧ください。)

## 記入する際のお願い

- 1 「② 傷病名」の欄は、障害の原因又は誘因となった傷病について記入してください。
- 2 「③ 発病年月日」の欄は、傷病が発病したと考えられる年月日を記入してください。特定できない場合は、「不明」または「不詳」と記入してください。
- 3 「④ 傷病の原因又は誘因」の欄は、傷病の原因又は誘因が特定できない場合、「不明」または「不詳」と記入してください。
- 4 「⑤ 発病から初診までの経過」の欄は、発病から初診までの経過と併せて、診療録から前医を受診していたことが確認できる場合は、前医の医療機関名、受診期間、診療内容等も記入してください。  
また、前医受診に関する記載をした場合は、いつの診療録から記載したものかを記入してください。  
なお、前医からの紹介状が保管されている場合は、そのコピーの添付をお願いします。
- 5 「⑥ 初診年月日」、「⑦ 終診年月日」の欄は、「②傷病名」に複数の傷病を記載した場合、それぞれの傷病に番号を付記していただき、傷病ごとの初診年月日と終診年月日がわかるように記入してください。
- 6 「⑩」の欄は、複数の番号に○印をつけた場合、どの部分がどの記載根拠によるものかわかるように余白に記入してください。  
なお、「4 昭和・平成 年 月 日の本人の申し立てによるものです。」のみに○印を付けた場合は、初診日の証明となりませんので注意してください。
- 7 「⑪」の欄は、医師氏名の印鑑の押印もれがないようにお願いします。
- 8 この証明書に記載した内容を訂正する場合は、訂正箇所に医師の訂正印を押印してください。

## 受診状況等証明書が添付できない申立書

傷 病 名 \_\_\_\_\_

医 療 機 関 名 \_\_\_\_\_

医療機関の所在地 \_\_\_\_\_

受 診 期 間 昭和・平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ 昭和・平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

上記医療機関の受診状況等証明書が添付できない理由をどのように確認しましたか。  
 次の<添付できない理由>と<確認方法>の該当する□に✓をつけ、<確認年月日>に確認した  
 日付を記入してください。  
 その他の□に✓をつけた場合は、具体的な添付できない理由や確認方法も記入してください。

&lt;添付できない理由&gt; \_\_\_\_\_ &lt;確認年月日&gt; 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

 カルテ等の診療録が残っていないため 廃業しているため その他 \_\_\_\_\_<確認方法>  電話  訪問  その他 ( \_\_\_\_\_ )

上記医療機関の受診状況などが確認できる参考資料をお持ちですか。  
 お持ちの場合は、次の該当するものすべての□に✓をつけて、そのコピーを添付してください。  
 お持ちでない場合は、「添付できる参考資料は何もない」の□に✓をつけてください。

 身体障害者手帳・療育手帳・  
 精神障害者保健福祉手帳
  お薬手帳・糖尿病手帳・領収書・診察券  
 (可能な限り診察日や診療科が分かるもの)
 身体障害者手帳等の申請時の診断書  小学校・中学校等の健康診断の記録や 生命保険・損害保険・  成績通知表 労災保険の給付申請時の診断書  盲学校・ろう学校の在学証明・卒業証書 事業所等の健康診断の記録  第三者証明 母子健康手帳  その他 ( \_\_\_\_\_ ) 健康保険の給付記録 (レセプトも含む)  添付できる参考資料は何もない

上記のとおり相違ないことを申し立てます。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

請 求 者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ ※本人自らが署名する場合  
 押印は不要です。

代筆者氏名 \_\_\_\_\_ 請求者との続柄 \_\_\_\_\_

(提出先) 日本年金機構

(裏面もご覧ください。)

障害年金等の請求を行うとき、その障害の原因又は誘因となった傷病の初診日を明らかにすることが必要とされます。一番古い受診歴のある医療機関の「受診状況等証明書」が添付できない場合は、その旨の申立、及び、医療保険の給付にかかる記録などの初診日を確認できる書類を添付いただくことが必要です。この書類はそのために使用する申立書です。

## 記入する際のお願い

- 1 「傷病名」の欄は、医療機関で診断された病名（〇〇病、△△症など）を記入してください。
- 2 「医療機関名」の欄は、医療機関の名称（〇〇病院、△△クリニックなど）を記入してください。
- 3 「医療機関の所在地」の欄は、医療機関の所在地（〇〇市△△町1-1など）を記入してください。
- 4 「受診期間」の欄は、受診していた期間を記入してください。記憶があいまいな場合は、次の（例）のように記入しても構いません。  
 （例）平成5年4月頃～平成5年10月頃、昭和61年春頃～昭和62年夏頃 など
- 5 細線で囲まれた欄は、質問をお読みいただき、その枠内の該当する□に✓をつけてください。
- 6 申立書の下欄にある「平成 年 月 日」の欄は、この申立書を作成した日付を記入してください。
- 7 「住所」と「氏名」の欄は、請求する方の住所と氏名を記入してください。
- 8 この申立書を代筆した場合は、代筆した方の氏名を「代筆者氏名」に記入し、請求する方からみた続柄を「請求者との続柄」の欄に記入してください。

### <参考資料の確認先>

#### 身体障害者手帳等の申請時の診断書

⇒ 診断書等を提出した市区町村の障害福祉の窓口（障害福祉課、高齢障害福祉課など）

#### 生命保険・損害保険・労災保険の給付申請時の診断書

⇒ 診断書等を提出した生命保険会社、損害保険会社、労働基準監督署

#### 事業所等の健康診断の記録

⇒ 当時勤務していた事業所や健康診断を受けた医療機関

#### 健康保険の給付記録（レセプトも含む）

⇒ 当時加入していた健康保険組合や全国健康保険協会（協会けんぽ）

### <参考資料のその他に該当する例>

- ・交通事故証明
- ・インフォームド・コンセントによる医療情報サマリー（診療や治療経過を要約したもの）
- ・次の受診医療機関への紹介状
- ・電子カルテ等の記録（氏名・日付・傷病名・診療科等が印刷されたもの）
- ・交通事故や労災事故などのことが掲載されている新聞記事

## 初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）

私（申立者）は、障害年金の請求者 \_\_\_\_\_ の初診日頃の受診状況などを知っていますので、以下申し立てます。

## 知ったきっかけ

私（申立者）が申し立てる請求者の受診状況などは、

1. 直接見て知りました。
2. 請求者や請求者の家族などから聞いて知りました。  
 なお、聞いた時期は（昭和・平成 年 月 日）（頃）です。

## 請求者との関係

見た（聞いた）当時の関係： \_\_\_\_\_ 現在の関係： \_\_\_\_\_

○傷病名： \_\_\_\_\_ ○初診日： 昭和・平成 年 月 日（頃）

○医療機関名・診療科： \_\_\_\_\_ ○所在地： \_\_\_\_\_

## 申立者が知っている当時の状況等

※記入いただく内容は、別紙「初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）を記入される方へ」の「裏面」をご覧ください。  
 申立者が見たり聞いたりした当時に知った内容のみを記入してください。記入できない項目があっても構いません。

【申立日】平成 年 月 日

<申立者>

住 所：〒 \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_（ ） 氏 名： \_\_\_\_\_ 印

※ 訂正する場合は、二重線で消した上で訂正印を押印してください。

※ 後日、申立者あてに申立内容の確認をさせていただく場合がございます。平日日中でもご連絡が可能な電話番号を記入してください。

※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき適切に取り扱われます。

## 「初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）」を記入される方へ

## 1. 「初診日に関する第三者からの申立書」の目的

障害年金を受給するためには、「初診日」における保険料納付要件を満たす必要があります。

「初診日に関する第三者からの申立書（以下「第三者証明」といいます。）」は、請求者が「初診日」を確認できる医療機関の証明などを提出できない場合、初診日の頃の医療機関の受診状況を見たり聞いたりした第三者（以下「申立者」といいます。）が当時知っていた内容から初診日を推定できるか審査するための書類となります。

このため、第三者証明に記入する内容は、請求者や請求者の家族などから最近得た情報は記入せず、申立者が見たり聞いたりしたときに知った内容のみを記入してください。

※ 初診日：障害年金を請求している病気やケガについて初めて医療機関を受診した日

## 2. 第三者証明の記入方法

裏面の記入方法をご覧になって記入してください。

なお、第三者証明内の知ったきっかけは、いずれか当てはまる方に○を付けてください。

## ○「1. 直接見て知りました。」に当てはまる場合

申立者が、通院の付き添い、入院時のお見舞いまたは医師からの生活上の注意文書を見たなど、障害年金を請求する病気やケガにより請求者が医療機関を受診していることを、初診日の頃に直接見て知った場合を指します。

また、直接見て知った内容に加え、請求者やその家族などから聞いて知った内容が一部含まれる場合も「1」に○を付けてください。

なお、単に請求者と会った際に体調が良くないことに気づいた場合などは、医療機関を受診している事実を申立者が直接見ていないため、「直接見て知った」には含まれません。

## ○「2. 請求者や請求者の家族などから聞いて知りました。」に当てはまる場合

申立者が、請求者やその家族などから「心療内科に通院し始めた」や「医師から甘味を止められている」など、障害年金を請求する病気やケガにより初めて医療機関を受診した頃の様子を聞いて知った場合（手紙等で知った場合を含みます）を指します。

なお、複数回にわたり聞いている場合は、最も現在に近い時期を「聞いた時期」に記入してください。

## 3. 20歳前に初診日がある第三者証明を記入される方に対するお願い

20歳前に初診日がある場合は、少なくとも20歳前までに障害年金を請求する病気やケガにより医療機関を受診したことが明らかであれば、請求者の申し立てしている初診日が認められる場合があります。したがって、第三者証明には、初診日の頃に限らず、請求者が20歳前に医療機関を受診していることがわかる内容を記入してください。

記入方法

初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）

私（申立者）は、障害年金の請求者 \_\_\_\_\_ の初診日頃の受診状況などを知っていますので、以下申し立てます。

知ったきっかけ

私（申立者）が申し立てる請求者の受診状況などは、

- 1. 直接見て知りました。
- 2. 請求者や請求者の家族などから聞いて知りました。  
なお、聞いた時期は（昭和・平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日）（頃）です。

請求者との関係

見た（聞いた）当時の関係： \_\_\_\_\_ 現在の関係： \_\_\_\_\_

○傷病名： \_\_\_\_\_ ○初診日： 昭和・平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日（頃）

○医療機関名・診療科： \_\_\_\_\_ ○所在地： \_\_\_\_\_

申立者が知っている当時の状況等

※記入いただく内容は、別紙「初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）を記入される方へ」の「裏面」をご覧ください。  
申立者が見たり聞いたり

障害年金を請求する病気やケガに関し、以下の項目の当時に知った内容のみを記入してください。（記入できない項目があっても構いません）

- ①申立者が請求者の初診日頃の受診状況を知り得た状況  
初診日頃の受診状況をどのようにして知ったのか具体的に記入してください。
- ②発病から初診日までの症状の経過  
病気やケガが発生してから初めて医療機関を受診するまでの間の具体的な症状を記入してください。
- ③医療機関の受診契機  
請求者が初めて医療機関を受診したきっかけ（原因や理由）について、当時見たり聞いたりして知っている内容を記入してください。
- ④初診日頃における請求者の日常生活上の支障の程度  
病気やケガの影響により、日常生活を送る上で支障があった具体的な状況を記入してください。
- ⑤医師からの療養の指示など受診時の状況  
医師から請求者に対する日常生活、学生生活または勤務などにおける指示（注意）について、当時見たり聞いたりして知っている内容を記入してください。

<申立者>  
住 所： \_\_\_\_\_

連絡先： \_\_\_\_\_ 氏 名： \_\_\_\_\_ ㊞

障害年金請求者の氏名を記入してください。

表面の「2. 第三者証明の記入方法」をご覧ください。あてはまる番号に○をつけてください。なお、「2」に○を付けた場合は聞いた時期も記入してください。

請求者との関係について、見た（聞いた）当時の関係と、現在の関係を記入してください。

障害年金を請求する病気やケガについて、初めて医療機関を受診した日（初診日）や医療機関名・診療科など、申立者が見たり聞いたりした当時に知った内容のみを記入してください。（記入できない項目があっても構いません）

申立者について記載してください。

※ 訂正する場合は、二重線で消した上で訂正印を押印してください。  
※ 後日、申立者あてに申立内容の確認をさせていただく場合がございます。平日日中でもご連絡が可能な電話番号を記入してください。  
※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき適切に取り扱われます。

## 障害年金の初診日に関する調査票【先天性障害（網膜色素変性症等）：眼用】

本調査票は、初診日を審査する際の資料となるものです。

◎ 次のことにお答えください。

1. 眼の疾患について、幼児期に家族から又は学校の健康診断等で、何かいわれて医療機関に行ったことがありますか。

いわれたことはない

昭和・平成 年 月 日頃受診した（受診医療機関名 ）

2. 該当する項目に✓を記入のうえ、該当日と当時の視力を記載してください。

障害基礎年金請求 20歳時（昭和・平成 年 月 日）における視力

障害厚生年金請求 厚生年金資格取得時（昭和・平成 年 月 日）における視力

右眼 裸眼（ ） 矯正（ ）

左眼 裸眼（ ） 矯正（ ）

3. 視力が落ちてきたことにいつごろ気づかれましたか。

昭和・平成 年 月 日頃

4. あなたの視力の経過について、記入してください。

※中学校卒業から数年単位でわかる範囲で記入してください。

経 過	右 眼		左 眼	
	裸 眼	矯 正	裸 眼	矯 正
中学校卒業時				
昭和・平成 年 月				
昭和・平成 年 月				
昭和・平成 年 月				
昭和・平成 年 月				
昭和・平成 年 月				
昭和・平成 年 月				
昭和・平成 年 月				

上記のとおり回答します。

平成 年 月 日

住所

報告者

氏名

印（続柄 ）

※ ご回答ありがとうございました。

回答内容を審査した結果、照会することがありますので、あらかじめご承知おきください。

※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に取り扱われます。

## 障害年金の初診日に関する調査票【先天性障害：耳用】

本調査票は、初診日を審査する際の資料となるものです。

◎ 次のことにお答えください。

1. 聴力障害について、幼児期に家族から又は学校の健康診断等で、何かいわれて医療機関に行ったことがありましたか。

いわれたことはない

昭和・平成 年 月 日頃受診した（受診医療機関名 ）

2. 該当する項目に✓を記入のうえ、該当日と当時の聴力を記載してください。

障害基礎年金請求 20歳時（昭和・平成 年 月 日）における聴力

障害厚生年金請求 厚生年金資格取得時（昭和・平成 年 月 日）における聴力

右耳（ d B） 左耳（ d B）

3. 聴力が落ちてきたことにいつごろ気づかれましたか。

昭和・平成 年 月 日頃

4. あなたの聴力の経過について、記入してください。

※中学校卒業から数年単位でわかる範囲で記入してください。

経 過	右 耳	左 耳
中学校卒業時	d B	d B
昭和・平成 年 月	d B	d B
昭和・平成 年 月	d B	d B
昭和・平成 年 月	d B	d B
昭和・平成 年 月	d B	d B
昭和・平成 年 月	d B	d B
昭和・平成 年 月	d B	d B
昭和・平成 年 月	d B	d B
昭和・平成 年 月	d B	d B

上記のとおり回答します。

平成 年 月 日

住所

報告者

氏名

印（続柄 ）

※ ご回答ありがとうございました。

回答内容を審査した結果、照会することがありますので、あらかじめご承知おきください。

※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に取り扱われます。

## 障害年金の初診日に関する調査票【先天性股関節疾患(臼蓋形成不全を含む)用】

本調査票は、初診日を審査する際の資料となるものです。

◎ 次のことにお答えください。

1. 股関節の手術（骨切術、人工関節、人工骨頭など）をされている場合は、手術前のレントゲンフィルムを提出してください。手術をされていない場合は、一番古いレントゲンフィルムを提出してください。

（提出できない場合は、以下にその理由をご記入ください。）

[ ]

2. 学校（小学校、中学校、高校等）での体育の実技は、他の生徒と同じようにできましたか。または、股関節の不自由が原因で見学することがありましたか。

[ ]

3. 0歳から20歳までの股関節の治療の経過を記入してください。

年齢	受診の状況	症状の経過
0歳～5歳		
6歳～10歳		
11歳～15歳		
16歳～20歳		

※ 受診した期間は、受診医療機関名及び通院期間・受診回数・入院期間・治療の経過、医師から指示された事項、転医・受診中止の理由などを記入してください。また、受診していない期間については、その理由、自覚症状の程度、日常生活の状況などについて、具体的に記入してください。

上記のとおり回答します。

平成 年 月 日

住所  
報告者  
氏名

印（続柄）

※ ご回答ありがとうございました。

回答内容を審査した結果、照会することがありますので、あらかじめご承知おきください。

※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に取り扱われます。

## 障害年金の初診日に関する調査票【糖尿病用】

本調査票は、初診日を審査する際の資料となるものです。

◎ 次のことにお答えください。

1. 倦怠感・身体の不調・口渇等を自覚されたのは、いつ頃ですか。また、そのときはどのような状態でしたか。

昭和・平成 年 月 日

状態 ( )

2. 健康診断等で尿に糖が出ていることを指摘されたことはありますか。

- 指摘あり (検査日：昭・平 年 月 日)  
 指摘なし

3. (2で指摘ありの場合) その検査日以降のすべての検査結果(写)を添付してください。

※事業所に保管されている場合もありますので、確認してください。

- 保管されているすべての検査結果(写)を添付した。(他にはない)  
 十分に確認したが、添付できる検査結果が残っていない。(ひとつもない)

4. (2で指摘ありの場合) 健康診断の結果ですぐに医療機関を受診しましたか。

- すぐに受診した(昭・平 年 月 日) 医療機関名 ( )  
 すぐに受診しなかった  
(理由及び健康診断の指摘後、受診するまでの間の体調)

( )

上記のとおり回答します。

平成 年 月 日

住所

報告者

氏名

印 (続柄 )

※ ご回答ありがとうございました。

回答内容を審査した結果、照会することがありますので、あらかじめご承知おきください。

※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に取り扱われます。

## 障害年金の初診日に関する調査票【腎臓・膀胱の病気用】

本調査票は、初診日を審査する際の資料となるものです。

◎ 次のことにお答えください。

1. 身体の不調・むくみ等を自覚されたのは、いつ頃ですか。また、そのときはどのような状態でしたか。

昭和・平成 年 月 日

状態 ( )

2. 健康診断等で尿に蛋白が出ていることを指摘されたことはありますか。

- 指摘あり (検査日: 昭・平 年 月 日)  
 指摘なし

3. (2で指摘ありの場合) その検査日以降のすべての検査結果 (写) を添付してください。

※事業所に保管されている場合もありますので、確認してください。

- 保管されているすべての検査結果 (写) を添付した。(他にはない)  
 十分に確認したが、添付できる検査結果が残っていない。(ひとつもない)

4. (2で指摘ありの場合) 健康診断の結果ですぐに医療機関を受診しましたか。

- すぐに受診した (昭・平 年 月 日) 医療機関名 ( )  
 すぐに受診しなかった  
 (理由及び健康診断の指摘後、受診するまでの間の体調)

( )

上記のとおり回答します。

平成 年 月 日

住所

報告者

氏名

印 (続柄 )

※ ご回答ありがとうございました。

回答内容を審査した結果、照会することがありますので、あらかじめご承知おきください。

※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に取り扱われます。

## 障害年金の初診日に関する調査票【肝臓の病気用】

本調査票は、初診日を審査する際の資料となるものです。

◎ 次のことにお答えください。

1. 倦怠感・身体の不調・むくみ等を自覚されたのは、いつ頃ですか。また、そのときはどのような状態でしたか。

昭和・平成 年 月 日

状態 ( )

2. 健康診断等で肝機能障害を指摘されたことはありますか。

- 指摘あり (検査日：昭・平 年 月 日)  
 指摘なし

3. (2で指摘ありの場合) その検査日以降のすべての検査結果(写)を添付してください。

※事業所に保管されている場合もありますので、確認してください。

- 保管されているすべての検査結果(写)を添付した。(他にはない)  
 十分に確認したが、添付できる検査結果が残っていない。(ひとつもない)

4. (2で指摘ありの場合) 健康診断の結果ですぐに医療機関を受診しましたか。

- すぐに受診した(昭・平 年 月 日) 医療機関名 ( )  
 すぐに受診しなかった  
(理由及び健康診断の指摘後、受診するまでの間の体調)

( )

上記のとおり回答します。

平成 年 月 日

住所

報告者

氏名

印 (続柄 )

※ ご回答ありがとうございました。

回答内容を審査した結果、照会することがありますので、あらかじめご承知おきください。

※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に取り扱われます。

## 障害年金の初診日に関する調査票【心臓の病気用】

本調査票は、初診日を審査する際の資料となるものです。

◎ 次のことにお答えください。

1. 身体の不調・むくみ等を自覚されたのは、いつ頃ですか。また、そのときはどのような状態でしたか。

昭和・平成 年 月 日

状態 ( )

2. 健康診断等で心機能障害を指摘されたことはありますか。

- 指摘あり (検査日：昭・平 年 月 日)  
 指摘なし

3. (2で指摘ありの場合) その検査日以降のすべての検査結果(写)を添付してください。

※事業所に保管されている場合もありますので、確認してください。

- 保管されているすべての検査結果(写)を添付した。(他にはない)  
 十分に確認したが、添付できる検査結果が残っていない。(ひとつもない)

4. (2で指摘ありの場合) 健康診断の結果ですぐに医療機関を受診しましたか。

- すぐに受診した(昭・平 年 月 日) 医療機関名 ( )  
 すぐに受診しなかった  
 (理由及び健康診断の指摘後、受診するまでの間の体調)

( )

上記のとおり回答します。

平成 年 月 日

住所

報告者

氏名

印 (続柄 )

※ ご回答ありがとうございました。

回答内容を審査した結果、照会することがありますので、あらかじめご承知おきください。

※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に取り扱われます。

## 障害年金の初診日に関する調査票【肺の病気用】

本調査票は、初診日を審査する際の資料となるものです。

◎ 次のことにお答えください。

1. 身体の不調・呼吸困難（息切れ、息苦しさ）等を自覚されたのは、いつ頃ですか。また、そのときはどのような状態でしたか。

昭和・平成 年 月 日

状態 [ ]

2. 健康診断等で肺機能障害を指摘されたことはありますか。

- 指摘あり（検査日：昭・平 年 月 日）  
 指摘なし

3. （2で指摘ありの場合）その検査日以降のすべての検査結果（写）を添付してください。

※事業所に保管されている場合もありますので、確認してください。

- 保管されているすべての検査結果（写）を添付した。（他にはない）  
 十分に確認したが、添付できる検査結果が残っていない。（ひとつもない）

4. （2で指摘ありの場合）健康診断の結果ですぐに医療機関を受診しましたか。

- すぐに受診した（昭・平 年 月 日）医療機関名（ ）  
 すぐに受診しなかった  
（理由及び健康診断の指摘後、受診するまでの間の体調）

[ ]

上記のとおり回答します。

平成 年 月 日

住所

報告者

氏名

印（続柄 ）

※ ご回答ありがとうございました。

回答内容を審査した結果、照会することがありますので、あらかじめご承知おきください。

※ ご記入いただいた個人情報は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に取り扱われます。

## I 障害基礎年金に関する用語について

## 1 初診日とは

初診日とは、障害の原因となった傷病について、初めて医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の診療を受けた日をいいます。

具体的には次のような場合を初診日としています。

- (1) 初めて診療を受けた日（治療行為又は療養に関する指示があった日）
- (2) 同一の傷病で転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日
- (3) 過去の傷病が治癒し同一傷病で再度発症している場合は、再度発症し医師等の診療を受けた日
- (4) 傷病名が確定しておらず、対象傷病と異なる傷病名であっても、同一傷病と判断される場合は、他の傷病名の初診日が対象傷病の初診日
- (5) じん肺症（じん肺結核を含む。）については、じん肺と診断された日
- (6) 障害の原因となった傷病の前に相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日が対象傷病の初診日
- (7) 先天性の知的障害（精神遅滞）は誕生日
- (8) 先天性心疾患、網膜色素変性症などは、具体的な症状が出現し、初めて診療を受けた日
- (9) 先天性股関節脱臼は、完全脱臼したまま生育した場合は誕生日が初診日、青年期以降になって変形性股関節症が発症した場合は、発症後に初めて診療を受けた日

（注）過去の傷病が治癒したのち再び同一傷病が発症した場合は、再発として過去の傷病とは別傷病としますが、治癒したと認められない場合は、傷病が継続しているとみて同一傷病として取扱います。

### ワンポイント！

- ・ 障害年金の初診日は、医師又は歯科医師の診療を受けた日とされていますので、整骨院、ほねつぎ、鍼灸院等は初診日と認められません。
- ・ 発達障害（アスペルガー症候群や高機能自閉症など）は、自覚症状があって初めて診療を受けた日が初診日となります。知的障害（精神遅滞）とは異なるので注意してください。
- ・ 健康診断を受けた日（健診日）は、原則初診日として取扱いません。

ただし、初診時（1番最初に受診した医療機関）の医師の証明が添付できない場合であっても、医学的見地からただちに治療が必要と認められる健診結果である場合については、請求者から健診日を初診日とするよう申立てがあれば、健診日を証明する資料（人間ドックの結果など）を求めたうえで、初診日を認めることができます。

## Ⅶ 初診日証明の点検について

## 1 初診日の証明

---

障害認定日による請求で障害認定日が遡及する場合や、事後重症による請求で初診日がかなり遡った傷病による年金請求では、終診（転医・中止）から5年を経過していると、当時の診療録が廃棄されていること等により、初診時の医療機関における診療録に基づく初診等を証明する医師の証明が得られないことがあります。

しかしながら、一方では、患者に的確な診療を行うために診療録の保存期限の5年を経過していても「患者サマリー」として既往歴を保存している医療機関もありますので、初診時の医療機関と診断書を作成した医療機関が異なる場合は、まず「受診状況等証明書」を求めるといいます。

初診時（1番最初に受診した医療機関）の医師の証明が添付できない場合は、「受診状況等証明書が添付できない申立書」を提出してもらい、2番目に受診した医療機関による最初の受診医療機関及び初診日が記入されている医師の証明書が提出できるか確認し、添付できない場合は、「受診状況等証明書が添付できない申立書」を提出してもらいます。この作業を一番古い医師の証明が添付できるまで繰り返すこととなります。

初診時の医療機関において受診状況等証明書がとれない場合は、83ページの「初診日の確認フロー」を参考に点検と確認をお願いします。

本人の申立てより前に初診日が遡る記述が受診状況等証明書に記入されている場合は、病歴・就労状況等申立書の見直し（追記）が必要となります。

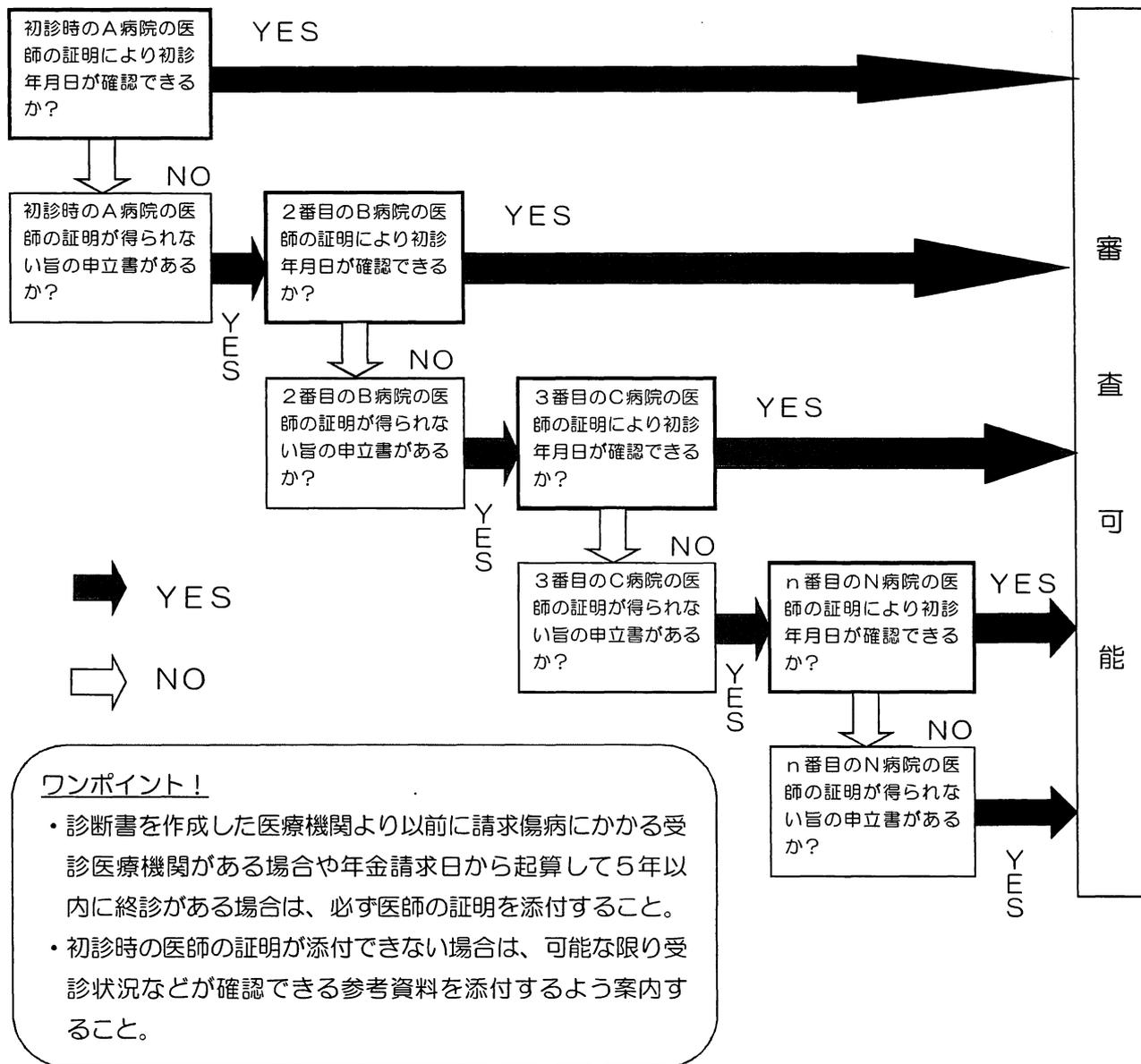
2番目以降に受診した医療機関による最初の受診医療機関及び初診日が記入されている医師の証明などの資料は、次の取扱いとなります。

(ア) 請求の5年以上前に医療機関が作成した資料（診療録等）に本人申立ての初診日が記載されており、それを基に作成された資料の場合は、その資料単独で初診日を認めることができます。

例) 2番目の医療機関の受診状況等証明書に、7年前の診療録を基にして最初の受診医療機関及び初診日が記入されている

(イ) 医療機関による資料の作成が、請求の5年以上前ではないが相当程度前である場合については、他の参考資料があわせて提出された場合には、初診日を認めても差し支えないとしています。ただし、他の参考資料としては、第三者証明は不適當であり、お薬手帳、領収書、診察券など本人申立て以外の記録を根拠として初診日について推定することが可能となる資料が必要です。

## 初診日の確認フロー



初診日を確認するうえで、次のものを参考資料として取り扱うこととしていますので、初診時の医師の証明が添付できない場合は、次の書類の（写）を「受診状況等証明書が添付できない申立書」に添付してください。

- (1) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
  - 手帳では、交付年月日、障害等級、等級変更の履歴、傷病名（身体障害者手帳のみ）等が確認できます。更新前の手帳も参考になります。

(2) 身体障害者手帳等の申請時の診断書

(3) 生命保険、損害保険、労災保険の給付申請時の診断書

→ 診断書（写）では、傷病の発生日、傷病の原因、傷病の経過等を確認することができます。本人が保管されていない場合は、診断書を提出した市区町村の窓口、福祉事務所、保険会社等に提出した当時の診断書が保管されているか確認してもらってください。

(4) 交通事故証明書

→ 交通事故が原因である場合、交通事故証明書で事故発生日が確認できるので初診日を特定する資料となります。ただし、警察への届出のない事故については、交通事故証明書を交付してもらえません。

(5) 労災の事故証明書

→ 事故発生日、療養開始日等が確認できるので初診日を特定する資料となります。ただし、労災の給付を申請していない事故については、労災の事故証明書はありません。

(6) 事業所の健康診断の記録

→ 事業所は、労働安全衛生法の規定により、健康診断の結果を5年間保管する義務がありますので、本人が健康診断の結果を保管していない場合は、事業所に保管されているか確認してください。

### ワンポイント！

健康診断を受けた日（健診日）は原則、初診日として取扱いませんが、初診時の医師の証明が添付できない場合であって、医学的見地からただちに治療が必要と認められる健診結果である場合については、請求者から健診日を初診日とするよう申立てがあれば、健診日を初診日として取り扱うことができます。

(7) インフォームド・コンセントによる医療情報サマリー

→ 傷病の発生からの治療の経過や症状の経過等が確認できますので、初診日を特定する資料となります。

(8) 健康保険の給付記録（健康保険組合や健康保険協会等）

→ 初診日に係る健康保険の給付記録が健康保険組合や健康保険協会に保管されている場合がありますので、初診日の証明が取得できない場合は、本人経由で取り寄せてもらってください。

(9) 次の受診医療機関への紹介状

→ 2番目以降の医療機関にて、前医について確認可能な場合もあります。受診状況等証明書を整備する際には、わかる範囲で前医の医療機関名、受診期間、診療内容を具体的に記入

してもらおうようにしてください。前医からの紹介で受診した場合は、その紹介状の写しを添付してもらえないか確認してください。

(10) 電子カルテ等の記録（氏名、日付、傷病名、診療科等が確認されたもの）

→ 患者の受診記録を電子カルテ等に保存している医療機関がありますので、初診日、診療科、傷病名が確認できる画面がありましたら、その画面を印刷したものを添付してください。

(11) お薬手帳、糖尿病手帳、領収書、診察券（可能な限り診察日や診療科が分かるもの）

→ お薬手帳では、処方箋を発行した医療機関等が確認できます。糖尿病手帳では、手帳を発行した医療機関と血糖値などの検査数値が確認できます。領収書では、受診日、診療科等が確認できます。診察券では、発行日（受診日）診療科等が確認できます。

(12) 第三者証明（20歳前の障害基礎年金）

→ 複数の第三者（民生委員、病院長、施設長、事業主、隣人等であって、請求者の民法上の三親等内の親族は含まない。）証明により確実視される場合は、その証明により確認して差し支えないとしています。

ただし、第三者証明を行う者が、請求者の初診日頃又は20歳前の時期の受診状況を、

① 直接的に見て認識していた

② 請求者や請求者の家族等から、請求者の初診日頃又は20歳前の時期に聞いていた

③ 請求者や請求者の家族等から、請求時から概ね5年以上前に聞いていた

（概ね5年以内であっても、他の様々な資料から本人申立ての初診日が正しいと合理的に推定できる場合には、第三者証明として認めることができます。）

のいずれかに該当する場合に、その受診状況を申し立てるものであることが必要です。

請求者が複数の第三者証明を取得することが困難である場合には、単数の第三者証明であっても、相当程度信憑性が高いと認められるものであれば、第三者証明として認めることができます。

第三者証明により初診日を確認する場合には、可能な範囲で、本人申立ての初診日について参考となる資料の添付を幅広く求め、それらの資料との整合性や医学的判断等により第三者証明の信憑性を確認してください。

(13) 第三者証明（20歳前の障害基礎年金以外）

→ 診察券や入院記録などの初診日について客観性が認められる他の参考資料があわせて提出された場合に限り、複数の第三者（民生委員、病院長、施設長、事業主、隣人等であって、請求者の民法上の三親等内の親族は含まない。）証明を、初診日を合理的に推定するための参考資料とし、初診日を認めても差し支えないとしています。

ただし、第三者証明を行う者が、請求者の初診日頃の受診状況を、

① 直接的に見て認識していた

② 請求者や請求者の家族等から、請求者の初診日頃に聞いていた

- ③ 請求者や請求者の家族等から、請求時から概ね5年以上前に聞いていた  
 (概ね5年以内であっても、他の様々な資料から本人申立ての初診日が正しいと合理的に推定できる場合には、第三者証明として認めることができます。)

のいずれかに該当する場合に、その受診状況を申し立てるものであることが必要です。

請求者が複数の第三者証明を取得することが困難である場合には、単数の第三者証明であっても、相当程度信憑性が高いと認められるものであれば、第三者証明として認めることができます。

なお、初診日頃に請求者が受診した医療機関の担当医師、看護師その他の医療従事者(初診日頃の受診状況を直接把握している者に限る)による第三者証明により確実視される場合は、医師の証明と同等の資料として、他に参考資料がなくとも、その証明のみで確認して差し支えないとしています。

第三者証明により初診日を確認する場合には、可能な範囲で、本人申立ての初診日について参考となる資料の添付を幅広く求め、それらの資料との整合性や医学的判断等により第三者証明の信憑性を確認してください。

(14) その他

→ 例えば、交通事故による請求で事故証明が取得できない場合は、事故のことが掲載されている新聞記事を添付するなど可能な限り参考となる資料を添付してください。

○ 初診時の医師の証明が添付できない場合の取扱い

次の資料等は、初診時の医師の証明及び他の参考資料を添付できない場合であっても、単数または複数の資料のみで初診日を認めることができるものです。

区 分	資 料 の 内 容	備 考
右の資料は単数で初診日を認めることができる	前記(ア)の医師の証明	詳細はP82参照
	20歳前の受診が確認できる医師の証明【20歳前の障害基礎年金】	後記の一定の期間要件で認めることができる
	第三者証明 初診日頃に請求者が受診した医療機関の医療従事者によるもの	初診日頃の受診状況を直接把握している者に限る
右の資料は複数で初診日を認めることができる	第三者証明【20歳前の障害基礎年金】	原則として複数の第三者証明が必要であるが、相当程度信憑性が高いものであれば、単数でも認めることができる

上記以外は、複数の参考資料から合理的に初診日を特定できるか確認することになります。

ただし、本人の申立てに基づき医療機関が過去に作成した資料及び第三者証明は、客観性が認められる他の参考資料(本人申立て以外の記録を根拠として初診日を推定することが可能となるもの)とあわせて初診日を認めることができます。

本人の申立てに基づき医療機関が過去に作成した資料・第三者証明 (右の資料とあわせて初診日を認めることができる)	客観性が認められる参考資料の例 (医療機関が作成した参考資料であっても、本人の申立てによる初診日等を記載した資料は不適当)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・前記(イ)の医師の証明 (P82 参照)</li> <li>・第三者証明【20歳前の障害基礎年金以外】            ※原則として複数の第三者証明が必要であるが、相当程度信憑性が高いものであれば、単数でも第三者証明として認めることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳等の申請時の診断書</li> <li>・生命保険、損害保険、労災保険の給付申請時の診断書</li> <li>・交通事故証明書</li> <li>・労災の事故証明書</li> <li>・インフォームド・コンセントによる医療情報サマリー</li> <li>・健康保険の給付記録</li> <li>・次の受診医療機関への紹介状</li> <li>・電子カルテ等の記録</li> <li>・お薬手帳、糖尿病手帳、領収書、診察券</li> </ul>

○ 参考資料によって初診日が特定できない場合の取扱い

さらに、前記の「初診時の医師の証明が添付できない場合の取扱い」によって初診日が特定できない場合であっても、2番目以降の受診医療機関の医師の証明や参考資料などの提出された様々な資料や、傷病の性質に関する医学的判断等を総合的に勘案して、本人申立ての初診日が正しいと合理的に推定できる場合は、本人申立ての初診日を認めることができます。

初診日が被保険者期間内であると判断できない場合又は、被保険者期間中であることが確認できても初診日を特定できない場合は、初診日があると判断できる一定の期間内の全てで初診日にかかる支給要件を継続的に満たしているか確認を行います。

○ 初診日が特定できない場合の取扱い(一定の期間要件の確認)

初診日を具体的に特定できなくても、参考資料により一定の期間内に初診日があると確認された場合であって、次の(1)又は(2)に該当するときは、一定の条件の下、本人申立ての初診日を認めることができます。

一定の期間を確認する際には、必要に応じて一定の期間を特定するための参考資料を請求者へ求めてください。

(一定の期間の始期に関する参考資料の例)

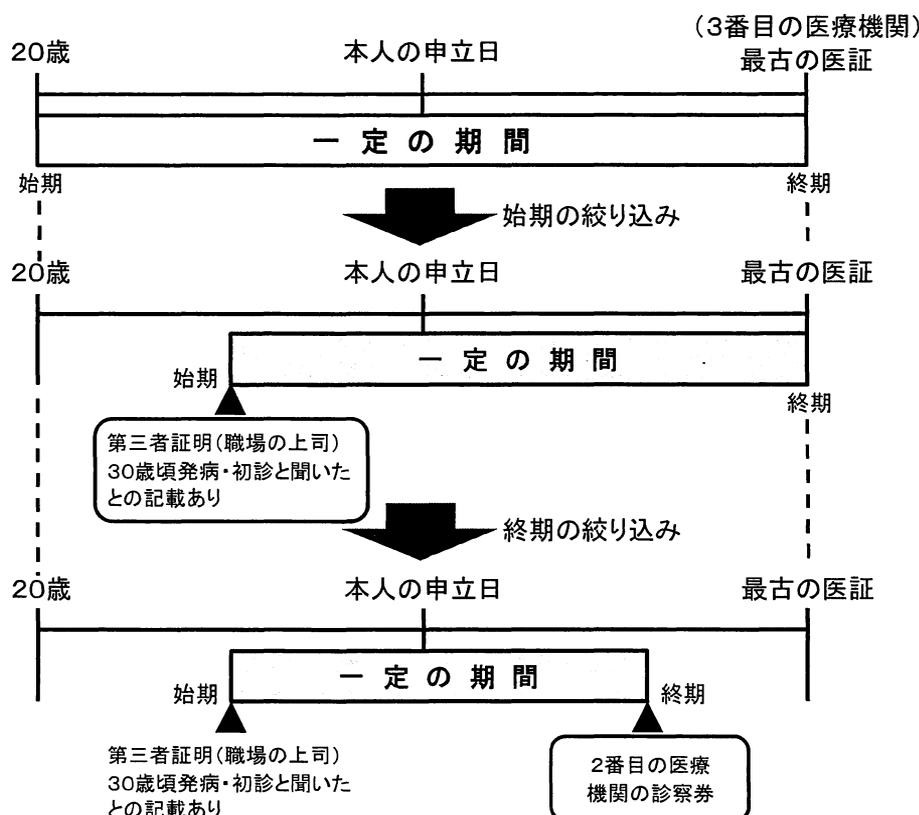
- ・請求傷病に関する異常所見がなく発病していないことが確認できる診断書等の資料
  - \* 就職時に事業主に提出した診断書
  - \* 人間ドックの結果
- ・請求傷病の起因及び当該起因の発生時期が明らかとなる資料
  - \* 交通事故が起因となった傷病であることを明らかにする医学的資料及び交通事故の時期を証明する資料
  - \* 職場の人間関係が起因となった精神疾患であることを明らかにする医学的資料及び就職の時期を証明する資料

- ・医学的知見に基づいて一定の時期以前には請求傷病が発病していないことを推認できる、診断書作成医への発病時期に関する医師照会などの資料
- ・請求傷病に関する症状がないことが確認できる第三者証明
  - \*職場の上司や産業医等、就労状況等を把握していた者による第三者証明

(一定の期間の終期に関する参考資料の例)

- ・請求傷病により受診した事実を証明する資料
  - \*2番目以降に受診した医療機関による受診状況等証明書
- ・請求傷病により公的サービスを受給した時期を明らかにする資料
  - \*障害者手帳の交付時期に関する資料
- ・20歳以降であって請求傷病により受診していた事実及び時期を明らかにする第三者証明
- ・請求傷病により医療を受けた時期を明らかにする資料
  - \*調剤内容の確認できる調剤薬局の領収書
  - \*装具(眼鏡、補聴器等)作成時の異常所見を確認できる資料

(一定の期間の始期・終期の絞り込み例)



(1) 初診日があると確認された一定の期間中、同一制度に継続的に加入していた場合

初診日があると確認された一定の期間が全て国民年金の加入期間のみであるなど、同一制度の加入期間となっており、かつ、当該期間中のいずれの時点においても納付要件を満たし

ている場合は、本人申立ての初診日を認めることができます。

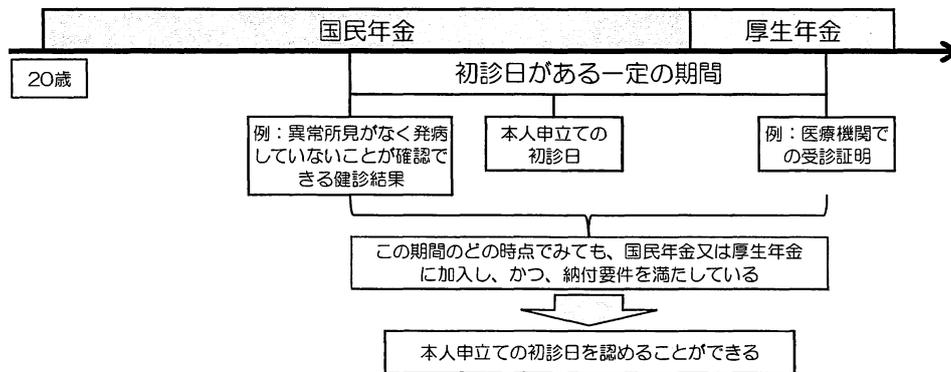
なお、一定の期間の全てが20歳前の未加入期間のみである場合又は60歳以上65歳未満の未加入期間（待機期間）のみである場合については、同一制度の加入期間となっているものとして取扱います。その際、20歳前の未加入期間については、保険料納付要件を考慮する必要はありません。

(2) 初診日があると確認された一定の期間中、異なる制度に継続的に加入していた場合

初診日があると確認された一定の期間が、国民年金の加入期間、厚生年金の加入期間、共済組合等の加入期間、20歳前の未加入期間、60歳以上65歳未満の未加入期間（待機期間）の混在であり、かつ、当該期間中のいずれの時点においても納付要件を満たしている場合は、本人申立ての初診日がどの期間に属しているかにより取扱いが異なります。

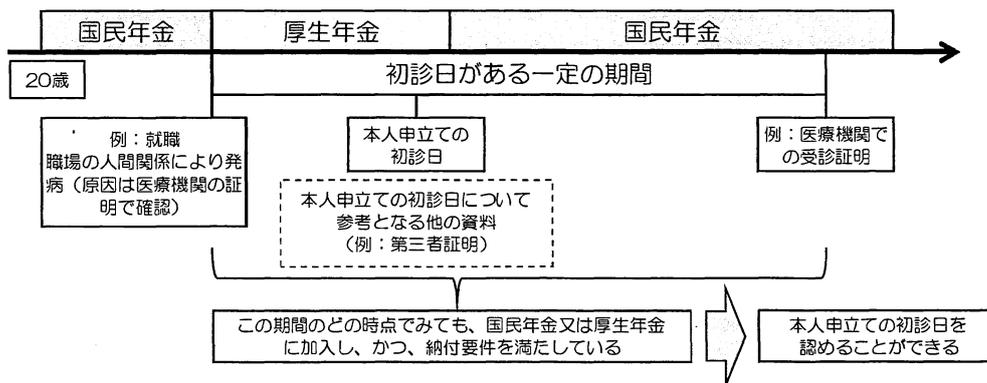
A. 本人申立ての初診日が国民年金の加入期間、20歳前の未加入期間又は60歳以上65歳未満の未加入期間（待機期間）である場合

→ 本人申立ての初診日を認めることができます。



B. 本人申立ての初診日が厚生年金の加入期間である場合

→ 本人申立ての初診日についての他の参考資料とあわせて、本人申立ての初診日を認めることができます。



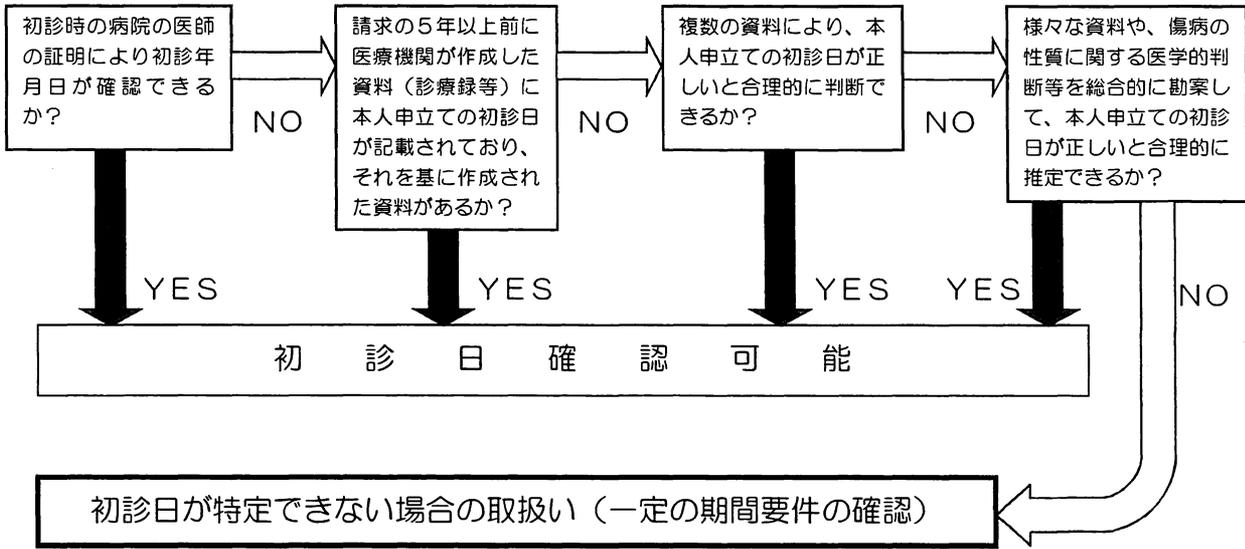
### ワンポイント！

- 「当該期間中のいずれの時点においても納付要件を満たしている場合」とは、初診日がある一定の期間中のいずれの時点においても納付要件を満たしていることを確認する必要があります。なお、3分の2要件だけでなく、直近1年要件や旧法障害厚生年金の納付要件（厚生年金保険の加入期間が6月以上であること等等）など、該当する時期に応じた納付要件を満たしていることを確認する必要があります。
- 初診日があると確認された一定の期間に、昭和61年3月以前に被用者年金の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間や、海外在住期間などの国民年金未加入期間が含まれる場合は、請求者が申し立てた初診日を認めることはできません。

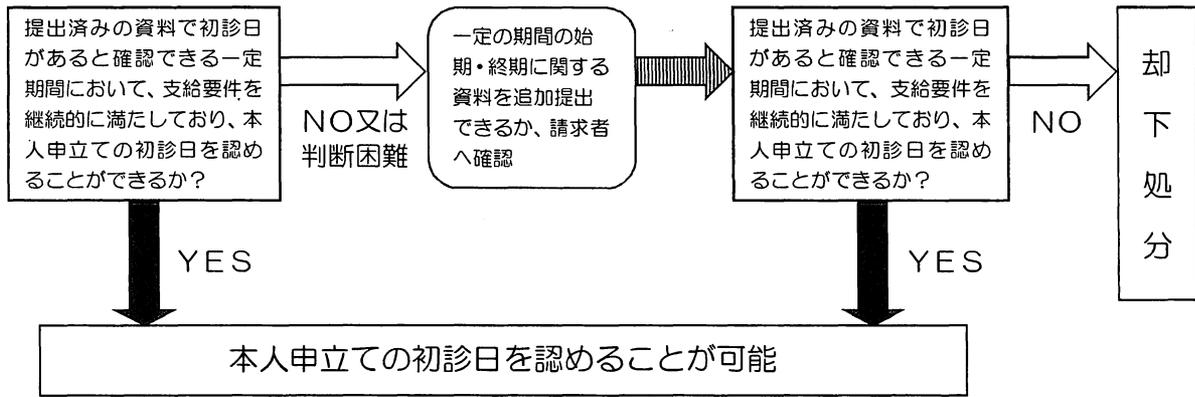
#### ○ 日付が特定できない初診日の取扱い

資料により初診日のある年月までは特定できるが、日付が特定できない場合は、当該月の末日を初診日とします。（当該月に異なる制度に加入していた場合を除く）

### 初診日証明の審査フロー



### 一定の期間要件の確認フロー



## 2 受診状況等証明書の特検

年金等の請求用

障害年金等の請求を行うとき、その障害の原因又は誘因となった傷病で初めて受診した医療機関の初診日を明らかにすることが必要です。そのために使用する証明書です。

### 受診状況等証明書

① 氏 名 \_\_\_\_\_

② 傷 病 名 \_\_\_\_\_

③ 発 病 年 月 日 昭和・平成 年 月 日

④ 傷病の原因又は誘因 \_\_\_\_\_

⑤ 発病から初診までの経過

前医からの紹介状はありますか。⇒ 有 無 (有の場合はコピーの添付をお願いします。)

.....

.....

.....

※診療録に前医受診の記載がある場合 1 初診時の診療録より記載したものです。  
 右の該当する番号に○印をつけてください 2 昭和・平成 年 月 日の診療録より記載したものです。

⑥ 初診年月日 昭和・平成 年 月 日

⑦ 終診年月日 昭和・平成 年 月 日

⑧ 終診時の転帰 ( 治癒・転医・中止 )

⑨ 初診から終診までの治療内容及び経過の概要

.....

.....

.....

⑩ 次の該当する番号 ( 1 ~ 4 ) に○印をつけてください。

複数に○をつけた場合は、それぞれに基づく記載内容の範囲がわかるように余白に記載してください。

- 上記の記載は
- 1 診療録より記載したものです。
  - 2 受診受付簿、入院記録より記載したものです。
  - 3 その他 ( ) より記載したものです。
  - 4 昭和・平成 年 月 日の本人の申し立てによるものです。

⑪ 平成 年 月 日

医療機関名

診療担当科名

所在地

医師氏名

印

(提出先) 日本年金機構

(裏面もご覧ください。)

## 留意事項

---

- 氏名、傷病名、発病年月日及び傷病の原因又は誘因
  - ・ 氏名、傷病名、発病年月日、傷病の原因又は誘因が記入されていること。
  - ・ 複数の傷病が記入されている場合は、それぞれの傷病の発病日、初診日が分かるように記入されていること。
  - ・ 発病年月日、傷病の原因又は誘因が特定できない場合は、「不詳」や「不明」と記入されていること。
  
- 発病から初診までの経過
  - ・ この欄に他の医療機関を受診したことが記入されている場合又は「前医からの紹介状」が「有」とされている場合は、初診日が遡ることがあるので、しっかり確認すること。初診日が遡ると、病歴・就労状況等申立書を再確認する必要があること。（例えば、「紹介され当院受診」や「精査目的で当院受診」など）
  - ・ 前医受診（本人申立ての初診日）の記載がある場合は、いつの診療録から記載したものであるか確認すること。
  
- 初診年月日、終診年月日及び終診時の転帰
  - ・ 病歴・就労状況等申立書に記入されている初診日と終診日が、受診状況等証明書の初診日と終診日と一致していること。
  
- 初診より終診までの治療内容及び経過の概要
  - ・ 治療内容（薬の処方状況、検査結果等）が記入されていること。
  
- 記載根拠
  - ・ 記載根拠のいずれかに○が付されていることを確認し、記載根拠の複数に○が付されている場合は、どの部分がどの根拠に基づいて記入されたものであるかが分かるようになっていること。  
(4)に○が付されている場合は、次に受診した医療機関の受診状況等証明書が添付されていること。
  
- 証明欄
  - ・ 証明書を作成した医療機関や医師の氏名が記入されていること。また、医師の印鑑が押印されていること。

### 3 受診状況等証明書が添付できない申立書の点検

年金等の請求用

#### 受診状況等証明書が添付できない申立書

傷 病 名 \_\_\_\_\_

医 療 機 関 名 \_\_\_\_\_

医療機関の所在地 \_\_\_\_\_

受 診 期 間 昭和・平成 年 月 日 ~ 昭和・平成 年 月 日

上記医療機関の受診状況等証明書が添付できない理由をどのように確認しましたか。  
次の<添付できない理由>と<確認方法>の該当する□に✓をつけ、<確認年月日>に確認した日付を記入してください。  
その他の□に✓をつけた場合は、具体的な添付できない理由や確認方法も記入してください。

<添付できない理由>	<確認年月日> 平成 年 月 日
<input type="checkbox"/> カルテ等の診療録が残っていないため	
<input type="checkbox"/> 廃業しているため	
<input type="checkbox"/> その他 _____	
<確認方法> <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )	

上記医療機関の受診状況などが確認できる参考資料をお持ちですか。  
お持ちの場合は、次の該当するものすべての□に✓をつけて、そのコピーを添付してください。  
お持ちでない場合は、「添付できる参考資料は何もない」の□に✓をつけてください。

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・療育手帳・<br>精神障害者保健福祉手帳 | <input type="checkbox"/> お薬手帳・糖尿病手帳・領収書・診察券<br>(可能な限り診察日や診療科が分かるもの) |
| <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等の申請時の診断書             | <input type="checkbox"/> 小学校・中学校等の健康診断の記録や<br>成績通知表                 |
| <input type="checkbox"/> 生命保険・損害保険・<br>労災保険の給付申請時の診断書 | <input type="checkbox"/> 盲学校・ろう学校の在学証明・卒業証書                         |
| <input type="checkbox"/> 事業所等の健康診断の記録                 | <input type="checkbox"/> 第三者証明                                      |
| <input type="checkbox"/> 母子健康手帳                       | <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )                              |
| <input type="checkbox"/> 健康保険の給付記録(レセプトも含む)           | <input type="checkbox"/> 添付できる参考資料は何もない                             |

上記のとおり相違ないことを申し立てます。

平成 年 月 日

請 求 者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_  
※本人自らが署名する場合  
押印は不要です。

代筆者氏名 \_\_\_\_\_ 請求者との続柄 \_\_\_\_\_

(提出先) 日本年金機構

(裏面もご覧ください。)

## 留意事項

---

- 傷病名
  - ・ その医療機関で診断された傷病名が記入されていること。
  
- 医療機関名、医療機関の所在地、受診期間
  - ・ 医療機関名、医療機関の所在地、受診期間が記入されていること。記憶が曖昧な場合は、「〇〇市△△町の病院」や「〇〇市内の診療所」と可能な範囲で記入されていること。受診期間についても「昭和〇〇年△月頃」や「平成〇年春頃」と可能な限り記入されていること。
  
- 添付できない理由、確認年月日、確認方法
  - ・ 「添付できない理由」は、いずれかの口にチェック（✓）がされていること。なお、「その他」に✓がされている場合は、その理由が適正なものであること。終診から5年を経過していない場合は、医療機関に受診状況等証明書が作成できないか確認すること。
  - ・ 「確認年月日」は、請求者（代理人）が医療機関に確認した日が記入されていること。
  - ・ 「確認方法」の、いずれかに✓がされていること。なお、「その他」に✓がされている場合は、具体的な確認方法が記入されていること。
  
- 受診状況などが確認できる参考資料
  - ・ 請求者が持っている参考資料の口に✓がされていること。添付できる参考資料がない場合は、「添付できる参考資料は何もない」の口に✓がされていること。
  
- 申立日
  - ・ 申し立てた日、住所、氏名が記入されていること。
  - ・ 代筆者が記入している場合は、「代筆者氏名」と「請求者との続柄」が記入されていること。「請求者との続柄」は、請求する方からみた続柄が記入されていること。

# 障害年金の初診日の認定に関する事例集

平成 27 年 9 月

日本年金機構

給付企画部

## 1. 初診日について

初診日とは、障害の原因となった傷病について、初めて医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の診療を受けた日をいいます。

具体的には次のような場合を初診日とします。

- (1) 初めて診療を受けた日（治療行為又は療養に関する指示があった日）
  - (2) 同一の傷病で転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日
  - (3) 傷病名が確定しておらず、対象傷病と異なる傷病名であっても、同一傷病と判断される場合は、他の傷病名の初診日が対象傷病の初診日
  - (4) じん肺症（じん肺結核を含む。）については、じん肺と診断された日
  - (5) 障害の原因となった傷病の前に相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日が対象傷病の初診日
  - (6) 先天性の知的障害（精神遅滞）は出生日
  - (7) 先天性心疾患、網膜色素変性症などは、具体的な症状が出現し、初めて診療を受けた日
  - (8) 先天性股関節脱臼は、完全脱臼したまま生育した場合は出生日が初診日、青年期以降になって変形性股関節症が発症した場合は、発症後に初めて診療を受けた日
  - (9) 過去の傷病が治癒し同一傷病で再度発症している場合は、再度発症し医師等の診療を受けた日
- (注) 過去の傷病が治癒したのち再び同一傷病が発症した場合は、再発として過去の傷病とは別傷病としますが、治癒したと認められない場合は、傷病が継続しているとみます。

## 2. 初診日の認定に用いた資料の事例について

障害年金は、初診日において被保険者であること、また、保険料納付要件を満たしている必要があることから、初診日の判断を適正に行う必要があります。このため、障害年金を請求するに当たっては、初診日を明らかにすることができる書類として、原則として、医療機関による証明（以下「医証」という。）を求めることとなります。

しかしながら、初診日から長期間を経て請求する際などには、カルテの保存期間（5年間）の経過や医療機関の廃院等により、初めて受診した医療機関の医証が得られないことがあります。

このような場合には、申請者の状況に応じ、幅広い資料を参照しながら、客観的に初診日を判断することとなります。

具体的には以下の資料を参照します。なお、資料の解説でお示ししている事例は、過去、初診日の認定に用いた資料の事例をもとに、新基準にあわせた内容としています。

	資料	資料の解説
1	2番目以降に診療を受けた医療機関の医証	4ページ
2	紹介状（診療情報提供書）	7ページ
3	身体障害者手帳等の申請時の診断書	8ページ
4	身体障害者手帳等	9ページ
5	医療機関の受付簿等	10ページ
6	医療機関発行の診察券	11ページ
7	20歳前の受診が確認できる場合	14ページ
8	その他	16ページ

### 3. 新基準による初診日の認定に用いる資料等の事例について

新基準により初診日を認定する際は、第三者証明や診察券など本人申立て初診日について参考となる資料を確認して初診日を認定します。

また、初診日が特定できなくとも病歴や就労状況、第三者証明等、医学的な見地から一定の期間内に傷病の初診日があることを推定するとともに、保険料納付要件などを考慮し、本人申立て日を初診日として認定できるか判断することになります。

具体的には以下の場合を想定します。事項の解説でお示ししている事例は、新基準で示された新たな取扱いの審査のポイントを想定した内容としています。

	事項	事項の解説
1	第三者証明書（20歳以降に初診日がある場合）	19 ページ
2	第三者証明書（20歳前に初診日がある場合の障害基礎年金）	22 ページ
3	一定の期間継続して同一の公的年金制度に加入している場合	25 ページ
4	一定の期間継続して異なる公的年金制度に加入している場合	29 ページ

#### 4. 資料の種類及び考慮すべき事項の解説とその例示

##### 資料の種類-1

##### 2番目以降に診療を受けた医療機関の医証

#### (1) 資料解説

医証とは、診断書や受診状況等証明書など、医療機関の証明がある書類のことで、日本年金機構が定める様式以外の診断書も医証に含まれます。

請求傷病の初診日の判定には、原則、初診時に受診した医療機関による初診日が明記された医証が必要ですが、法律で定める診療録の保存期間は5年であるため、5年以上前に受診した医療機関の医証は取得できない場合があります。また、医療機関の廃院等によっても医証が取得できない場合があります。

このため、2番目以降に受診した医療機関の医証に、初診日の手掛かりとなる記載がある場合は、これを初診日とできるかどうか確認することになります。

#### (2) 初診日を認めるポイント

- ・ 医証に記載された請求者申立ての初診日の記載根拠（診療録等）の作成時期が障害年金の請求日の5年以上前である場合、請求者申立ての初診日を認めることができます。
- ・ 医証に記載された請求者申立ての初診日の記載根拠（診療録等）の作成時期が障害年金の請求日の5年以上前でないが相当程度前である場合は、請求者の申立て以外の記録を根拠とした参考資料との組み合わせ初診日が合理的に推定できる場合は、初診日を認めることができます。
- ・ 医証には、傷病の発病やその医療機関以前の受診（初診）についての日付や時期に関する事項が、当時のカルテ等に基づいて記載されています。医証の記載から確認できる初診に関する情報（日付、時期、診療内容や検査数値等）が、医学的に妥当であるかどうか確認してください。

#### (3) 注意事項

- ・ 初診日について年月まで特定できるが、日が不明である場合は、当該月の月末を初診日とします。ただし、当該月内に異なる年金制度（国民年金と厚生年金など）に加入している場合については、当該月の月末を初診日とはしません。
- ・ 医証に「〇年ごろ」のように年までしか記載されていない場合、当該医証のみで請求者申立ての初診日を認めることはできません。ただし、「〇年の春頃」のように季節まで記載されている場合は、以下の日付を初診日として認めることができます。
  - ・ 冬：2月末日
  - ・ 春：5月末日
  - ・ 夏：8月末日
  - ・ 秋：11月末日

事 例 1	<p>(概要)</p> <p>請求：平成 27 年 10 月        請求傷病：慢性関節リウマチ        申立て初診日：平成 7 年 5 月頃</p> <p>(判定)</p> <p>2 番目に受診した平成 14 年 5 月 15 日初診の A 医療機関の受診状況等証明書に「H 7 年 5 月より他院へ通院」との記載があり、平成 7 年 5 月は全期間厚生年金保険の被保険者であるため、本人申立て（平成 7 年 5 月頃）を認め、月末の平成 7 年 5 月 31 日を初診日として認定した。</p> <p>(ポイント)</p> <p>医証から初診が年月まで特定できた事例です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「H7 年 5 月より他院へ通院」との記載は、下記①、②により平成 7 年 5 月に受診（初診）があったと判断しています。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① A 医療機関の初診日（平成 14 年 5 月 15 日）に本人が申立てしたものである</li> <li>② 記載根拠（診療録等）が障害年金の請求日の 5 年以上前である</li> </ul> </li> <li>・平成 7 年 5 月は全期間厚生年金保険の被保険者期間であるため、当該月の月末を初診日と認定しています。</li> </ul>
-------------	--

事例 2	<p>(概要)</p> <p>請求：平成 27 年 11 月  請求傷病：統合失調症  申立て初診日：平成 2 年 11 月頃</p> <p>(判定)</p> <p>2 番目に受診した平成 4 年 10 月初診の B 医療機関（受診期間：平成 4 年 10 月～平成 23 年 5 月）の受診状況等証明書に、「非定型精神病の疑い。平成 2 年 5 月頃から被害妄想や周囲への過敏性を認めた。当時は自然軽快したが、同年 11 月より同様の症状認め、近医（A クリニック）で抗精神病薬開始となった」との記載があり、平成 2 年 11 月は全期間厚生年金保険の被保険者であるため、本人申立て（平成 2 年 11 月頃）を認め、月末の平成 2 年 11 年 30 日を初診日とした。</p> <p>(ポイント)</p> <p>相当因果関係を認めて初診日を判断した事例です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ B 医療機関に受診した期間は請求日より 5 年以上前であり、提出された受診状況等証明書は「初診時の診療録」より作成されたものであるため、請求日より 5 年以上前に作成された資料（診療録）に基づき作成されたものであることが確認できます。</li> <li>・ 請求傷病「統合失調症」と「非定型精神病疑い」の相当因果関係を認めただうえで、A クリニックの受診を初診としています。</li> </ul>
---------	--

### （１）資料解説

転居により今まで受診していた医療機関を変更する場合や、別の医療機関においてより高度な医療を受ける場合などの際は、受診していた医療機関から紹介状や診療情報提供書が発行されます。

この場合、次に受診した医療機関に、前医からの紹介状や診療情報提供書が保管されている場合があります。

### （２）初診日を認めるポイント

基本的に受診状況等証明書と同じ扱いとなります。

### （３）注意事項

- ・紹介状（診療情報提供書）を作成した医療機関よりも前に別の医療機関で受診していたことが記載されている場合は、「２番目以降の医証（診断書、受診状況等証明書）」と同じ考え方で審査を行うこととなります。
- ・どの医療機関がいつ記載したのかについて、明確に確認する必要があります。

## (1) 資料解説

身体障害者手帳等の交付を受けている場合、診断書等を提出した市区町村の障害福祉の窓口（障害福祉課・高齢障害福祉課など）にて「身体障害者手帳等の申請時の診断書」の写しの交付を受けることができます場合があります。

診断書に初診日の手掛かりとなる記載がある場合は、これを初診日とできるかどうか確認することになります。

## (2) 初診日を認めるポイント

基本的に受診状況等証明書と同じ扱いとなります。

## (3) 注意事項

- ・身体障害者手帳等の申請時の診断書を作成した医療機関以前に受診していたことが記載されている場合は、「2番目以降の医証（診断書、受診状況等証明書）」と同じ考え方で審査を行うこととなります。

## 資料の種類4

## 身体障害者手帳等

## (1) 資料解説

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳では、交付年月日、障害等級、等級変更の履歴、傷病名（身体障害者手帳のみ）等が確認できます。更新前の手帳も参考になります。

## (2) 初診日を認めるポイント

交付年月日より前の日付が確認できる診察券や医療機関の受付簿等とセットで初診日を認定するなど、他の資料との組み合わせで初診を認定することができます。

## (3) 注意事項

- ・ 取得可能な医証や紹介状の写し、身体障害者手帳等の申請時の診断書の写しなどから初診日が確認できない場合のみ審査の参考資料としてください。
- ・ 20歳前に身体障害者手帳等が交付されている場合は、「20歳前の受診が確認できる場合」により初診日を判断します。

事例 1	大腿骨骨折による左下肢機能全廃の身体障害者手帳（交付日：平成4年11月24日）と、傷病名の記載がない整形外科の診察券（初診日：平成4年7月10日）の組み合わせにより、平成4年7月10日を初診日として認定した。
事例 2	脳出血後遺症による右上肢・下肢機能障害の身体障害者手帳（交付日：平成18年8月9日）と、入院記録より記載された受診状況等証明書（入院期間：平成18年3月31日～5月15日 傷病名、診療担当科不明）、救急搬送により即日入院したとの本人の申立ての組み合わせにより、平成18年3月31日を初診日として認定した。

## (1) 資料解説

カルテ等の証明書類が不存在により治療内容及び経過が不明であっても、医療機関の受付簿等の証拠書類により初診日を確認する手がかりとなります。

## (2) 初診日を認めるポイント

- ・医療機関の証明する初診年月日が受診受付簿等医療機関の記録に基づいての記載であるか確認してください。
- ・請求傷病と関係のある診療科の記載があるか確認してください。
- ・身体障害者手帳等の交付日とセットで初診日を認定するなど、原則（受診していたと推測できる場合）他の資料との組み合わせで初診日を認定することができます。

## (3) 注意事項

- ・請求傷病と関係のある診療科の受診を確認できない場合は初診日を確認できる資料とはできません。
- ・取得可能な医証や紹介状の写し、身体障害者手帳等の申請時の診断書の写しなどから初診日が確認できない場合のみ審査の参考資料としてください。
- ・他の傷病で受診していたことが判明した場合は初診日を確認するための参考資料とはしないなど、必ず診断書等の医証との医学的見地からの整合性・妥当性を確認してください。

事例 1	平成 27 年 12 月統合失調症にて請求。受診状況等証明書が添付されているが、治療内容及び経過の概要については不明。医療機関が管理する新患名簿の写しより傷病名「S z（精神分裂症）」、初診年月日は昭和 57 年 7 月 3 日と記載があり、昭和 57 年 7 月 3 日を初診日として認定した。
---------	--

事例 2	平成 27 年 11 月統合失調症にて請求。初診医療機関の医証はないが、初診医療機関の確認印がある受診受付簿の写しに、初診（平成 16 年 11 月 9 日）の記載あり。受診受付簿の写しにおいて、「傷病名は不明」と記載されているが、受診医療機関が精神単科であること、初診日が診断書の初診日と一致することから、平成 16 年 11 月 9 日を初診日とした。  (ポイント) 受診医療機関が精神単科であることから請求傷病と同一であるとして初診日を認定しています。受付簿等の写しは医療機関の確認印があることが望ましいです。
---------	--

### (1) 資料解説

診療録が残っていないことや医療機関の廃院により受診状況等証明書が添付できず、診断書の写し等も添付できない場合については、初診日や診療日（場合によっては担当医）の記載がある受診当時の診察券を参考資料の一つとします。

### (2) 初診日を認めるポイント

- ・診療科と初診年月が確認できる必要があります。医学的見地から請求傷病により受診した可能性が高いと考えられる場合は参考となる他の資料がなくとも認定して差し支えありません。

（例：請求傷病が統合失調症で、診察券が精神科のものである場合）

- ・内科や耳鼻科などの傷病名を特定しにくい診察券であっても、参考となる他の資料とあわせて初診日を認定してください。本人申立て初診日について医学的見地から妥当な時期であると認定医が判断した場合、初診日を認定する資料として差し支えありません。

### (3) 注意事項

- ・診療科が数多くある総合病院や大学病院等の診察券の場合は、受診している科の名前がきちんと記載してあるか確認してください。
- ・診療科や初診年月が不明であったり、請求傷病と関係のない診療科であったりする場合は、初診を確認するための資料とはなりません。
- ・取得可能な医証や紹介状の写し、身体障害者手帳等の診断書の写しなどから初診が確認できない場合のみ審査の参考資料としてください。
- ・他の傷病で受診していたことが判明した場合は初診日を確認するための参考資料とはしないなど、必ず診断書等の医証との医学的見地からの整合性・妥当性を確認してください。

診察券の例

**診察券**

〇〇 〇〇〇 殿 〇才

初診日 H18年 10月 29日

①	②	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----

ご来院の際は本券を受付にご提出下さい。  
月が変わるたび受付に保険証を提示して検印を受けてください。

**こころのクリニック**

事例 1	通院していた病院が廃院のため、受診状況等証明書が添付できず、参考資料として診察券を添付した事例。審査の結果、平成18年10月29日を初診日として統合失調症で2級と認定された。この診察券は精神科のみの病院が発行したため、受診した科が明らかなケースとなる。
---------	--

診察券の例

<b>診 察 券</b>	
カルテ番号 1234	T. S. H 〇年 〇月 〇日
〇〇 〇〇〇 殿	
初 診 平成 7年 4月 25日	
〇 〇 耳 鼻 咽 喉 科	

事 例 2	カルテ等の診療録が残っていないため、診察券の初診日と記載されている平成7年4月25日を初診日とし、両側感音性難聴で2級と認定された。この診察券には耳鼻咽喉科に受診したことが確認でき、請求傷病にて受診したと推認できることから証明書類の一つとして扱った。
-------------	---

### (1) 考え方の解説

20歳前障害基礎年金請求の審査において、少なくとも20歳より前に受診していることが医証や参考資料より明らかである場合は、本人の申立てにより初診日を推認します。

### (2) 初診日を認めるポイント

20歳前障害基礎年金請求の審査において、少なくとも20歳より前に受診していることが医証や参考資料（身体障害者手帳等の交付日等）により明らかである場合、初診日の判断にあたり年金請求書及び病歴・就労状況等申立書等に記載してある本人の申立てた初診日を確認し、他の書類と比較して不整合が無い場合は、その日を初診日と判断し、20歳前障害基礎年金を裁定してください。

### (3) 注意事項

- ・初診日を確認するための資料は必ず全て確認のうえ、取得可能なものは整備してください。
- ・20歳より前に受診していることが明らかであるかどうかの判断は、認定医の医学的判断が必須です。

事例 1	<p>平成 27 年 12 月（29 歳時）に「てんかん精神病」で請求。本人が申立てた初診日（平成 8 年 12 月頃）は、診療録の保存がされていなかったため、初診医療機関の証明は提出できなかった。しかし、3 番目に受診した医療機関に係る「受診状況等証明書」から、平成 12 年 7 月 9 日（14 歳時）に受診していることが確認できたことから、本人申立ての初診日を初診日として認定した。</p> <p>（ポイント）</p> <p>本人申立て初診日が「平成 8 年 12 月頃」のため、認定する初診日は月末の平成 8 年 12 月 31 日となります。</p>
---------	---

事例 2	<p>平成 27 年 12 月（37 歳時）に「両側感音性難聴」で請求。本人が申立てた初診日（昭和 56 年 3 月頃）は、診療録の保存がされていなかったため、初診医療機関の証明は提出できなかったが、「身体障害者手帳（写）（傷病名：感音性難聴 2 級）」が 6 歳時に交付されており、少なくとも 20 歳より前に受診していることが明らかであったことから、本人申立ての初診日を初診日として認定した。</p> <p>（ポイント）</p> <p>身体障害者手帳は、交付時に診断書を提出するため、少なくとも交付日より前に医療機関に受診していることが推認できます。この場合、身体障害者手帳に記載されている傷病名等を確認し、同一傷病であることを確認してください。同一傷病であることが確認できない場合は、申請時の診断書（写）等を確認し、身体障害者手帳申請に係る傷病と障害年金請求に係る傷病との間に相当因果関係が認められるかを認定医に確認してください。</p>
---------	--

事例 3	<p>平成 27 年 10 月（21 歳時）に「広汎性発達障害」で請求。本人が申立てた初診日（平成 17 年 10 月 23 日）は、受診していた医療機関が廃院していることから医療機関の証明は提出できなかった。しかし、「精神保健福祉手帳申請時の診断書（写）」より、少なくとも 20 歳より前に受診していることが明らかであったことから、本人申立ての初診日を初診日として認定した。</p> <p>（ポイント）</p> <p>精神保健福祉手帳は、交付時に診断書を提出するため、少なくとも交付日より前に医療機関に受診していることが推認できますが、請求傷病と相当因果関係がある傷病により精神保健福祉手帳が交付されているかを確認するために、申請時の診断書（写）等を確認し、精神保健福祉手帳申請に係る傷病と障害年金請求に係る傷病との間に相当因果関係が認められるかを認定医に確認してください。</p>
---------	--

## (1) 資料解説

診療録等の証明書類が残っていない場合、請求傷病と関連のある傷病の記載がある資料があれば参考資料の一つとして取扱うかどうか確認します。

## (2) 初診日を認めるポイント

- ・ 初診日が特定できる場合、参考となる他の資料がなくとも初診日を確認するための参考資料となる場合があります。
- ・ 身体障害者手帳等の交付日等、参考となる他の資料とあわせて初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

## (3) 注意事項

- ・ 取得可能な医証から初診日が確認できない場合のみ、審査の参考資料としてください。

## 資料の例

### ①臨床調査個人票

→ 難病医療費助成制度を都道府県へ申請する際に添付する診断書です。発病日等の記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

### ②生命保険、損害保険、労災保険の給付申請時の診断書

→ 保険金等を請求する際に添付する診断書です。事故発生年月日、療養開始日等の記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

### ③救急傷病者搬送証明書

→ 消防署等で交付される、救急車で搬送されたことの証明です。事故発生年月日、療養開始日等の記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

### ④交通事故証明書

→ 自動車安全運転センター事務所等で交付される交通事故が発生したことの証明です。障害の原因が交通事故である場合、交通事故証明書により事故発生年月日を確認できるため初診日を確認するための参考資料となります。ただし、警察への届出のない事故については、交通事故証明書は発行されません。

### ⑤交通事故等が掲載されている新聞記事

→ 新聞記事の事故発生日や事故の当事者等の記載内容から、交通事故証明書が取得できない場合であっても、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

### ⑥入院治療計画書（クリニカルパス）

→ 医療機関が入院治療を行うにあたり、症状、傷病名及び治療計画等を事前に患者やその家族に示す計画書です。記載された内容により初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

### ⑦退院時要約（サマリー）

→ 医療機関が、患者が退院する際に作成するものです。入院から退院までの経過・治療内容を要約したもので、記載された内容により初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

### ⑧手術承諾書

→ 医師が傷病名、手術等実施内容及びその必要性等を説明したうえで、手術等を実施することに対する同意書類で、記載された内容により初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑨お薬手帳

→ 処方薬名、処方年月日、処方箋を発行した医療機関名が記載されています。処方された薬の詳細が記載されていることから、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑩糖尿病手帳

→ 医療機関において配付しており、受診状況、検査結果、治療内容及び療養の指導等の内容を確認することができます。記載された内容により初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑪母子手帳

→ 妊娠からの経過を記載することとなっており、血圧や浮腫、尿蛋白の測定結果等から初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑫医療機関発行の領収書

→ 診療科名、診療内訳及び受診日等の記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑬レセプト（診療報酬明細書）

→ 保険医療機関や保険薬局が保険者に請求する医療費の明細書で、傷病名等の記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑭生活保護台帳

→ 市町村において作成するもので、障害者手帳の交付年月日等から初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑮小学校・中学校等の健康診断の記録や成績通知表

→ 小・中学校等の健康診断の記録や成績通知表の担任教師により、先天性の病気であることや初診日が20歳前であることなどの記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑯盲学校・ろう学校の在学証明・卒業証書

→ 先天性の病気であることや初診日が20歳前であることなどの記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

※ 保存期間などの理由により、入手ができない場合があります。

※ 医療機関など資料の作成元により記載されている内容が異なります。

※ 発行手数料など本人負担が生じる場合があります。

### （1）資料解説

- ・「第三者」とは、請求者の民法上の3親等以内の親族を除く方を指します。
- ・第三者の証明書には、少なくとも医療機関に受診していた時期、当時の傷病の概要及び当該事実関係の聞き取り時期の記載が必要です。

### （2）初診日を認めるポイント

- ・原則、複数の第三者証明書により確認してください。
- ・第三者証明には申立者が請求者の受診状況を直接見て認識していた場合と請求者やその家族から聞いて知った場合（伝聞）があります。聞いた時期が初診日頃ではない伝聞の場合は、原則請求時から概ね5年以上前に聞いていたことが必要となります。
- ・第三者が初診日頃の受診状況を直接把握できる立場の医療従事者であった場合は、当該第三者証明のみで初診日を認めることができます。
- ・第三者証明が添付されてきた場合は、可能な範囲で参考となる他の資料を幅広く求め、それらの資料との整合性や医学的判断により、第三者証明を確認したうえで、初診日が妥当であるかを確認してください。

#### <第三者証明の確認ポイント>

- ①第三者に関する事項（氏名、住所、請求者との関係等）
- ②受診状況に関する事項（初診の時期、受診の契機、受診時の状況、医療機関名や診療科、傷病名等）
- ③請求者の状況等に関する事項（初診日頃の症状の経過、日常生活や就労への支障の度合い等）
- ④受診状況等を知り得た状況（いつ、どのような状況で見聞きしたのか等）

### （3）注意事項

- ・初診日を確認するための資料は必ず全て確認し、取得可能なものは整備してください。
- ・聞いた時期が初診日頃ではない伝聞による場合で、請求時から概ね5年以内に聞いているものは、原則第三者証明として認められません。ただし、他の資料が併せて提出され、初診日が合理的に推定できる場合は第三者証明として認めることができます。
- ・第三者の証明書（20歳以降の初診日の障害に係るもの）は、当該資料単独では初診日の認定は行わず、健診結果など参考となる他の資料とあわせて、初診日が妥当であるか判断してください。
- ・第三者証明の内容等に疑義が生じた場合は、必要に応じて第三者に対し電話等で確認を行ってください。

事例 1	<p>平成 28 年 5 月（31 歳時）に「双極性障害」で請求。本人が申立てた初診日（平成 20 年 8 月頃）は、当時の医療機関が廃院となっており、医療機関の証明は提出できなかった。このため、請求者は、近隣住民と友人の「第三者証明」及び当時受診していた精神科クリニックの「診察券（写）」に記載された発行年月日（平成 20 年 8 月 3 日）を提出したことから、本人が申し立てている平成 20 年 8 月頃を認め、平成 20 年 8 月 3 日を初診日とした。</p> <p>（ポイント）</p> <p>次の①～③の内容について「第三者証明」から確認したところ、受診時期については「年」及び季節「夏頃」と確認することができた。加えて、診療科が確認できる「診察券（写）」より「平成 20 年 8 月 3 日」に受診を開始していることが確認できることから、これを勘案して初診日を「平成 20 年 8 月 3 日」と判断した。</p> <p>① 受診時期       ：平成 20 年 8 月頃</p> <p>② 聴き取り時期：診察当時</p> <p>③ 傷病の概要    ：大学卒業後に就職したが、入社後数か月で体調を崩し、退職したのち退職した。</p>
---------	---

<近隣住民の第三者証明の内容>

（初診日と思われる年月日）平成 20 年夏頃

（当時の状況）

請求者は、自分の子供と同級生であったため、小さい頃から見知っている。大学卒業後の平成 20 年に就職したと聞いたが、その年の夏頃に顔を合わせた際、憔悴した様子であった。請求者の母親に聞いたところ、仕事や人間関係で悩んでおり、精神科の病院に通っており、医師の指示で休むようになったとのことであった。

<友人の第三者証明の内容>

（初診日と思われる年月日）平成 20 年 8 月頃

（受診医療機関）〇〇メンタルクリニック

（当時の状況）

私は〇〇メンタルクリニックに受診しており、請求者とは待合室で何度か顔を合わせるうちに話をするようになった。請求者からは、当時、就職したものの会社の雰囲気についていけず、体調を崩し、平成 20 年 8 月から通院するようになったと聞いた。また、その後、その会社は退職したと聞いた。

事例1の診察券

**診 察 券**

氏 名 ○○ ○○ 殿

生年月日 年 月 日

カルテ番号 123456

平成 20 年 8 月 3 日 発行

○○メンタルクリニック

事例2	<p>平成 27 年 11 月（35 歳時）に「統合失調症」で請求。本人が申立てた初診日（平成 18 年 8 月 3 日）は、医療機関が廃院しているため、医療機関の証明は提出できなかった。しかし、当時の診察していた医師の「第三者証明」により本人が申し立てている初診日が明らかであることから単数の第三者証明で「平成 18 年 8 月 3 日」を初診日として認定した。</p>
	<p>（ポイント） 初診日時点で診察していた医師による証明であり、次の①～③の内容について詳細な記述があり、病歴や治療経過と整合性があると判断されたため、単数の第三者証明で初診日を認定しました。</p> <p>① 受診時期 : 平成 18 年 8 月 3 日 ② 直接的に見て : 初診日当時 認識した時期 ③ 傷病の概要 : 統合失調症と診断し、外来治療を行う。その後、症状が増悪したことから他院を紹介する。</p>

<初診日時点で診察していた医師の第三者証明の内容>

（初診日と思われる年月日）平成 18 年 8 月 3 日

（初診医療機関名）○○メンタルクリニック

（当時の状況）

○○メンタルクリニックにおいて、平成 18 年 8 月 3 日初診の○○さんを診察し、統合失調症と診断しました。その後、外来治療を行いました。症状が増悪したため、平成 18 年 10 月 10 日に入院目的で▲▲病院に紹介しました。（※初診時所見、外来の治療内容等について詳細な記述あり。）

**考慮事項 2****第三者証明書（20歳前に初診日がある場合の障害基礎年金）****（1）資料解説**

- ・「第三者」とは、本人の民法上の3親等以内の親族を除く方を指します。
- ・第三者の証明書には、少なくとも医療機関に受診していた時期、当時の傷病の概要及び当該事実関係の聞き取り時期の記載が必要です。

**（2）初診日を認めるポイント**

- ・原則、複数の第三者証明書により確認してください。
- ・初診日を証明する書類が第三者証明のみであっても、第三者証明の内容を総合的に勘案して、請求者申立ての初診日を認めることができます。
- ・第三者証明には申立者が請求者の受診状況を直接見て認識していた場合と請求者やその家族から聞いて知った場合（伝聞）がありますが、聞いた時期が初診日頃ではない伝聞の場合は、原則請求時から概ね5年以上前に聞いたことが必要となります。
- ・第三者証明が添付されてきた場合は、可能な範囲で参考となる他の資料を幅広く求め、それらの資料との整合性や医学的判断により、第三者証明を確認したうえで、初診日が妥当であるかを確認してください。

**<第三者証明の確認ポイント>**

- ①第三者に関する事項（氏名、住所、請求者との関係等）
- ②受診状況に関する事項（初診の時期又は20歳前の受診の時期、受診の契機、受診時の状況、医療機関名や診療科、傷病名等）
- ③請求者の状況等に関する事項（初診日頃又は20歳前の症状の経過、日常生活の支障の度合い等）
- ④受診状況等を知り得た状況（いつ、どのような状況で見聞きしたのか等）

**（3）注意事項**

- ・初診日を確認するための資料は必ず全て確認し、取得可能なものは整備してください。
- ・聞いた時期が初診日頃ではない伝聞による場合で、請求時から概ね5年以内に聞いているものは、原則第三者証明として認められません。ただし、他の資料が併せて提出され、初診日が合理的に推定できる場合は第三者証明として認めることができます。
- ・第三者証明の内容等に疑義が生じた場合は、必要に応じて第三者に対し電話等で確認を行ってください。

事例 1	<p>平成 27 年 11 月（54 歳時）に「関節リウマチ」で請求。本人が申立てた初診日（昭和 52 年 7 月頃）は、診療録の保存がされていなかったため、医療機関の証明は提出できなかった。しかし、当時通学していた高校の担任及び同級生の「第三者証明」に記載された傷病の発生日等から、本人が申立てている昭和 52 年 7 月頃を認め、昭和 52 年 7 月 31 日を初診日とした。</p> <p>（ポイント）</p> <p>次の①～③の内容について「第三者証明」から確認したところ、受診した「年」と季節は確認することができた。また、友人の申立てた「第三者証明」に「昭和 52 年、◎◎高等学校で一年生の時、夏休みに〇〇病院への通院に付き添ったことがあります。」との記載があることを勘案して、初診日を「昭和 52 年 7 月頃」と判断した。</p> <p>① 受診時期       ：昭和 52 年頃</p> <p>② 聴き取り時期：診察当時</p> <p>③ 傷病の概要    ：左膝関節硬直により、体育の授業は見学しており、そのための診断書を高校に提出している。</p>
---------	---

<当時の担任の第三者証明の内容>

（初診日と思われる年月日）昭和 52 年頃

（受診医療機関名）〇〇病院

（当時の状況）

昭和 52 年 4 月より、◎◎高等学校で□□さんの学級担任をしておりました。当時、〇〇病院への通院による遅刻・早退がありました。また、体育の授業では診断書（病名：左膝関節硬直）を提出して見学していました。

<当時の友人の第三者証明の内容>

（初診日と思われる年月日）昭和 52 年夏頃

（受診医療機関名）〇〇病院

（当時の状況）

昭和 52 年、◎◎高等学校で一年生の時、夏休みに、〇〇病院への通院に付き添ったことがあります。膝に負担がかからない様、包帯を巻いて固定されていました。また、バス通学の乗り降りは不自由そうでした。その後も体育の授業はいつも見学していました。

事例 2	<p>平成 27 年 11 月（59 歳時）に「症候性てんかん」で請求。本人が申立てた初診日（昭和 50 年 10 月 20 日）は診療録の保存がされていなかったため、医療機関の証明は提出できなかったが、当時のアルバイト先の雇主及び友人の「第三者証明」により本人が申立てている初診日が妥当であると判断し、昭和 50 年 10 月 20 日を初診日として認定した。</p> <p>（ポイント）</p> <p>次の①～③の内容について「第三者証明」から確認し、病歴や治療経過を確認の上、申立の整合性が妥当であるかを確認した。</p> <p>① 受診時期 : バイク事故日</p> <p>② 聴き取り時期 : 事故当時</p> <p>③ 傷病の概要 : 事故後、1 年程度入院し、その後てんかん発作を起こしている。</p>
---------	--

<当時の雇主の第三者証明の内容>

（初診日と思われる年月日）昭和 50 年 10 月 20 日

（受診医療機関名）〇〇病院

（当時の状況）

19 歳時、バイク事故を起こした当時は、アルバイトの雇用主であった。事故後、〇〇病院に 12 カ月入院し、その後▲▲病院に 2～3 カ月程度通院していた。通院期間中も、仕事に度々てんかん発作を引き起こし、病院にかつぎこまれることがあった。

<当時の友人の第三者証明の内容>

（初診日と思われる年月日）昭和 50 年 10 月 20 日

（受診医療機関名）〇〇病院

（当時の状況）

バイク事故を起こした後、〇〇病院に 1 年程入院していた。その後▲▲病院に 2～3 カ月程度通院していた。その当時、一緒にいる時にてんかん発作を引き起こして病院に運ばれることがありました。

### 考慮事項 3

一定の期間継続して同一の公的年金制度に加入している場合

#### (1) 考え方の解説

一定の期間中に初診日があると確認できる場合であって、当該期間の全てで同一の公的年金制度加入期間となっており、かつ、いずれの時点においても保険料納付要件を常に満たしている場合は、本人の申立て初診日を認定することができます。

#### (2) 初診日を認めるポイント

初診日に関する参考資料や診断書より確認できる現在の症状等より、請求傷病の初診日が一定の期間内にあると認定を確認できた場合、当該期間のどの時点でも、同一の公的年金制度（国民年金のみなど）の加入期間であって、かつ保険料納付要件を満たしている場合は、当該期間内の本人の申立ての初診日を初診日として認定してください。

#### (3) 注意事項

- ①初診日を確認するための資料は必ず全て確認のうえ、取得可能なものは全て整備してください。資料の整備が不十分な場合は認定不能として却下の扱いとしてください。
- ②事後重傷請求であっても、初診日確認のため、過去の症状の経過を確認する必要があると判断された場合は、必要に応じ過年度分の診断書を整備してください。
- ③未納期間がない場合であっても認定医の医学的判断は必須です。医学的見地から本人申立ての初診日に疑いが生じる場合については、初診日不明却下の扱いとしてください。

事例) 請求時年齢 : 45歳(男性)  
 請求傷病 : 網膜色素変性症  
 一定の期間 : 国民年金の加入日(20歳)から医証確認の受診日まで  
 国民年金納付状況 : 全期間納付  
 厚生年金加入 : なし  
 本人申立初診日 : 30歳頃(月が不明のため、12月31日とみなす)  
 一番古い資料 : 40歳時の8月30日に初めて受診した医療機関の請求時の診断書  
 認定初診日 : 30歳の12月31日

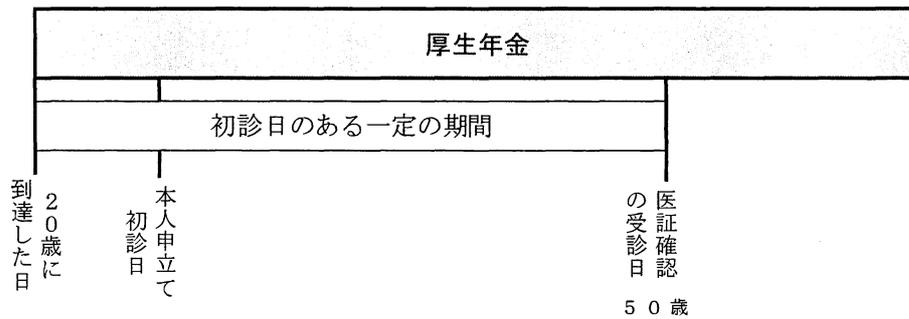
The diagram illustrates the timeline of events related to the pension claim. A horizontal bar at the top is labeled '国民年金' (National Pension) and starts at a vertical line labeled '国民年金加入 (20歳)' (National Pension enrollment at 20 years old). Below this, a shorter bar is labeled '初診日のある一定の期間' (A certain period starting from the date of the first visit). This bar starts at a vertical line labeled '30歳頃 (本人申立て初診日)' (Age 30, date of first visit by applicant) and ends at another vertical line labeled '40歳の医証確認の受診日' (Date of medical certificate confirmation at age 40).

事例  
1

判定)  
 本人申立てによれば、20歳で旅館に就職した後、ずっと送迎バスの運転手をしてきた。30歳頃、バス運転中夜間に物が見えにくいことに気が付き、眼科を受診したものの治療方法が具体的になかったため放置していた。40歳時に運転困難のため送迎バスの担当から外れたとのこと。  
 職種が運転手であったことから就業前の初診は考えにくいため、初診日がある一定の期間の始期については、20歳(国民年金の加入日)と確認できる。また、初診日のある一定の期間においては国民年金のみの加入であり、過去どの時点においても納付要件を満たしているため、本人申立ての初診日を妥当と認めた。

事例) 請求時年齢 : 55歳(女性)  
 請求傷病 : 両変形性股関節症  
 一定の期間 : 20歳到達日から医証確認の受診日まで  
 国民年金納付状況 : 全期間厚生年金加入  
 厚生年金加入 : 20歳から現在まで  
 本人申立初診日 : 25歳の10月頃(日が不明のため、31日とみなす)  
 一番古い資料 : 50歳時の7月20日に初めて受診した医療機関の請求時の診断書  
 認定初診日 : 25歳の10月31日

事例  
2



判定)

本人申立てによれば、25歳時に第2子を妊娠中に転倒し、股関節痛が残ったため産婦人科に相談したが、出産後しばらくして痛みは治まったため、以後50歳まで未受診とのこと。

先天性股関節疾患用の調査票でも20歳までの受診をうかがわせる記述はないことから、初診日がある一定の期間の始期については、20歳(厚生年金の加入日)と確認できる。また、初診日がある一定の期間においては、厚生年金のみの加入であり、厚生年金加入時から医証で確認できる受診日までのどの時点においても納付要件を満たしているため、本人申立ての初診日を妥当と認めた。

事例) 請求時年齢 : 30歳 (男性)  
 請求傷病 : てんかん  
 一定の期間 : 平成15年3月15日から平成17年3月5日  
 国民年金納付状況 : 未納あり  
 厚生年金加入 : 履歴なし  
 本人申立初診日 : 平成15年3月15日  
 一番古い資料 : 平成17年3月5日に受診した医療機関の受診状況等証明書  
 認定初診日 : 本人申立て初診日 (平成15年3月15日)

国民年金	厚生年金	国民年金
初診日のある一定の期間		
初診日 本人申立 (H15. 3. 15)		の医 受証 診確 日認 (H17. 3. 5)

事例 3

1番目の医療機関における受診状況等証明書がないものの、2番目の医療機関（平成17年3月5日受診）における受診状況等証明書には、1番目の医療機関における受診に関する記載（平成15年3月に発作後受診）があったことから、初診日がある一定の期間の始期については平成15年3月と確認できる。また、初診日のある一定の期間においては国民年金のみの加入であり、過去どの時点においても納付要件を満たしているため、本人申立ての初診日（平成15年3月15日）を妥当と認めた。

#### 考慮事項4

### 一定の期間継続して異なる公的年金制度に加入している場合

#### (1) 考え方の解説

一定の期間中に初診日があると確認できる場合であって、当該期間の全てで異なる公的年金制度に加入（国民年金、厚生年金又は20歳前の期間など）となっており、かつ、保険料納付要件を常に満たしている場合は、本人申立ての初診日について参考となる他の資料（第三者証明など）とあわせて初診日を認定することができます。

#### (2) 初診日を認めるポイント

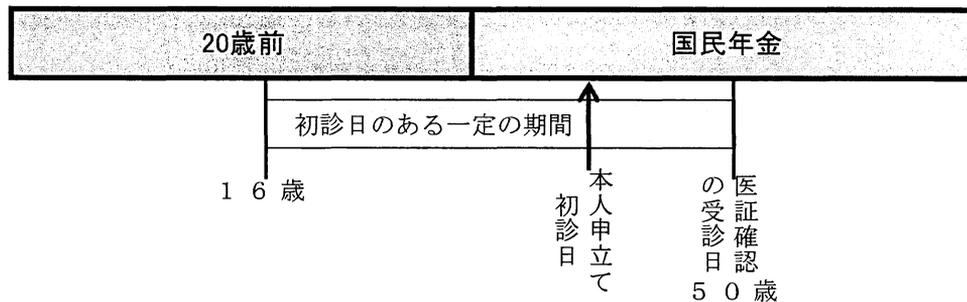
一定の期間内に国民年金の加入期間、厚生年金の加入期間、20歳前の期間又は60歳から65歳の期間が混在する場合、本人申立ての初診日について参考となる他の資料とあわせて初診日と認定してください。ただし、本人申立ての初診日が国民年金の加入期間、20歳前の期間、又は60歳から65歳の待機期間である場合は、本人申立ての初診日について参考となる他の資料がなくとも、本人申立ての初診日を初診日として認定してください。

#### (3) 注意事項

- ①初診日を確認するための資料は必ず全て確認のうえ、取得可能なものは全て整備してください。資料の整備が不十分な場合は認定不能として却下の扱いとしてください。
- ②参考となる他の資料により、初診日が具体的に特定できない場合であっても、少なくとも、初診日がどの公的年金制度に加入しているか特定できる内容であることが必要です。
- ③事後重症請求であっても、初診日判定のため、症状の経過を確認する必要がある場合は、必要に応じ過年度分の診断書を整備してください。
- ④未納期間がない場合であっても認定医の医学的判断は必須です。医学的見地から本人申立ての初診日に疑いが生じる場合については、初診日不明却下の扱いとしてください。

事例) 請求時年齢 : 55歳(女性)  
 請求傷病 : 統合失調症  
 一定の期間 : 10代後半から20代  
 国民年金納付状況 : 全期間納付あり  
 厚生年金加入 : なし(国民年金のみ)  
 本人申立初診日 : 22歳頃(月が不明のため、12月31日とみなす)  
 一番古い資料 : 50歳時の6月10日に受診した医療機関の受診状況等証明書  
 認定初診日 : 22歳の12月31日

事例  
1

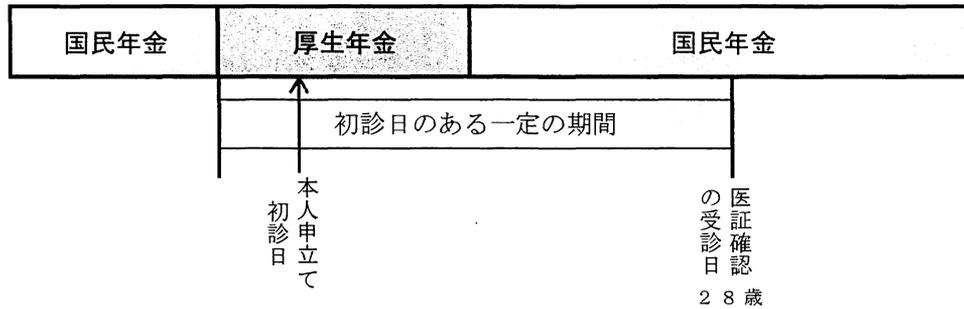


判定)

受診状況等証明書を作成した医療機関への照会で「請求人の正確な発病・初診の時期は不明であるが、統合失調症の発症は10代後半から20代にピークがあり、男性よりも女性のほうが発症の年齢がやや遅めであり、進学・就職・独立・結婚など、人生の進路における変化が発症のきっかけとなりやすい」との回答があったことから、初診日がある一定の期間の始期については16歳と確認できる。また、初診日がある一定の期間においては、国民年金の加入期間又は20歳前の期間であつて、どの時点においても保険料納付要件を満たしており、本人申立ての初診日が国民年金の加入期間中であることから、本人申立ての初診日を妥当と認めた。

事例) 請求時年齢 : 55歳(女性)  
 請求傷病 : 統合失調症  
 一定の期間 : 厚生年金加入時(21歳)から28歳  
 国民年金納付状況 : 全期間納付あり  
 厚生年金加入 : 履歴あり  
 本人申立初診日 : 22歳の秋頃  
 一番古い資料 : 28歳時に受診した医療機関の受診状況等証明書  
 認定初診日 : 22歳の11月30日

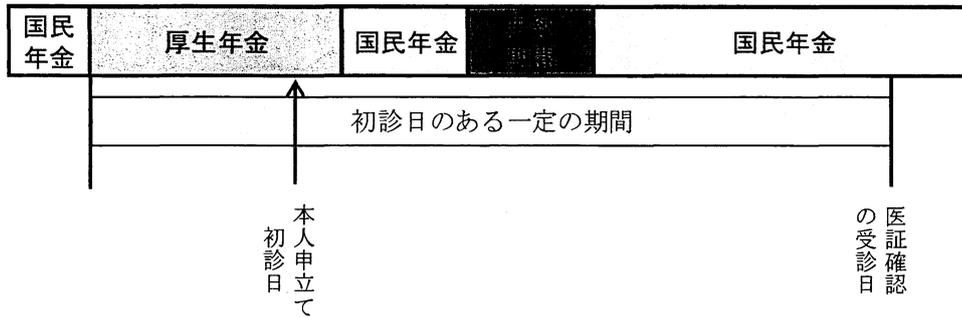
事例  
2



判定)

受診状況等証明書を作成した医療機関への照会で「請求人の正確な発病・初診の時期は不明であるが、就労時の人間関係のトラブルによる発症が妥当と考えられる」との回答があることから、初診日がある一定の期間の始期については厚生年金加入後と確認できる。また、初診日がある一定の期間においては厚生年金の加入期間及び国民年金の加入期間であって、どの時点においても保険料納付要件を満たしている。本人申立ての初診日が厚生年金の加入期間中であることから友人や隣人による「第三者証明」を確認し、22歳頃の受診状況も確認できることから、本人申立ての初診日を妥当と認めた。

事例) 請求時年齢 : 39歳(男性)  
 請求傷病 : 網膜色素変性症  
 一定の期間 : 平成3年4月(厚生年金加入時)から平成19年6月3日  
 国民年金納付状況 : 未納あり  
 厚生年金加入 : 履歴あり(平成3年4月~平成7年3月)  
 本人申立初診日 : 平成6年12月頃  
 一番古い資料 : 平成19年6月3日に受診した医療機関の受診状況等証明書  
 認定初診日 : 本人申立て初診日(平成6年12月31日)



事例  
3

本人申立ての初診日は、厚生年金保険加入中の平成6年であり、医証として確認できる最も古い受診日は、国民年金第3号被保険者期間中の平成19年6月3日であった。職種が工場での検品作業であったことから、傷病の内容より就業前の初診は考えにくいとの認定医の判断もあったことから、初診日がある一定の期間の始期については厚生年金加入後と確認できる。また、初診日がある一定の期間においては厚生年金の加入期間及び国民年金の加入期間であって、どの時点においても保険料納付要件を満たしている。

本人申立ての初診日が厚生年金の加入期間中であることから、友人や当時の同僚による「第三者証明」を確認し、平成6年頃の就業中の受診状況も確認できることから、本人申立ての初診日を妥当と認めた。

初診日を明らかにすることができる書類を  
添えることができない場合の取扱いQ & A

平成 2 7 年 9 月

日本年金機構給付企画部

## 目次

初診日に関する新たな取扱いについて	1
第三者証明について	1
初診日があると推認される一定の期間について	4
請求者の申立てに基づき医療機関が過去に作成した資料の取扱いについて	7
診察券等における初診日確認の取り扱いについて	8
健診日の取扱いについて	8
日付が特定されない初診日の取扱いについて	9
その他の取扱いについて	10

<初診日に関する新たな取扱いについて>

Q 1 初診日証明に関する新たな取扱いをはじめの目的は何か。

A

障害年金は、初診日において納付要件を満たしている必要があり、初診日がいつであったかの判断を適正に行う必要があります。一方、傷病の発生・受診から相当の期間を経て重症化する疾病により請求する事例が増え、初診日を特定できず障害年金を受けられない事案も生じ大きな課題となっています。

このため、初診日証明の考え方を改めて整理し、初診日を確認できないという理由で障害年金が不支給となる事案が少なくなるよう、初診日証明の取扱いが見直されることとなりました。

<第三者証明について>

Q 2 第三者証明を説明する際の留意点は何か。

A

初診日に受診した医療機関による初診日の証明が得られない場合において、初診日を合理的に推定するための参考資料としてご案内ください。

20歳以降に初診日がある場合の第三者証明については、それ単独では初診日を認めることができないため、診察券など客観的な他の資料の提出を求めてください。なお、請求の5年以内に医療機関が作成した資料に請求者申立ての初診日が記載されている場合については、この資料と第三者証明との組み合わせにより初診日を認めることはできません。

Q 3 「請求時から概ね5年以内」とあるが、再請求等の場合はどのように取り扱うのか。

A

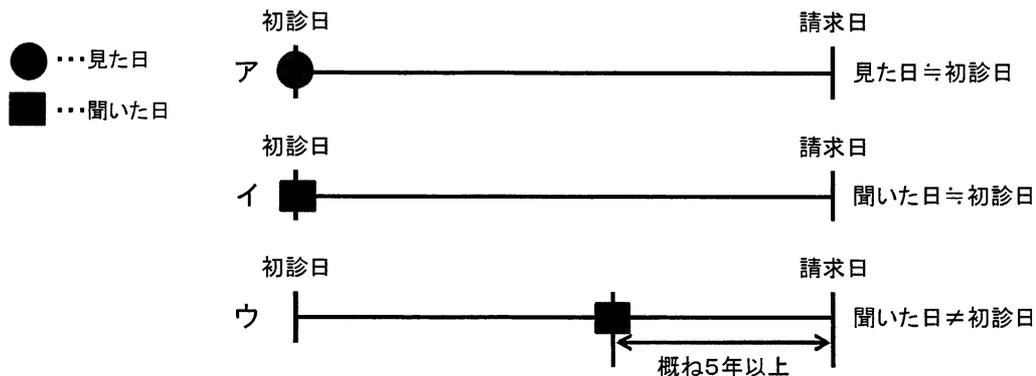
請求時とは最初に障害年金を請求した日（受付した日）を指します。なお、過去に当該傷病で請求して却下となったものや請求を取り下げたものが確認できた場合には、これらも含みます。

Q 4 新基準（通知）の第1の(1)②の第三者証明に該当する申立ての「ア」から「ウ」とは具体的にはどのようなものか。

A

以下の図の通りです。請求時から概ね5年以上前に請求者の受診状況を聞いている必要があるのは、「ウ」の事後的に聞いていた場合となります。

※このQ&Aにおいて「概ね5年以内（以上）」とは、この「ウ」のケースを指します。



Q 5 概ね5年以上前の「概ね」とはどこまで認められるのか。

A

厳密に請求日から5年以上前である必要はなく、1月程度短くても差し支えありません。

Q 6 請求者から受診状況等について聞いた日が請求時から概ね5年以上前であることとはどのように判断するのか。

A

第三者が請求者や請求者の家族等から受診状況等を聞いたときの状況を当時のエピソードの具体性等から判断します。なお、受診状況を聞いた内容が複数の時期にまたがる場合は、それぞれの聞いた時期が判るように記入していただいでください。

Q 7 聞いた日が請求時から概ね5年以上経過していない第三者証明は初診日を判断するための資料とできるのか。

A

第三者証明単独での証明力はありますが、他の参考資料とあわせて合理的に初診日が推定できる場合は参考資料として取り扱えます。したがって、この場合には20歳前に初診日がある場合の第三者証明は、第三者証明に加え参考となる他の資料が必要となります。

Q 8 聞いた日が請求時から概ね5年以上経過していないことを理由に認められなかった第三者証明は、概ね5年以上経過してから再度請求した場合は有効な第三者証明として認められるのか。

A

一度、請求時から概ね5年以内に聞いたと判断されたものは、その後形式的に5年を経過していても有効な第三者証明としては認められません。したがって、この場合には20歳前に初診日がある場合の第三者証明は、第三者証明に加え参考となる他の資料が必要となります。

Q 9 医療従事者による第三者証明の取扱いにある「その他の医療従事者」とはどのような職種を指すのか。

A

薬剤師、理学療法士、精神保健福祉士など医療機関において医学的な業務に従事する職員を指し、事務関係職員は除きます。

また、医師以外の医療従事者が作成した第三者証明は、当該第三者（医療従事者）が請求者の初診日頃の診療に携わっていたことが詳細に記載されている必要があります。なお、当時の身分を確認できる証明書の添付を求める必要はありません。

Q 10 同じ第三者の第三者証明に「見て知った内容」と「聞いて知った内容」が混在している場合は、どのように取り扱うのか。

A

初診日の頃に「見て知った内容」に「聞いて知った内容」が含まれる場合、見て知った内容と整理してください。

なお、「見て知った内容」とは通院の付き添いや入院時のお見舞い、あるいは医師（医療機関）発行の生活上の注意に関する文書を見たなど、受診していることを直接見て知っていた場合を指します。

Q 11 複数の第三者証明を得ることが困難であり、証明の内容が「医療機関の受診にいたる経過や医療機関におけるやりとりなどが具体的に示されていて、相当程度信憑性が高いと認められるもの」は、単数でも認められるとされているが、どの程度の記載であれば認められるのか。

A

初診日の頃に申立者が医療機関に受診していたことを知っていたことを示す内容であり、かつ、初診日頃の医療機関を受診する経過や医師からの療養の指示などが具体的に記載されていることが必要です。

なお、上述の内容に当てはまらない場合であっても、窓口では第三者証明が単数であることのみで請求に当たっての書類が整っていないと判断せず、事務センター等での審査を受けられるようにしてください。

Q 1 2 第三者が実在するかどうかについて疑義が生じた場合や、第三者証明の内容に疑義が生じた場合について、電話で確認してもなお疑義が残る場合はどうするのか。

A

第三者の身分証明書や住民票、当時の関係を確認できる資料等、第三者が協力に応じる範囲で確認を行ってください。それでもなお信憑性などの確認ができないと判断した場合（本人確認ができない、証明内容を知りうる関係・状況でなかった等）は、受け付けた上で第三者証明として認めない取扱いとしてください。

Q 1 3 申立者が請求者の民法上の三親等内の親族である場合、その第三者証明は認められるか。また、申立者が申立て時において請求者の民法上の三親等内の親族であった場合はどうか。

A

第三者証明として認められるものは、申立て時において請求者の民法上の三親等内の親族でない場合です。

※ 申立て時において請求者の民法上の三親等内の親族である場合であったとしても、その他の資料などで初診日が確認できる可能性がありますので、窓口では受付を拒まず、事務センター等での審査を受けられるようにしてください。

Q 1 4 第三者証明を提出した者の件数調査は行うのか。

A

20歳以降に初診日がある場合の第三者証明は、今後、必要に応じ調査することも考えられます。

したがって、当分の間、受付進捗管理システムに「受付」等を登録する拠点では、請求書に20歳以降に初診日がある場合の第三者証明が添付されている場合は、受付進捗管理システムの任意情報の任意項目欄に「20歳以降の第三者証明あり」と登録してください。

<初診日があると推認される「一定の期間」について>

Q 1 5 「一定の期間」を特定するための書類は、初診日を特定するための書類と異なる場合があるが、どのタイミングで求めるべきか。また、相談のはじめから「一定の期間」内に初診日がある場合に該当するとして対応してもよいか。

A

「一定の期間」に関する取扱いは、初診日を明らかにすることができないことによる却下ができるだけ生じないようにすることを目的としているため、初診日を明らかにするための参考資料をすべて提出していただいてもなお特定できない場合が対象となります。このため、はじめから「一定の期間」を用いた対応はせず、当初提出された参考資料では初診日を認定できなかった場合に、「一定の期間」を特定するための書類をお客様に求めてください。

Q16 「一定の期間」が「全て公的年金制度の加入期間」であり、「当該期間中のいずれの時点においても保険料納付要件を満たしている場合」の一定の期間とは、どのように判断したらよいのか。

A

一定の期間は、参考資料等から始期と終期を確認して判断します。一定の期間の最大幅は始期が出生時、終期が一番古い医証で確認できる受診日となります。この始期と終期の幅を、参考資料等からなるべく狭い期間となるように確認を行ってください。

一定の期間を確認するための参考資料の例としては、以下のようなものがあります。なお、障害基礎年金の請求で終期が20歳前と判断された場合は、始期に関する判断は原則不要です。

(始期に関する資料の例)

- 請求傷病に関する異常所見がなく発病していないことが確認できる診断書等の資料
  - ・就職時に事業主に提出した診断書
  - ・人間ドックの結果
- 請求傷病の起因及び当該起因の発生時期が明らかとなる資料
  - ・交通事故が起因となった傷病であることを明らかにする医学的資料及び交通事故の時期を証明する資料
  - ・職場の人間関係が起因となった精神疾患であることを明らかにする医学的資料及び就職の時期を証明する資料
- 医学的知見に基づいて一定の時期以前には請求傷病が発病していないことを推認できる、診断書作成医への発病時期に関する医師照会などの資料。
- 請求傷病に関する症状がないことが確認できる第三者証明。
  - ・職場の上司や産業医等、就労状況等を把握していた者による第三者証明

(終期に関する資料の例)

- 請求傷病により受診した事実を証明する資料
  - ・ 2 番目以降に受診した医療機関による受診状況等証明書
- 請求傷病により公的サービスを受給した時期を明らかにする資料
  - ・ 障害者手帳の交付時期に関する資料
- 20 歳以降であって請求傷病により受診していた事実及び時期を明らかにする第三者証明。
- 請求傷病により医療を受けた時期を明らかにする資料
  - ・ 調剤内容の確認できる調剤薬局の領収書
  - ・ 装具（眼鏡、補聴器等）作成時の異常所見を確認できる資料

Q 17 一定の期間の始期に関する資料に示されている「異常所見がなく発病していないことが確認できる」資料には、第三者証明も含まれるのか。

A

外形的に判断できる障害（肢体の切断等）であるなど、傷病によっては本人申立て日前の発病していない（障害のない）時期を証する第三者証明も有効な資料となり得ます。

Q 18 「一定の期間中、異なる公的年金制度に継続的に加入していた場合」に必要とされる「請求者申立ての初診日について参考となる他の資料」とはどのような資料を指すのか。

A

一般的には初診日頃の受診状況が記載された第三者証明となります。ただし、第三者証明のみを用いて初診日が一定の期間であると確認した場合は、この他に診察券など客観性の認められる資料が必要となります。

なお、この場合における診察券は、受診した診療科が不明であっても初診日が確認できる場合には「参考となる他の資料」として取扱います。

Q 19 「一定の期間中のいずれにおいても保険料納付要件を満たしている場合」とは、一定の期間中のすべての時期の納付要件の確認が必要となるのか。

A

この取扱いにより本人申立ての初診日を認める場合は、「初診日がある一定の期間」中のいずれの時点においても納付要件を満たしていることを確認する必要があります。なお、2/3 要件だけではなく、直近 1 年要件や旧法障害厚生年金の納付要件（厚生年金保険の加入期間が 6 月以上であること等）など、

該当する時期に応じた納付要件を満たしていることを確認する必要があります。

Q 2 0 「一定の期間」による納付要件確認の結果、納付要件を満たさない時期があった場合、処分理由はどうなるのか。また、処分通知に始期と終期を明示する必要はあるのか。

A

提出された資料では初診日を認定することができないため、「初診日を確認することができない」として却下してください。なお、処分通知に審査過程である始期と終期を明示する必要はありません。

Q 2 1 「一定の期間」中に海外在住期間などの国民年金未加入期間がある場合は、どのように取り扱うのか。

A

「一定の期間」中に、海外在住期間などの国民年金未加入期間がある場合は、請求者が申し立てた初診日を認めることはできません。

「一定の期間」は、いずれの時点も、公的年金制度の加入期間、20歳前の期間、又は60歳以上65歳未満の待機期間である必要があります。

なお、「一定の期間」中に記録の未整備期間がある場合は記録を整備したうえで審査を行ってください。

<請求者の申立てに基づき医療機関が過去に作成した医証の取扱いについて>

Q 2 2 新基準（通知）の第3の1にある「請求者の申立てに基づき医療機関が過去に作成した医証」の中には、身体障害者手帳等の申請時の診断書や生命保険請求のために作成した診断書の写し（5年以上前に作成）も含まれるのか。

A

含まれません。身体障害者手帳等の申請時の診断書や生命保険請求のために作成した診断書の写しは、「写し」であることから、初診日を認定するための参考資料の扱いとなります。

なお、当該資料の記載内容についての初診日を認めるポイントや審査の注意事項は「障害年金の初診日の認定に関する事例集」にある「2番目以降の医証（診断書、受診状況等証明書）」に準じます。

Q 2 3 2番日以降に受診した医療機関が作成した診断書の③欄に基づき初診日を確認する場合で、記載根拠が「診療録で確認」であった場合、いつ記載された診療録かどのように確認すればよいのか。

A

電話や文書により医療機関に確認し、電話により確認した場合は直接診断書に書き込まず、別途いつ、誰が、誰に診療録に記載された時期を確認したかを明示した聞取り書（任意様式）を作成してください。「診療録で確認した日」を確認するためだけに診断書作成医療機関から受診状況等証明書を求める必要はありません。

<診察券等における初診日確認の取扱いについて>

Q 2 4 診察券等だけでは請求傷病での受診である可能性が高いと判断できないときは、初診日及び診療科が確認できる診察券が提出された場合に参考となる他の資料にはどのようなものが含まれるのか。

A

第三者証明や医療機関が発行した領収書等が含まれます。

<健診日の取扱いについて>

Q 2 5 初診日の医証が取得できた場合はそれ以前の健康診断の内容を考慮しなくてもよいか。

A

考慮の必要はありません。初診日は、原則として初めて治療目的で医療機関を受診した日となりますので、医療機関を受診した日の医証を得られない場合以外は、健診時における指摘の有無や健診結果の提出を求めることは不要です。なお、医療機関を受診した日が確認できる場合は、診断書等に健診結果に関する記載があっても健診結果を求める必要はありません。

Q 2 6 本人から健診を受けた日を初診日としたい旨の希望がある場合、具体的にどのような健診結果を持参させればよいか。

A

初めて治療目的で医療機関を受診した日の医証が得られない場合であって、本人から健診で要治療と指示された日を初診日としたい旨の希望があった場合は、調査票をお渡しして記入を依頼するとともに、医師の診察を受ける前の取得可能な健診結果の持参をお願いしてください。なお、健診日を初診日として審査を希望する場合には、年金請求書裏面の初診日記入欄の日付は、健診日を記入するようご案内ください。

Q 2 7 医学的見地からただちに治療が必要と認められる健診結果とはどのようなものか。

A

請求傷病に関して医学的見地からただちに治療が必要と認められる健診結果かどうかを判断するにあたっては、①健康診断の検査成績に基づき「要治療」相当と判定されたかを目安とし、②健康診断の検査成績、③健康診断の自覚症状等の所見、⑤当該検査成績に関連した他の検査成績（心電図や画像所見など）、を相互に照らし合わせて確認してください。

なお、複数年の健診結果から初診日を判断することが望ましいですが、特定の検査項目の1回の異常値のみを判断基準として差し支えありません。ただし、いずれの場合も、初診の時期として適切かどうかについて、医学的見地からの判断を必ず行ってください。例えば、複数の健診結果が添付され、本人申立ての健診日以外の健診日が初診日として適切な場合は、当該健診日を初診日としてください。

○健診結果が「要治療」以外の医学的見地からただちに治療が必要と認められる可能性のある健診結果の例※

- ・請求傷病「完全房室ブロック」、健診結果「高度房室ブロック：疑」
- ・請求傷病「慢性腎不全（糖尿病性腎症）」、健診結果「尿蛋白2プラス（#）、尿たんぱく多量のため、一度腎機能検査が必要」

※必ず認定医による確認が必要です。

Q 2 8 健診日を初診日として請求された場合に、健診結果の添付ができない場合は、初診日について医療機関の証明が取れない場合の取扱いと同様として審査を進めてよいか。

A

初診日として確認できる健診結果の添付がなく、かつ初診日の医証の添付がない場合、初診日の医証が取れない場合の取扱いと同様になります。

<日付が特定されない初診日の取扱いについて>

Q 2 9 提出された書類からは初診日が月までしか特定できない場合は月末と見なされるが、請求者が同月内の他の日を初診日と申立てしている場合はどのように取り扱うのか。

A

当該月の末日を初診日としてください。なお、当該月に異なる年金制度に加入していた場合、「初診日が一定の期間内にあると確認され、当該期間中、異なる

る公的年金制度に継続的に加入し、かつ、納付要件を満たしている場合の取扱い」により判断することになります。

Q30 初診日が〇年春頃などのように、月まで特定できない場合はいつを初診日とするのか。各種資料により年及び季節が特定できた場合、「日付が特定されない初診日の取扱い」に準じた取扱いはできないか。

A

季節まで特定できる場合は「日付が特定されない初診日の取扱い」に準じた取扱いとしてください。具体的には原則以下のと通りの整理としてください。

・冬：2月末、春：5月末、夏：8月末、秋：11月末

なお、年や年齢よりも詳しく特定できない場合は、それだけでは初診日の認定はできませんが、「一定の期間」を確認するための始期及び終期の判断に際しては、原則以下のと通りの整理としてください。

<一定の期間の始期と終期について判断できる場合>

「〇年ごろ初診」→始期：〇年1月1日、終期：〇年12月31日

「〇歳ごろ初診」→始期：〇歳の誕生日、終期：〇+1歳の誕生日の前日

<一定の期間の始期について判断できる場合>

「〇年ごろ発病」→始期：〇年1月1日

「〇歳ごろ発病」→始期：〇歳の誕生日

<その他の取扱いについて>

Q31 再請求の際は、前回提出した受診状況等証明書など初診日証明に関する資料を使いたいけどどうしたらよいか。

A

処分（却下及び不支給）後の請求書等の書類は機構の文書となるため、再申請時は原則、新たに資料を整備していただく必要があります。カルテ保存年限が経過した等の理由により、初診日証明等の再整備が不可能である場合は、その写しを再請求時に参考資料として扱うことは可能です。その際は、原本の所在が分かるようにしておいてください。

Q32 旧法障害厚生年金は発病日を確認する必要があるが、新基準は発病日についても適用してよいか。

A

新基準は初診日に関する取扱いをお示したものです。

Q 3 3 第三者証明や参考資料により、請求者申立ての初診日でない時点が初診日と確認できた場合の取扱いはどうなるのか。

A

第三者証明や参考資料により確認できた日を初診日としてください。

Q 3 4 初診時の医証の提出がなくても2番目以降の受診医療機関の医証などにより初診日を確認することができれば、初診時の医証は整備しなくてもよいか。

A

2番目以降の受診医療機関の医証や参考資料などにより初診日を認めることができる場合であっても、初診時の医証等の受診状況などが確認できる資料は可能な限り整備が必要です。

整備可能な資料等（受診状況等証明書が添付できない申立書を含む）について整備のない場合は、初診日確認不能の取り扱いとしてください。

Q 3 5 参考資料が複数提出され、資料から読み取れる初診日が異なる場合の取扱いはどうなるのか。

A

参考資料間の初診日が異なることのみをもって初診日不明と判断せず、他の資料との整合性等や医学的判断に基づいて初診日を確認してください。それでもなお初診日が確認できないと判断した場合は初診日確認不能の取り扱いとしてください。

Q 3 6 障害年金が決定（裁定）されている場合、初診日を変更して再請求すれば初診日の変更は認められるのか。

A

一度決定（裁定）した障害年金については、過去の決定が誤りであった場合を除き、処分変更は行いません。ただし、再請求を妨げるものではないため、受付は行ってください。

Q 3 7 平成27年7月17日【給付指2015-91】20歳前障害基礎年金の初診日の審査にかかる事務取扱（指示・依頼）が廃止となるが、今後は何を根拠とするのか。

A

当該指示依頼の廃止後の20歳前障害基礎年金の初診日の審査にかかる事務取扱については、新基準（通知）の以下の部分を根拠としてください。

- ① 20 歳前障害基礎年金請求の審査において、少なくとも 20 歳より前に受診していることが医療機関の証明により明らかである場合  
→ 新基準（通知）の第 2 の 3 「初診日があると確認された一定の期間中、同一の公的年金制度に継続的に加入していた場合について」
  
- ② 20 歳より前に厚生年金保険被保険者期間があり、20 歳前受診証明では、初診日が厚生年金保険被保険者期間か否か判断できない場合であって、本人の申し立てた初診日が厚生年金保険被保険者期間である場合  
→ 新基準（通知）の第 2 の 4 「初診日があると確認された一定の期間中、異なる公的年金制度に継続的に加入していた場合について」
  
- ③ 20 歳前受診証明では、障害認定日が 20 歳に達した日以前であるか否か判断できない場合であって、本人の申し立てた初診日によると障害認定日が 20 歳に達した日以前である場合  
→ 新基準（通知）の第 2 の 3 「初診日があると確認された一定の期間中、同一の公的年金制度に継続的に加入していた場合について」

## 平成 27 年 10 月 1 日から、障害年金の初診日を確認する方法が広がります

障害年金の請求については、受給要件を満たしているか確認するために、初診日を明らかにすることができる書類（診断書等の医療機関の証明）の添付が必要ですが、平成 27 年 10 月 1 日からは、省令が改正され、初診日を証明する書類が添付できない場合であっても、初診日を合理的に推定できるような一定の書類により、本人が申し立てた日を初診日と認めることができるようになります。

### ※初診日とは

障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日を「初診日」といい、その医療機関による初診日を証明する書類の添付を求めています。

## 改正の主なポイント

### 改正前

「初診日を明らかにすることができる書類」が必要  
→ 診断書等の医療機関による証明などを求めています

### 改正後

初診日を証明する書類がないときは、「初診日を証明するのに参考となる書類」を添付  
→ 次の場合には、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます

- ① 初診日について第三者（隣人、友人、民生委員など）が証明する書類があり、他にも参考資料が提出された場合
- ② 初診日が一定の期間内にあることを示す参考資料が提出され、保険料納付要件など一定の条件を満たしている場合

(注) 20歳前に初診日がある障害基礎年金については、これまでも第三者の証明による初診日の確認が認められています。

裏面へ

# 初診日確認の新たな取り扱い

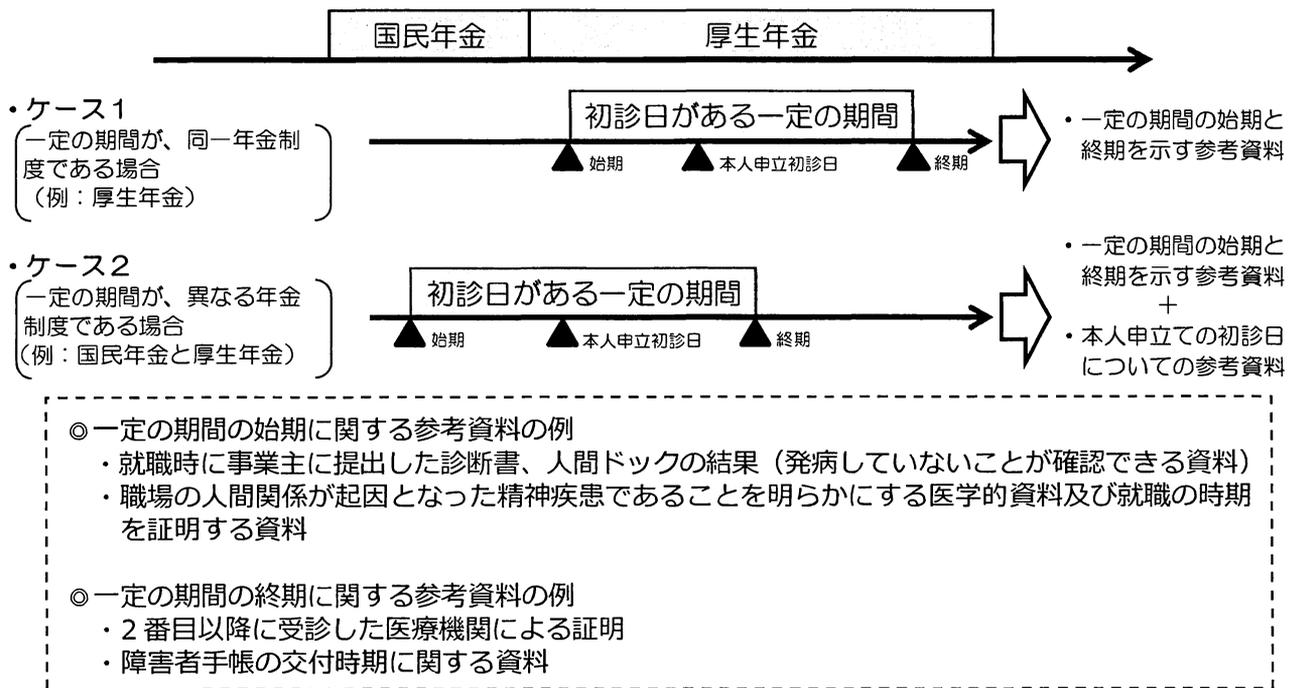
## ① 第三者証明について

20歳以降に初診日がある障害年金についても、第三者（隣人、友人、民生委員など）が証明する書類を添付することができます。この第三者証明とともに本人申立ての初診日について参考となる他の資料があわせて提出された場合には、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます。

（注）原則として、複数の第三者による証明が必要です。

## ② 初診日が一定の期間内にあると確認できる場合の取り扱いについて

初診日が一定の期間内にあると確認された場合で、当該期間について、継続して障害年金を受けるための保険料納付要件を満たしているときは、以下のケースにより、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます。



## ③ その他

初診日確認のための診察券や健診日等の取り扱いを見直しました。

### <再申請について>

過去、障害年金の請求が初診日不明により却下とされたケースについても、平成27年10月1日以降、再申請された場合には、この初診日確認の新たな取り扱いに基づいて審査します。

詳細やご不明な点は、年金事務所へお問い合わせください。

日本年金機構の年金事務所の連絡先は、

日本年金機構ホームページ（全国の相談・手続窓口）でご確認ください。

全国の窓口 日本年金機構

検索

<http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

●年金の基礎知識、全国の年金事務所の所在地と電話番号などがご覧いただけます。

年管管発0928第7号  
平成27年9月28日

地方厚生（支）局  
年金調整課長 殿  
年金管理課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長  
（公 印 省 略）

障害年金の初診日を明らかにすることができる書類を  
添えることができない場合の取扱いについて

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第144号）が、平成27年9月24日に公布され、平成27年10月1日から施行することとされたところである。

改正省令の内容については、「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」（平成27年9月24日付け年管発0924第4号）により地方厚生（支）局長あて通知されたところであるが、これに係る事務の取扱いについて、別添1のとおり、日本年金機構年金給付業務部門担当理事あて通知したので御了知願いたい。

また、貴管内市町村に対し、この事務の取扱いについて周知されたい。あわせて、別添2の周知用リーフレットについて、市町村の窓口を設置する等市町村に御協力いただけるようよろしくお取り計らい願いたい。

なお、周知用リーフレットについては、日本年金機構（年金事務所）から各市町村へ配布することとしていることを申し添える。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市区町村国民年金担当課 御中

日本年金機構〇〇ブロック本部  
〇〇年金事務所

「受診状況等証明書」等の様式変更について（協力をお願い）

日頃より年金事業の運営にあたりましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本年金機構では、障害年金等の請求書に添付する様式のうち、障害の原因となった傷病にかかる初診日を確認するための書類として、必要に応じ「受診状況等証明書」等の添付をお願いしてきたところですが、この度、年金局事業管理課長通知（平成27年9月28日年管管発0928第6号「障害年金の初診日を明らかにすることができる書類を添えることができない場合の取扱いについて」）（別添1）が発出されたことに伴い、平成27年9月29日から全国の年金事務所や街角の年金相談センターで「受診状況等証明書」（別添2）、「受診状況等証明書を添付できない申立書」（別添3）、「初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）」（別添4）、「初診日に関する第三者からの申立書」を記入される方へ」（別添5）及び「障害年金の初診日に関する調査票」（別添6-1～6-8）についての新様式を配付することといたしました。

つきましては、障害年金等の請求書に添付する書類として、必要に応じ窓口で配付していただきますようご協力をお願い申し上げます。

照会先

日本年金機構〇〇ブロック本部

〇〇年金事務所 お客様相談室

【担 当】 〇〇

【連絡先】 000-0000

# 障害年金の初診日の認定に関する事例集

平成27年9月

日本年金機構

給付企画部

## 1. 初診日について

初診日とは、障害の原因となった傷病について、初めて医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の診療を受けた日をいいます。

具体的には次のような場合を初診日とします。

- (1) 初めて診療を受けた日（治療行為又は療養に関する指示があった日）
  - (2) 同一の傷病で転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日
  - (3) 傷病名が確定しておらず、対象傷病と異なる傷病名であっても、同一傷病と判断される場合は、他の傷病名の初診日が対象傷病の初診日
  - (4) じん肺症（じん肺結核を含む。）については、じん肺と診断された日
  - (5) 障害の原因となった傷病の前に相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日が対象傷病の初診日
  - (6) 先天性の知的障害（精神遅滞）は出生日
  - (7) 先天性心疾患、網膜色素変性症などは、具体的な症状が出現し、初めて診療を受けた日
  - (8) 先天性股関節脱臼は、完全脱臼したまま生育した場合は出生日が初診日、青年期以降になって変形性股関節症が発症した場合は、発症後に初めて診療を受けた日
  - (9) 過去の傷病が治癒し同一傷病で再度発症している場合は、再度発症し医師等の診療を受けた日
- (注) 過去の傷病が治癒したのち再び同一傷病が発症した場合は、再発として過去の傷病とは別傷病としますが、治癒したと認められない場合は、傷病が継続しているとみます。

## 2. 初診日の認定に用いた資料の事例について

障害年金は、初診日において被保険者であること、また、保険料納付要件を満たしている必要があることから、初診日の判断を適正に行う必要があります。このため、障害年金を請求するに当たっては、初診日を明らかにすることができる書類として、原則として、医療機関による証明（以下「医証」という。）を求めることになります。

しかしながら、初診日から長期間を経て請求する際などには、カルテの保存期間（5年間）の経過や医療機関の廃院等により、初めて受診した医療機関の医証が得られないことがあります。

このような場合には、申請者の状況に応じ、幅広い資料を参照しながら、客観的に初診日を判断することになります。

具体的には以下の資料を参照します。なお、資料の解説でお示ししている事例は、過去、初診日の認定に用いた資料の事例をもとに、新基準にあわせた内容としています。

	資料	資料の解説
1	2 番目以降に診療を受けた医療機関の医証	4 ページ
2	紹介状（診療情報提供書）	7 ページ
3	身体障害者手帳等の申請時の診断書	8 ページ
4	身体障害者手帳等	9 ページ
5	医療機関の受付簿等	10 ページ
6	医療機関発行の診察券	11 ページ
7	20 歳前の受診が確認できる場合	14 ページ
8	その他	16 ページ

### 3. 新基準による初診日の認定に用いる資料等の事例について

新基準により初診日を認定する際は、第三者証明や診察券など本人申立て初診日について参考となる資料を確認して初診日を認定します。

また、初診日が特定できなくとも病歴や就労状況、第三者証明等、医学的な見地から一定の期間内に傷病の初診日があることを推定するとともに、保険料納付要件などを考慮し、本人申立て日を初診日として認定できるか判断することになります。

具体的には以下の場合を想定します。事項の解説でお示ししている事例は、新基準で示された新たな取扱いの審査のポイントを想定した内容としています。

	事項	事項の解説
1	第三者証明書（20歳以降に初診日がある場合）	19 ページ
2	第三者証明書（20歳前に初診日がある場合の障害基礎年金）	22 ページ
3	一定の期間継続して同一の公的年金制度に加入している場合	25 ページ
4	一定の期間継続して異なる公的年金制度に加入している場合	29 ページ

#### 4. 資料の種類及び考慮すべき事項の解説とその例示

資料の種類①	2番目以降に診療を受けた医療機関の医証
--------	---------------------

##### (1) 資料解説

医証とは、診断書や受診状況等証明書など、医療機関の証明がある書類のことで、日本年金機構が定める様式以外の診断書も医証に含まれます。

請求傷病の初診日の判定には、原則、初診時に受診した医療機関による初診日が明記された医証が必要ですが、法律で定める診療録の保存期間は5年であるため、5年以上前に受診した医療機関の医証は取得できない場合があります。また、医療機関の廃院等によっても医証が取得できない場合があります。

このため、2番目以降に受診した医療機関の医証に、初診日の手掛かりとなる記載がある場合は、これを初診日とできるかどうか確認することになります。

##### (2) 初診日を認めるポイント

- ・ 医証に記載された請求者申立ての初診日の記載根拠（診療録等）の作成時期が障害年金の請求日の5年以上前である場合、請求者申立ての初診日を認めることができます。
- ・ 医証に記載された請求者申立ての初診日の記載根拠（診療録等）の作成時期が障害年金の請求日の5年以上前でないが相当程度前である場合は、請求者の申立て以外の記録を根拠とした参考資料との組み合わせ初診日が合理的に推定できる場合は、初診日を認めることができます。
- ・ 医証には、傷病の発病やその医療機関以前の受診（初診）についての日付や時期に関する事項が、当時のカルテ等に基づいて記載されています。医証の記載から確認できる初診に関する情報（日付、時期、診療内容や検査数値等）が、医学的に妥当であるかどうか確認してください。

##### (3) 注意事項

- ・ 初診日について年月まで特定できるが、日が不明である場合は、当該月の月末を初診日とします。ただし、当該月内に異なる年金制度（国民年金と厚生年金など）に加入している場合については、当該月の月末を初診日とはしません。
- ・ 医証に「〇年ごろ」のように年までしか記載されていない場合、当該医証のみで請求者申立ての初診日を認めることはできません。ただし、「〇年の春頃」のように季節まで記載されている場合は、以下の日付を初診日として認めることができます。
  - ・ 冬：2月末日
  - ・ 春：5月末日
  - ・ 夏：8月末日
  - ・ 秋：11月末日

事 例 1	<p>(概要)</p> <p>請求：平成 27 年 10 月        請求傷病：慢性関節リウマチ        申立て初診日：平成 7 年 5 月頃</p> <p>(判定)</p> <p>2 番目に受診した平成 14 年 5 月 15 日初診の A 医療機関の受診状況等証明書に「H 7 年 5 月より他院へ通院」との記載があり、平成 7 年 5 月は全期間厚生年金保険の被保険者であるため、本人申立て（平成 7 年 5 月頃）を認め、月末の平成 7 年 5 月 31 日を初診日として認定した。</p> <p>(ポイント)</p> <p>医証から初診が年月まで特定できた事例です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「H7 年 5 月より他院へ通院」との記載は、下記①、②により平成 7 年 5 月に受診（初診）があったと判断しています。</li> <li>① A 医療機関の初診日（平成 14 年 5 月 15 日）に本人が申立てしたものである</li> <li>② 記載根拠（診療録等）が障害年金の請求日の 5 年以上前である</li> <li>・平成 7 年 5 月は全期間厚生年金保険の被保険者期間であるため、当該月の月末を初診日と認定しています。</li> </ul>
-------------	--

事例 2	<p>(概要)</p> <p>請求：平成 27 年 11 月  請求傷病：統合失調症  申立て初診日：平成 2 年 11 月頃</p> <p>(判定)</p> <p>2 番目に受診した平成 4 年 10 月初診の B 医療機関（受診期間：平成 4 年 10 月～平成 23 年 5 月）の受診状況等証明書に、「非定型精神病の疑い。平成 2 年 5 月頃から被害妄想や周囲への過敏性を認めた。当時は自然軽快したが、同年 11 月より同様の症状認め、近医（A クリニック）で抗精神病薬開始となった」との記載があり、平成 2 年 11 月は全期間厚生年金保険の被保険者であるため、本人申立て（平成 2 年 11 月頃）を認め、月末の平成 2 年 11 年 30 日を初診日とした。</p> <p>(ポイント)</p> <p>相当因果関係を認めて初診日を判断した事例です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ B 医療機関に受診した期間は請求日より 5 年以上前であり、提出された受診状況等証明書は「初診時の診療録」より作成されたものであるため、請求日より 5 年以上前に作成された資料（診療録）に基づき作成されたものであることが確認できます。</li> <li>・ 請求傷病「統合失調症」と「非定型精神病疑い」の相当因果関係を認めただうえで、A クリニックの受診を初診としています。</li> </ul>
---------	--

**（１）資料解説**

転居により今まで受診していた医療機関を変更する場合や、別の医療機関においてより高度な医療を受ける場合などの際は、受診していた医療機関から紹介状や診療情報提供書が発行されます。

この場合、次に受診した医療機関に、前医からの紹介状や診療情報提供書が保管されている場合があります。

**（２）初診日を認めるポイント**

基本的に受診状況等証明書と同じ扱いとなります。

**（３）注意事項**

- ・紹介状（診療情報提供書）を作成した医療機関よりも前に別の医療機関で受診していたことが記載されている場合は、「２番目以降の医証（診断書、受診状況等証明書）」と同じ考え方で審査を行うこととなります。
- ・どの医療機関がいつ記載したものかについて、明確に確認する必要があります。

### (1) 資料解説

身体障害者手帳等の交付を受けている場合、診断書等を提出した市区町村の障害福祉の窓口（障害福祉課・高齢障害福祉課など）にて「身体障害者手帳等の申請時の診断書」の写しの交付を受けることができます場合があります。

診断書に初診日の手掛かりとなる記載がある場合は、これを初診日とできるかどうか確認することになります。

### (2) 初診日を認めるポイント

基本的に受診状況等証明書と同じ扱いとなります。

### (3) 注意事項

- ・身体障害者手帳等の申請時の診断書を作成した医療機関以前に受診していたことが記載されている場合は、「2番目以降の医証（診断書、受診状況等証明書）」と同じ考え方で審査を行うこととなります。

資料の種類 4	身体障害者手帳等
---------	----------

(1) 資料解説

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳では、交付年月日、障害等級、等級変更の履歴、傷病名（身体障害者手帳のみ）等が確認できます。更新前の手帳も参考になります。

(2) 初診日を認めるポイント

交付年月日より前の日付が確認できる診察券や医療機関の受付簿等とセットで初診日を認定するなど、他の資料との組み合わせで初診を認定することができます。

(3) 注意事項

- ・ 取得可能な医証や紹介状の写し、身体障害者手帳等の申請時の診断書の写しなどから初診日が確認できない場合のみ審査の参考資料としてください。
- ・ 20歳前に身体障害者手帳等が交付されている場合は、「20歳前の受診が確認できる場合」により初診日を判断します。

事例 1	大腿骨骨折による左下肢機能全廃の身体障害者手帳（交付日：平成4年11月24日）と、傷病名の記載がない整形外科の診察券（初診日：平成4年7月10日）の組み合わせにより、平成4年7月10日を初診日として認定した。
---------	--

事例 2	脳出血後遺症による右上肢・下肢機能障害の身体障害者手帳（交付日：平成18年8月9日）と、入院記録より記載された受診状況等証明書（入院期間：平成18年3月31日～5月15日 傷病名、診療担当科不明）、救急搬送により即日入院したとの本人の申立ての組み合わせにより、平成18年3月31日を初診日として認定した。
---------	--

## (1) 資料解説

カルテ等の証明書類が不存在により治療内容及び経過が不明であっても、医療機関の受付簿等の証拠書類により初診日を確認する手がかりとなります。

## (2) 初診日を認めるポイント

- ・医療機関の証明する初診年月日が受診受付簿等医療機関の記録に基づいての記載であるか確認してください。
- ・請求傷病と関係のある診療科の記載があるか確認してください。
- ・身体障害者手帳等の交付日とセットで初診日を認定するなど、原則（受診していたと推測できる場合）他の資料との組み合わせで初診日を認定することができます。

## (3) 注意事項

- ・請求傷病と関係のある診療科の受診を確認できない場合は初診日を確認できる資料とはできません。
- ・取得可能な医証や紹介状の写し、身体障害者手帳等の申請時の診断書の写しなどから初診日が確認できない場合のみ審査の参考資料としてください。
- ・他の傷病で受診していたことが判明した場合は初診日を確認するための参考資料とはしないなど、必ず診断書等の医証との医学的見地からの整合性・妥当性を確認してください。

事例 1	平成 27 年 12 月統合失調症にて請求。受診状況等証明書が添付されているが、治療内容及び経過の概要については不明。医療機関が管理する新患名簿の写しより傷病名「S z（精神分裂症）」、初診年月日は昭和 57 年 7 月 3 日と記載があり、昭和 57 年 7 月 3 日を初診日として認定した。
---------	--

事例 2	平成 27 年 11 月統合失調症にて請求。初診医療機関の医証はないが、初診医療機関の確認印がある受診受付簿の写しに、初診（平成 16 年 11 月 9 日）の記載あり。受診受付簿の写しにおいて、「傷病名は不明」と記載されているが、受診医療機関が精神単科であること、初診日が診断書の初診日と一致することから、平成 16 年 11 月 9 日を初診日とした。  (ポイント) 受診医療機関が精神単科であることから請求傷病と同一であるとして初診日を認定しています。受付簿等の写しは医療機関の確認印があることが望ましいです。
---------	--

### (1) 資料解説

診療録が残っていないことや医療機関の廃院により受診状況等証明書が添付できず、診断書の写し等も添付できない場合については、初診日や診療日（場合によっては担当医）の記載がある受診当時の診察券を参考資料の一つとします。

### (2) 初診日を認めるポイント

- ・診療科と初診年月が確認できる必要があります。医学的見地から請求傷病により受診した可能性が高いと考えられる場合は参考となる他の資料がなくとも認定して差し支えありません。  
（例：請求傷病が統合失調症で、診察券が精神科のものである場合）
- ・内科や耳鼻科などの傷病名を特定しにくい診察券であっても、参考となる他の資料とあわせて初診日を認定してください。本人申立て初診日について医学的見地から妥当な時期であると認定医が判断した場合、初診日を認定する資料として差し支えありません。

### (3) 注意事項

- ・診療科が数多くある総合病院や大学病院等の診察券の場合は、受診している科の名前がきちんと記載してあるか確認してください。
- ・診療科や初診年月が不明であったり、請求傷病と関係のない診療科であったりする場合は、初診を確認するための資料とはなりません。
- ・取得可能な医証や紹介状の写し、身体障害者手帳等の診断書の写しなどから初診が確認できない場合のみ審査の参考資料としてください。
- ・他の傷病で受診していたことが判明した場合は初診日を確認するための参考資料とはしないなど、必ず診断書等の医証との医学的見地からの整合性・妥当性を確認してください。

診察券の例

**診察券**

〇〇 〇〇〇 殿 〇才

---

初診日 H18年 10月 29日

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----

ご来院の際は本券を受付にご提出下さい。  
月が変わるたび受付に保険証を提示して検印を受けてください。

**こころのクリニック**

事例 1	通院していた病院が廃院のため、受診状況等証明書が添付できず、参考資料として診察券を添付した事例。審査の結果、平成18年10月29日を初診日として統合失調症で2級と認定された。この診察券は精神科のみの病院が発行したため、受診した科が明らかなケースとなる。
---------	--

診察券の例

<b>診 察 券</b>	
カルテ番号 1234	T. S. H 〇年 〇月 〇日
〇〇 〇〇〇 殿	
初 診 平成 7年 4月 25日	
〇 〇 耳 鼻 咽 喉 科	

事 例 2	カルテ等の診療録が残っていないため、診察券の初診日と記載されている平成7年4月25日を初診日とし、両側感音性難聴で2級と認定された。この診察券には耳鼻咽喉科に受診したことが確認でき、請求傷病にて受診したと推認できることから証明書類の一つとして扱った。
-------------	---

(1) 考え方の解説

20歳前障害基礎年金請求の審査において、少なくとも20歳より前に受診していることが医証や参考資料より明らかである場合は、本人の申立てにより初診日を推認します。

(2) 初診日を認めるポイント

20歳前障害基礎年金請求の審査において、少なくとも20歳より前に受診していることが医証や参考資料（身体障害者手帳等の交付日等）により明らかである場合、初診日の判断にあたり年金請求書及び病歴・就労状況等申立書等に記載してある本人の申立てた初診日を確認し、他の書類と比較して不整合が無い場合は、その日を初診日と判断し、20歳前障害基礎年金を裁定してください。

(3) 注意事項

- ・ 初診日を確認するための資料は必ず全て確認のうえ、取得可能なものは整備してください。
- ・ 20歳より前に受診していることが明らかであるかどうかの判断は、認定医の医学的判断が必須です。

事例 1	<p>平成 27 年 12 月（29 歳時）に「てんかん精神病」で請求。本人が申立てた初診日（平成 8 年 12 月頃）は、診療録の保存がされていなかったため、初診医療機関の証明は提出できなかった。しかし、3 番目に受診した医療機関に係る「受診状況等証明書」から、平成 12 年 7 月 9 日（14 歳時）に受診していることが確認できたことから、本人申立ての初診日を初診日として認定した。</p> <p>（ポイント）</p> <p>本人申立て初診日が「平成 8 年 12 月頃」のため、認定する初診日は月末の平成 8 年 12 月 31 日となります。</p>
---------	---

事例 2	<p>平成 27 年 12 月（37 歳時）に「両側感音性難聴」で請求。本人が申立てた初診日（昭和 56 年 3 月頃）は、診療録の保存がされていなかったため、初診医療機関の証明は提出できなかったが、「身体障害者手帳（写）（傷病名：感音性難聴 2 級）」が 6 歳時に交付されており、少なくとも 20 歳より前に受診していることが明らかであったことから、本人申立ての初診日を初診日として認定した。</p> <p>（ポイント）</p> <p>身体障害者手帳は、交付時に診断書を提出するため、少なくとも交付日より前に医療機関に受診していることが推認できます。この場合、身体障害者手帳に記載されている傷病名等を確認し、同一傷病であることを確認してください。同一傷病であることが確認できない場合は、申請時の診断書（写）等を確認し、身体障害者手帳申請に係る傷病と障害年金請求に係る傷病との間に相当因果関係が認められるかを認定医に確認してください。</p>
---------	--

事例 3	<p>平成 27 年 10 月（21 歳時）に「広汎性発達障害」で請求。本人が申立てた初診日（平成 17 年 10 月 23 日）は、受診していた医療機関が廃院していることから医療機関の証明は提出できなかった。しかし、「精神保健福祉手帳申請時の診断書（写）」より、少なくとも 20 歳より前に受診していることが明らかであったことから、本人申立ての初診日を初診日として認定した。</p> <p>（ポイント）</p> <p>精神保健福祉手帳は、交付時に診断書を提出するため、少なくとも交付日より前に医療機関に受診していることが推認できますが、請求傷病と相当因果関係がある傷病により精神保健福祉手帳が交付されているかを確認するために、申請時の診断書（写）等を確認し、精神保健福祉手帳申請に係る傷病と障害年金請求に係る傷病との間に相当因果関係が認められるかを認定医に確認してください。</p>
---------	--

## (1) 資料解説

診療録等の証明書類が残っていない場合、請求傷病と関連のある傷病の記載がある資料があれば参考資料の一つとして取扱うかどうか確認します。

## (2) 初診日を認めるポイント

- ・初診日が特定できる場合、参考となる他の資料がなくとも初診日を確認するための参考資料となる場合があります。
- ・身体障害者手帳等の交付日等、参考となる他の資料とあわせて初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

## (3) 注意事項

- ・取得可能な医証から初診日が確認できない場合のみ、審査の参考資料としてください。

## 資料の例

### ①臨床調査個人票

→ 難病医療費助成制度を都道府県へ申請する際に添付する診断書です。発病日等の記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

### ②生命保険、損害保険、労災保険の給付申請時の診断書

→ 保険金等を請求する際に添付する診断書です。事故発生年月日、療養開始日等の記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

### ③救急傷病者搬送証明書

→ 消防署等で交付される、救急車で搬送されたことの証明です。事故発生年月日、療養開始日等の記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

### ④交通事故証明書

→ 自動車安全運転センター事務所等で交付される交通事故が発生したことの証明です。障害の原因が交通事故である場合、交通事故証明書により事故発生年月日を確認できるため初診日を確認するための参考資料となります。ただし、警察への届出のない事故については、交通事故証明書は発行されません。

### ⑤交通事故等が掲載されている新聞記事

→ 新聞記事の事故発生日や事故の当事者等の記載内容から、交通事故証明書が取得できない場合であっても、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

### ⑥入院治療計画書（クリニカルパス）

→ 医療機関が入院治療を行うにあたり、症状、傷病名及び治療計画等を事前に患者やその家族に示す計画書です。記載された内容により初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

### ⑦退院時要約（サマリー）

→ 医療機関が、患者が退院する際に作成するものです。入院から退院までの経過・治療内容を要約したもので、記載された内容により初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

### ⑧手術承諾書

→ 医師が傷病名、手術等実施内容及びその必要性等を説明したうえで、手術等を実施することに対する同意書類で、記載された内容により初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑨お薬手帳

→ 処方薬名、処方年月日、処方箋を発行した医療機関名が記載されています。処方された薬の詳細が記載されていることから、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑩糖尿病手帳

→ 医療機関において配付しており、受診状況、検査結果、治療内容及び療養の指導等の内容を確認することができます。記載された内容により初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑪母子手帳

→ 妊娠からの経過を記載することとなり、血圧や浮腫、尿蛋白の測定結果等から初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑫医療機関発行の領収書

→ 診療科名、診療内訳及び受診日等の記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑬レセプト（診療報酬明細書）

→ 保険医療機関や保険薬局が保険者に請求する医療費の明細書で、傷病名等の記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑭生活保護台帳

→ 市町村において作成するもので、障害者手帳の交付年月日等から初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑮小学校・中学校等の健康診断の記録や成績通知表

→ 小・中学校等の健康診断の記録や成績通知表の担任教師により、先天性の病気であることや初診日が20歳前であることなどの記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

⑯盲学校・ろう学校の在学証明・卒業証書

→ 先天性の病気であることや初診日が20歳前であることなどの記載内容から、初診日を確認するための参考資料となる場合があります。

※ 保存期間などの理由により、入手ができない場合があります。

※ 医療機関など資料の作成元により記載されている内容が異なります。

※ 発行手数料など本人負担が生じる場合があります。

### （1）資料解説

- ・「第三者」とは、請求者の民法上の3親等以内の親族を除く方を指します。
- ・第三者の証明書には、少なくとも医療機関に受診していた時期、当時の傷病の概要及び当該事実関係の聞き取り時期の記載が必要です。

### （2）初診日を認めるポイント

- ・原則、複数の第三者証明書により確認してください。
- ・第三者証明には申立者が請求者の受診状況を直接見て認識していた場合と請求者やその家族から聞いて知った場合（伝聞）があります。聞いた時期が初診日頃ではない伝聞の場合は、原則請求時から概ね5年以上前に聞いていたことが必要となります。
- ・第三者が初診日頃の受診状況を直接把握できる立場の医療従事者であった場合は、当該第三者証明のみで初診日を認めることができます。
- ・第三者証明が添付されてきた場合は、可能な範囲で参考となる他の資料を幅広く求め、それらの資料との整合性や医学的判断により、第三者証明を確認したうえで、初診日が妥当であるかを確認してください。

#### ＜第三者証明の確認ポイント＞

- ①第三者に関する事項（氏名、住所、請求者との関係等）
- ②受診状況に関する事項（初診の時期、受診の契機、受診時の状況、医療機関名や診療科、傷病名等）
- ③請求者の状況等に関する事項（初診日頃の症状の経過、日常生活や就労への支障の度合い等）
- ④受診状況等を知り得た状況（いつ、どのような状況で見聞きしたのか等）

### （3）注意事項

- ・初診日を確認するための資料は必ず全て確認し、取得可能なものは整備してください。
- ・聞いた時期が初診日頃ではない伝聞による場合で、請求時から概ね5年以内に聞いているものは、原則第三者証明として認められません。ただし、他の資料が併せて提出され、初診日が合理的に推定できる場合は第三者証明として認めることができます。
- ・第三者の証明書（20歳以降の初診日の障害に係るもの）は、当該資料単独では初診日の認定は行わず、健診結果など参考となる他の資料とあわせて、初診日が妥当であるか判断してください。
- ・第三者証明の内容等に疑義が生じた場合は、必要に応じて第三者に対し電話等で確認を行ってください。

事例 1	<p>平成 28 年 5 月（31 歳時）に「双極性障害」で請求。本人が申立てた初診日（平成 20 年 8 月頃）は、当時の医療機関が廃院となっており、医療機関の証明は提出できなかった。このため、請求者は、近隣住民と友人の「第三者証明」及び当時受診していた精神科クリニックの「診察券（写）」に記載された発行年月日（平成 20 年 8 月 3 日）を提出したことから、本人が申し立てている平成 20 年 8 月頃を認め、平成 20 年 8 月 3 日を初診日とした。</p> <p>（ポイント）</p> <p>次の①～③の内容について「第三者証明」から確認したところ、受診時期については「年」及び季節「夏頃」と確認することができた。加えて、診療科が確認できる「診察券（写）」より「平成 20 年 8 月 3 日」に受診を開始していることが確認できることから、これを勘案して初診日を「平成 20 年 8 月 3 日」と判断した。</p> <p>① 受診時期       ：平成 20 年 8 月頃</p> <p>② 聴き取り時期：診察当時</p> <p>③ 傷病の概要     ：大学卒業後に就職したが、入社後数か月で体調を崩し、退職したのち退職した。</p>
---------	--

<近隣住民の第三者証明の内容>

（初診日と思われる年月日）平成 20 年夏頃

（当時の状況）

請求者は、自分の子供と同級生であったため、小さい頃から見知っている。大学卒業後の平成 20 年に就職したと聞いたが、その年の夏頃に顔を合わせた際、憔悴した様子であった。請求者の母親に聞いたところ、仕事や人間関係で悩んでおり、精神科の病院に通っており、医師の指示で休むようになったとのことであった。

<友人の第三者証明の内容>

（初診日と思われる年月日）平成 20 年 8 月頃

（受診医療機関）〇〇メンタルクリニック

（当時の状況）

私は〇〇メンタルクリニックに受診しており、請求者とは待合室で何度か顔を合わせるうちに話をするようになった。請求者からは、当時、就職したものの会社の雰囲気についていけず、体調を崩し、平成 20 年 8 月から通院するようになったと聞いた。また、その後、その会社は退職したと聞いた。

事例1の診察券

<b>診 察 券</b>		
氏 名	〇〇	〇〇 殿
生年月日	年	月 日
カルテ番号	123456	
平成 20 年8月3日 発行		
〇〇メンタルクリニック		

事例 2	<p>平成 27 年 11 月（35 歳時）に「統合失調症」で請求。本人が申立てた初診日（平成 18 年 8 月 3 日）は、医療機関が廃院しているため、医療機関の証明は提出できなかった。しかし、当時の診察していた医師の「第三者証明」により本人が申し立てている初診日が明らかであることから単数の第三者証明で「平成 18 年 8 月 3 日」を初診日として認定した。</p>
	<p>（ポイント） 初診日時点で診察していた医師による証明であり、次の①～③の内容について詳細な記述があり、病歴や治療経過と整合性があると判断されたため、単数の第三者証明で初診日を認定しました。</p> <p>① 受診時期            : 平成 18 年 8 月 3 日 ② 直接的に見て       : 初診日当時                           認識した時期 ③ 傷病の概要         : 統合失調症と診断し、外来治療を行う。その後、症状が増悪したことから他院を紹介する。</p>

<初診日時点で診察していた医師の第三者証明の内容>  
(初診日と思われる年月日) 平成 18 年 8 月 3 日  
(初診医療機関名) 〇〇メンタルクリニック  
(当時の状況)  
〇〇メンタルクリニックにおいて、平成 18 年 8 月 3 日初診の〇〇さんを診察し、統合失調症と診断しました。その後、外来治療を行いました。症状が増悪したため、平成 18 年 10 月 10 日に入院目的で▲▲病院に紹介しました。(※初診時所見、外来の治療内容等について詳細な記述あり。)

## 考慮事項 2

### 第三者証明書（20歳前に初診日がある場合の障害基礎年金）

#### （1）資料解説

- ・「第三者」とは、本人の民法上の3親等以内の親族を除く方を指します。
- ・第三者の証明書には、少なくとも医療機関に受診していた時期、当時の傷病の概要及び当該事実関係の聞き取り時期の記載が必要です。

#### （2）初診日を認めるポイント

- ・原則、複数の第三者証明書により確認してください。
- ・初診日を証明する書類が第三者証明のみであっても、第三者証明の内容を総合的に勘案して、請求者申立ての初診日を認めることができます。
- ・第三者証明には申立者が請求者の受診状況を直接見て認識していた場合と請求者やその家族から聞いて知った場合（伝聞）がありますが、聞いた時期が初診日頃ではない伝聞の場合は、原則請求時から概ね5年以上前に聞いたことが必要となります。
- ・第三者証明が添付されてきた場合は、可能な範囲で参考となる他の資料を幅広く求め、それらの資料との整合性や医学的判断により、第三者証明を確認したうえで、初診日が妥当であるかを確認してください。

##### <第三者証明の確認ポイント>

- ①第三者に関する事項（氏名、住所、請求者との関係等）
- ②受診状況に関する事項（初診の時期又は20歳前の受診の時期、受診の契機、受診時の状況、医療機関名や診療科、傷病名等）
- ③請求者の状況等に関する事項（初診日頃又は20歳前の症状の経過、日常生活の支障の度合い等）
- ④受診状況等を知り得た状況（いつ、どのような状況で見聞きしたのか等）

#### （3）注意事項

- ・初診日を確認するための資料は必ず全て確認し、取得可能なものは整備してください。
- ・聞いた時期が初診日頃ではない伝聞による場合で、請求時から概ね5年以内に聞いているものは、原則第三者証明として認められません。ただし、他の資料が併せて提出され、初診日が合理的に推定できる場合は第三者証明として認めることができます。
- ・第三者証明の内容等に疑義が生じた場合は、必要に応じて第三者に対し電話等で確認を行ってください。

事例 1	<p>平成 27 年 11 月（54 歳時）に「関節リウマチ」で請求。本人が申立てた初診日（昭和 52 年 7 月頃）は、診療録の保存がされていなかったため、医療機関の証明は提出できなかった。しかし、当時通学していた高校の担任及び同級生の「第三者証明」に記載された傷病の発生日等から、本人が申立てている昭和 52 年 7 月頃を認め、昭和 52 年 7 月 31 日を初診日とした。</p> <p>（ポイント）</p> <p>次の①～③の内容について「第三者証明」から確認したところ、受診した「年」と季節は確認することができた。また、友人の申立てた「第三者証明」に「昭和 52 年、◎◎高等学校で一年生の時、夏休みに〇〇病院への通院に付き添ったことがあります。」との記載があることを勘案して、初診日を「昭和 52 年 7 月頃」と判断した。</p> <p>① 受診時期       ：昭和 52 年頃</p> <p>② 聴き取り時期：診察当時</p> <p>③ 傷病の概要    ：左膝関節硬直により、体育の授業は見学しており、そのための診断書を高校に提出している。</p>
---------	---

<当時の担任の第三者証明の内容>

（初診日と思われる年月日）昭和 52 年頃

（受診医療機関名）〇〇病院

（当時の状況）

昭和 52 年 4 月より、◎◎高等学校で□□さんの学級担任をしておりました。当時、〇〇病院への通院による遅刻・早退がありました。また、体育の授業では診断書（病名：左膝関節硬直）を提出して見学していました。

<当時の友人の第三者証明の内容>

（初診日と思われる年月日）昭和 52 年夏頃

（受診医療機関名）〇〇病院

（当時の状況）

昭和 52 年、◎◎高等学校で一年生の時、夏休みに、〇〇病院への通院に付き添ったことがあります。膝に負担がかからない様、包帯を巻いて固定されていました。また、バス通学の乗り降りは不自由そうでした。その後も体育の授業はいつも見学していました。

事例 2	<p>平成 27 年 11 月（59 歳時）に「症候性てんかん」で請求。本人が申立てた初診日（昭和 50 年 10 月 20 日）は診療録の保存がされていなかったため、医療機関の証明は提出できなかったが、当時のアルバイト先の雇主及び友人の「第三者証明」により本人が申立てている初診日が妥当であると判断し、昭和 50 年 10 月 20 日を初診日として認定した。</p> <p>（ポイント）</p> <p>次の①～③の内容について「第三者証明」から確認し、病歴や治療経過を確認の上、申立の整合性が妥当であるかを確認した。</p> <p>① 受診時期 : バイク事故日</p> <p>② 聴き取り時期 : 事故当時</p> <p>③ 傷病の概要 : 事故後、1 年程度入院し、その後てんかん発作を起こしている。</p>
---------	--

<当時の雇主の第三者証明の内容>

（初診日と思われる年月日）昭和 50 年 10 月 20 日

（受診医療機関名）〇〇病院

（当時の状況）

19 歳時、バイク事故を起こした当時は、アルバイトの雇用主であった。事故後、〇〇病院に 12 カ月入院し、その後▲▲病院に 2～3 カ月程度通院していた。通院期間中も、仕事に度々てんかん発作を引き起こし、病院にかつぎこまれることがあった。

<当時の友人の第三者証明の内容>

（初診日と思われる年月日）昭和 50 年 10 月 20 日

（受診医療機関名）〇〇病院

（当時の状況）

バイク事故を起こした後、〇〇病院に 1 年程入院していた。その後▲▲病院に 2～3 カ月程度通院していた。その当時、一緒にいる時にてんかん発作を引き起こして病院に運ばれることがありました。

### 考慮事項3

一定の期間継続して同一の公的年金制度に加入している場合

#### (1) 考え方の解説

一定の期間中に初診日があると確認できる場合であって、当該期間の全てで同一の公的年金制度加入期間となっており、かつ、いずれの時点においても保険料納付要件を常に満たしている場合は、本人の申立て初診日を認定することができます。

#### (2) 初診日を認めるポイント

初診日に関する参考資料や診断書より確認できる現在の症状等より、請求傷病の初診日が一定の期間内にあると認定を確認できた場合、当該期間のどの時点でも、同一の公的年金制度（国民年金のみなど）の加入期間であって、かつ保険料納付要件を満たしている場合は、当該期間内の本人の申立ての初診日を初診日として認定してください。

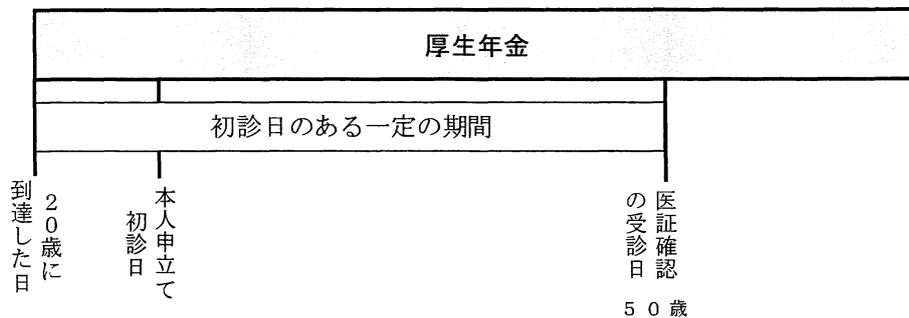
#### (3) 注意事項

- ①初診日を確認するための資料は必ず全て確認のうえ、取得可能なものは全て整備してください。資料の整備が不十分な場合は認定不能として却下の扱いとしてください。
- ②事後重傷請求であっても、初診日確認のため、過去の症状の経過を確認する必要があると判断された場合は、必要に応じ過年度分の診断書を整備してください。
- ③未納期間がない場合であっても認定医の医学的判断は必須です。医学的見地から本人申立ての初診日に疑いが生じる場合については、初診日不明却下の扱いとしてください。

事例 1	<p>事例) 請求時年齢 : 45歳(男性)  請求傷病 : 網膜色素変性症  一定の期間 : 国民年金の加入日(20歳)から医証確認の受診日まで  国民年金納付状況 : 全期間納付  厚生年金加入 : なし  本人申立初診日 : 30歳頃(月が不明のため、12月31日とみなす)  一番古い資料 : 40歳時の8月30日に初めて受診した医療機関の請求時の診断書  認定初診日 : 30歳の12月31日</p>
	<p>判定)  本人申立てによれば、20歳で旅館に就職した後、ずっと送迎バスの運転手をしてきた。30歳頃、バス運転中夜間に物が見えにくいことに気が付き、眼科を受診したものの治療方法が具体的になかったため放置していた。40歳時に運転困難のため送迎バスの担当から外れたとのこと。  職種が運転手であったことから就業前の初診は考えにくいため、初診日がある一定の期間の始期については、20歳(国民年金の加入日)と確認できる。また、初診日のある一定の期間においては国民年金のみの加入であり、過去どの時点においても納付要件を満たしているため、本人申立ての初診日を妥当と認めた。</p>

事例) 請求時年齢 : 55歳(女性)  
 請求傷病 : 両変形性股関節症  
 一定の期間 : 20歳到達日から医証確認の受診日まで  
 国民年金納付状況 : 全期間厚生年金加入  
 厚生年金加入 : 20歳から現在まで  
 本人申立初診日 : 25歳の10月頃(日が不明のため、31日とみなす)  
 一番古い資料 : 50歳時の7月20日に初めて受診した医療機関の請求時の診断書  
 認定初診日 : 25歳の10月31日

事例  
2



判定)

本人申立てによれば、25歳時に第2子を妊娠中に転倒し、股関節痛が残ったため産婦人科に相談したが、出産後しばらくして痛みは治まったため、以後50歳まで未受診とのこと。

先天性股関節疾患用の調査票でも20歳までの受診をうかがわせる記述はないことから、初診日がある一定の期間の始期については、20歳(厚生年金の加入日)と確認できる。また、初診日のある一定の期間においては、厚生年金のみの加入であり、厚生年金加入時から医証で確認できる受診日までのどの時点においても納付要件を満たしているため、本人申立ての初診日を妥当と認めた。

事例) 請求時年齢 : 30歳 (男性)  
 請求傷病 : てんかん  
 一定の期間 : 平成15年3月15日から平成17年3月5日  
 国民年金納付状況 : 未納あり  
 厚生年金加入 : 履歴なし  
 本人申立初診日 : 平成15年3月15日  
 一番古い資料 : 平成17年3月5日に受診した医療機関の受診状況等証明書  
 認定初診日 : 本人申立て初診日 (平成15年3月15日)

国民年金	厚生年金	国民年金
初診日のある一定の期間		
初診日 本人申立 (H15.3.15)		の医 受証 診確 日認 (H17.3.5)

事例 3

1番目の医療機関における受診状況等証明書がないものの、2番目の医療機関 (平成17年3月5日受診) における受診状況等証明書には、1番目の医療機関における受診に関する記載 (平成15年3月に発作後受診) があったことから、初診日がある一定の期間の始期については平成15年3月と確認できる。また、初診日のある一定の期間においては国民年金のみの加入であり、過去どの時点においても納付要件を満たしているため、本人申立ての初診日 (平成15年3月15日) を妥当と認めた。

#### 考慮事項 4

#### 一定の期間継続して異なる公的年金制度に加入している場合

##### (1) 考え方の解説

一定の期間中に初診日があると確認できる場合であって、当該期間の全てで異なる公的年金制度に加入（国民年金、厚生年金又は20歳前の期間など）となっており、かつ、保険料納付要件を常に満たしている場合は、本人申立ての初診日について参考となる他の資料（第三者証明など）とあわせて初診日を認定することができます。

##### (2) 初診日を認めるポイント

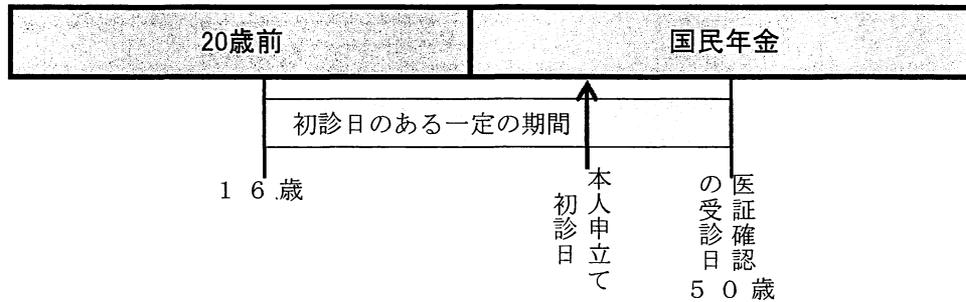
一定の期間内に国民年金の加入期間、厚生年金の加入期間、20歳前の期間又は60歳から65歳の期間が混在する場合、本人申立ての初診日について参考となる他の資料とあわせて初診日と認定してください。ただし、本人申立ての初診日が国民年金の加入期間、20歳前の期間、又は60歳から65歳の待機期間である場合は、本人申立ての初診日について参考となる他の資料がなくとも、本人申立ての初診日を初診日として認定してください。

##### (3) 注意事項

- ①初診日を確認するための資料は必ず全て確認のうえ、取得可能なものは全て整備してください。資料の整備が不十分な場合は認定不能として却下の扱いとしてください。
- ②参考となる他の資料により、初診日が具体的に特定できない場合であっても、少なくとも、初診日がどの公的年金制度に加入しているか特定できる内容であることが必要です。
- ③事後重症請求であっても、初診日判定のため、症状の経過を確認する必要がある場合は、必要に応じ過年度分の診断書を整備してください。
- ④未納期間がない場合であっても認定医の医学的判断は必須です。医学的見地から本人申立ての初診日に疑いが生じる場合については、初診日不明却下の扱いとしてください。

事例) 請求時年齢 : 55歳(女性)  
 請求傷病 : 統合失調症  
 一定の期間 : 10代後半から20代  
 国民年金納付状況 : 全期間納付あり  
 厚生年金加入 : なし(国民年金のみ)  
 本人申立初診日 : 22歳頃(月が不明のため、12月31日とみなす)  
 一番古い資料 : 50歳時の6月10日に受診した医療機関の受診状況等証明書  
 認定初診日 : 22歳の12月31日

事例  
1

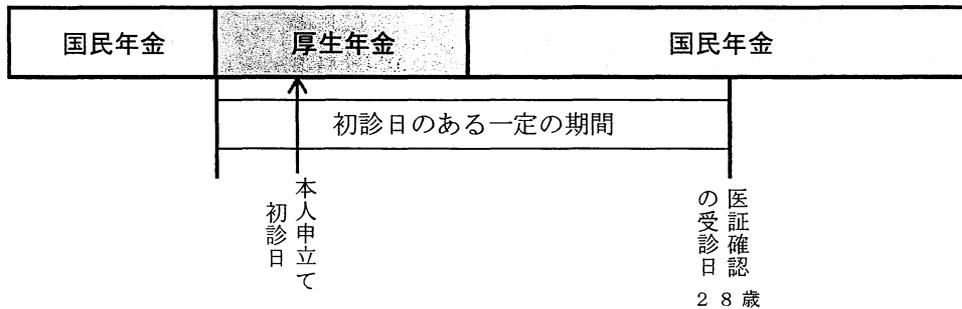


判定)

受診状況等証明書を作成した医療機関への照会で「請求人の正確な発病・初診の時期は不明であるが、統合失調症の発症は10代後半から20代にピークがあり、男性よりも女性のほうが発症の年齢がやや遅めであり、進学・就職・独立・結婚など、人生の進路における変化が発症のきっかけとなりやすい」との回答があったことから、初診日がある一定の期間の始期については16歳と確認できる。また、初診日がある一定の期間においては、国民年金の加入期間又は20歳前の期間であつて、どの時点においても保険料納付要件を満たしており、本人申立ての初診日が国民年金の加入期間中であることから、本人申立ての初診日を妥当と認めた。

事例) 請求時年齢 : 55歳(女性)  
 請求傷病 : 統合失調症  
 一定の期間 : 厚生年金加入時(21歳)から28歳  
 国民年金納付状況 : 全期間納付あり  
 厚生年金加入 : 履歴あり  
 本人申立初診日 : 22歳の秋頃  
 一番古い資料 : 28歳時に受診した医療機関の受診状況等証明書  
 認定初診日 : 22歳の11月30日

事例  
2



判定)

受診状況等証明書を作成した医療機関への照会で「請求人の正確な発病・初診の時期は不明であるが、就労時の人間関係のトラブルによる発症が妥当と考えられる」との回答があることから、初診日がある一定の期間の始期については厚生年金加入後と確認できる。また、初診日がある一定の期間においては厚生年金の加入期間及び国民年金の加入期間であって、どの時点においても保険料納付要件を満たしている。本人申立ての初診日が厚生年金の加入期間中であることから友人や隣人による「第三者証明」を確認し、22歳頃の受診状況も確認できることから、本人申立ての初診日を妥当と認めた。

事例) 請求時年齢 : 39歳(男性)  
 請求傷病 : 網膜色素変性症  
 一定の期間 : 平成3年4月(厚生年金加入時)から平成19年6月3日  
 国民年金納付状況 : 未納あり  
 厚生年金加入 : 履歴あり(平成3年4月~平成7年3月)  
 本人申立初診日 : 平成6年12月頃  
 一番古い資料 : 平成19年6月3日に受診した医療機関の受診状況等証明書  
 認定初診日 : 本人申立て初診日(平成6年12月31日)

事  
例  
3

本人申立ての初診日は、厚生年金保険加入中の平成6年であり、医証として確認できる最も古い受診日は、国民年金第3号被保険者期間中の平成19年6月3日であった。職種が工場での検品作業であったことから、傷病の内容より就業前の初診は考えにくいとの認定医の判断もあったことから、初診日がある一定の期間の始期については厚生年金加入後と確認できる。また、初診日がある一定の期間においては厚生年金の加入期間及び国民年金の加入期間であって、どの時点においても保険料納付要件を満たしている。

本人申立ての初診日が厚生年金の加入期間中であることから、友人や当時の同僚による「第三者証明」を確認し、平成6年頃の就業中の受診状況も確認できることから、本人申立ての初診日を妥当と認めた。

初診日を明らかにすることができる書類を  
添えることができない場合の取扱いQ & A

平成27年9月

日本年金機構給付企画部

## 目次

初診日に関する新たな取扱いについて	1
第三者証明について	1
初診日があると推認される一定の期間について	4
請求者の申立てに基づき医療機関が過去に作成した資料の取扱いについて	7
診察券等における初診日確認の取り扱いについて	8
健診日の取扱いについて	8
日付が特定されない初診日の取扱いについて	9
その他の取扱いについて	10

<初診日に関する新たな取扱いについて>

Q 1 初診日証明に関する新たな取扱いをはじめの目的は何か。

A

障害年金は、初診日において納付要件を満たしている必要があり、初診日がいつであったかの判断を適正に行う必要があります。一方、傷病の発生・受診から相当の期間を経て重症化する疾病により請求する事例が増え、初診日を特定できず障害年金を受けられない事案も生じ大きな課題となっています。

このため、初診日証明の考え方を改めて整理し、初診日を確認できないという理由で障害年金が不支給となる事案が少なくなるよう、初診日証明の取扱いが見直されることとなりました。

<第三者証明について>

Q 2 第三者証明を説明する際の留意点は何か。

A

初診日に受診した医療機関による初診日の証明が得られない場合において、初診日を合理的に推定するための参考資料としてご案内ください。

20歳以降に初診日がある場合の第三者証明については、それ単独では初診日を認めることができないため、診察券など客観的な他の資料の提出を求めてください。なお、請求の5年以内に医療機関が作成した資料に請求者申立ての初診日が記載されている場合については、この資料と第三者証明との組み合わせにより初診日を認めることはできません。

Q 3 「請求時から概ね5年以内」とあるが、再請求等の場合はどのように取り扱うのか。

A

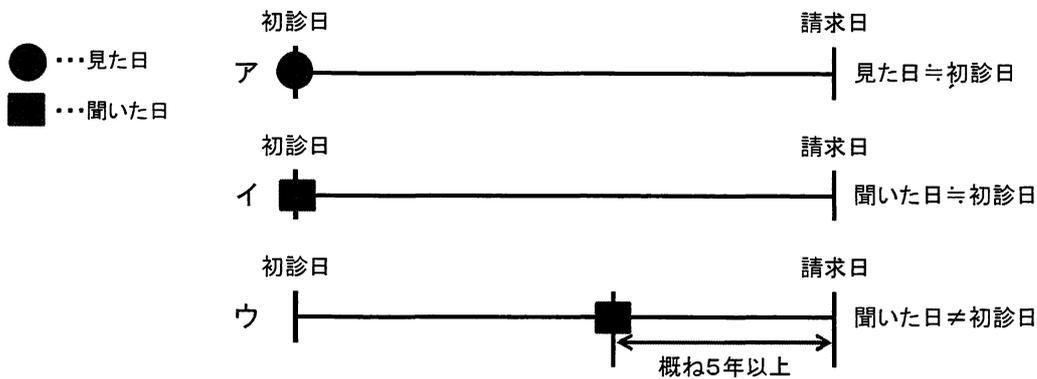
請求時とは最初に障害年金を請求した日（受付した日）を指します。なお、過去に当該傷病で請求して却下となったものや請求を取り下げたものが確認できた場合には、これらも含みます。

Q 4 新基準（通知）の第1の（1）②の第三者証明に該当する申立ての「ア」から「ウ」とは具体的にはどのようなものか。

A

以下の図の通りです。請求時から概ね5年以上前に請求者の受診状況を聞いている必要があるのは、「ウ」の事後的に聞いていた場合となります。

※このQ&Aにおいて「概ね5年以内（以上）」とは、この「ウ」のケースを指します。



Q 5 概ね5年以上前の「概ね」とはどこまで認められるのか。

A

厳密に請求日から5年以上前である必要はなく、1月程度短くても差し支えありません。

Q 6 請求者から受診状況等について聞いた日が請求時から概ね5年以上前であることとはどのように判断するのか。

A

第三者が請求者や請求者の家族等から受診状況等を聞いたときの状況を当時のエピソードの具体性等から判断します。なお、受診状況を聞いた内容が複数の時期にまたがる場合は、それぞれの聞いた時期が判るように記入していただいでください。

Q 7 聞いた日が請求時から概ね5年以上経過していない第三者証明は初診日を判断するための資料とできるのか。

A

第三者証明単独での証明力はありませんが、他の参考資料とあわせて合理的に初診日が推定できる場合は参考資料として取り扱えます。したがって、この場合には20歳前に初診日がある場合の第三者証明は、第三者証明に加え参考となる他の資料が必要となります。

Q 8 聞いた日が請求時から概ね5年以上経過していないことを理由に認められなかった第三者証明は、概ね5年以上経過してから再度請求した場合は有効な第三者証明として認められるのか。

A

一度、請求時から概ね5年以内に聞いたと判断されたものは、その後形式的に5年を経過していても有効な第三者証明としては認められません。したがって、この場合には20歳前に初診日がある場合の第三者証明は、第三者証明に加え参考となる他の資料が必要となります。

Q9 医療従事者による第三者証明の取扱いにある「その他の医療従事者」とはどのような職種を指すのか。

A

薬剤師、理学療法士、精神保健福祉士など医療機関において医学的な業務に従事する職員を指し、事務関係職員は除きます。

また、医師以外の医療従事者が作成した第三者証明は、当該第三者（医療従事者）が請求者の初診日頃の診療に携わっていたことが詳細に記載されている必要があります。なお、当時の身分を確認できる証明書の添付を求める必要はありません。

Q10 同じ第三者の第三者証明に「見て知った内容」と「聞いて知った内容」が混在している場合は、どのように取り扱うのか。

A

初診日の頃に「見て知った内容」に「聞いて知った内容」が含まれる場合、見て知った内容と整理してください。

なお、「見て知った内容」とは通院の付き添いや入院時のお見舞い、あるいは医師（医療機関）発行の生活上の注意に関する文書を見たなど、受診していることを直接見て知っていた場合を指します。

Q11 複数の第三者証明を得ることが困難であり、証明の内容が「医療機関の受診にいたる経過や医療機関におけるやりとりなどが具体的に示されていて、相当程度信憑性が高いと認められるもの」は、単数でも認められるとされているが、どの程度の記載であれば認められるのか。

A

初診日の頃に申立者が医療機関に受診していたことを知っていたことを示す内容であり、かつ、初診日頃の医療機関を受診する経過や医師からの療養の指示などが具体的に記載されていることが必要です。

なお、上述の内容に当てはまらない場合であっても、窓口では第三者証明が単数であることのみで請求に当たった書類が整っていないと判断せず、事務センター等での審査を受けられるようにしてください。

Q 1 2 第三者が実在するかどうかについて疑義が生じた場合や、第三者証明の内容に疑義が生じた場合について、電話で確認してもなお疑義が残る場合はどうするのか。

A

第三者の身分証明書や住民票、当時の関係を確認できる資料等、第三者が協力に応じる範囲で確認を行ってください。それでもなお信憑性などの確認ができないと判断した場合（本人確認ができない、証明内容を知りうる関係・状況でなかった等）は、受け付けた上で第三者証明として認めない取扱いとしてください。

Q 1 3 申立者が請求者の民法上の三親等内の親族である場合、その第三者証明は認められるか。また、申立者が申立て時において請求者の民法上の三親等内の親族であった場合はどうか。

A

第三者証明として認められるものは、申立て時において請求者の民法上の三親等内の親族でない場合です。

※ 申立て時において請求者の民法上の三親等内の親族である場合であったとしても、その他の資料などで初診日が確認できる可能性がありますので、窓口では受付を拒まず、事務センター等での審査を受けられるようにしてください。

Q 1 4 第三者証明を提出した者の件数調査は行うのか。

A

20歳以降に初診日がある場合の第三者証明は、今後、必要に応じ調査することも考えられます。

したがって、当分の間、受付進捗管理システムに「受付」等を登録する拠点では、請求書に20歳以降に初診日がある場合の第三者証明が添付されている場合は、受付進捗管理システムの任意情報の任意項目欄に「20歳以降の第三者証明あり」と登録してください。

<初診日があると推認される「一定の期間」について>

Q 1 5 「一定の期間」を特定するための書類は、初診日を特定するための書類と異なる場合があるが、どのタイミングで求めるべきか。また、相談のはじめから「一定の期間」内に初診日がある場合に該当するとして対応してもよいか。

A

「一定の期間」に関する取扱いは、初診日を明らかにすることができないことによる却下ができるだけ生じないようにすることを目的としているため、初診日を明らかにするための参考資料をすべて提出していただいてもなお特定できない場合が対象となります。このため、はじめから「一定の期間」を用いた対応はせず、当初提出された参考資料では初診日を認定できなかった場合に、「一定の期間」を特定するための書類をお客様に求めてください。

Q16 「一定の期間」が「全て公的年金制度の加入期間」であり、「当該期間中のいずれの時点においても保険料納付要件を満たしている場合」の一定の期間とは、どのように判断したらよいのか。

A

一定の期間は、参考資料等から始期と終期を確認して判断します。一定の期間の最大幅は始期が出生時、終期が一番古い医証で確認できる受診日となります。この始期と終期の幅を、参考資料等からなるべく狭い期間となるように確認を行ってください。

一定の期間を確認するための参考資料の例としては、以下のようなものがあります。なお、障害基礎年金の請求で終期が20歳前と判断された場合は、始期に関する判断は原則不要です。

(始期に関する資料の例)

- 請求傷病に関する異常所見がなく発病していないことが確認できる診断書等の資料
  - ・ 就職時に事業主に提出した診断書
  - ・ 人間ドックの結果
- 請求傷病の起因及び当該起因の発生時期が明らかとなる資料
  - ・ 交通事故が起因となった傷病であることを明らかにする医学的資料及び交通事故の時期を証明する資料
  - ・ 職場の人間関係が起因となった精神疾患であることを明らかにする医学的資料及び就職の時期を証明する資料
- 医学的知見に基づいて一定の時期以前には請求傷病が発病していないことを推認できる、診断書作成医への発病時期に関する医師照会などの資料。
- 請求傷病に関する症状がないことが確認できる第三者証明。
  - ・ 職場の上司や産業医等、就労状況等を把握していた者による第三者証明

(終期に関する資料の例)

- 請求傷病により受診した事実を証明する資料
  - ・ 2 番目以降に受診した医療機関による受診状況等証明書
- 請求傷病により公的サービスを受給した時期を明らかにする資料
  - ・ 障害者手帳の交付時期に関する資料
- 20 歳以降であって請求傷病により受診していた事実及び時期を明らかにする第三者証明。
- 請求傷病により医療を受けた時期を明らかにする資料
  - ・ 調剤内容の確認できる調剤薬局の領収書
  - ・ 装具（眼鏡、補聴器等）作成時の異常所見を確認できる資料

Q 17 一定の期間の始期に関する資料に示されている「異常所見がなく発病していないことが確認できる」資料には、第三者証明も含まれるのか。

A

外形的に判断できる障害（肢体の切断等）であるなど、傷病によっては本人申立て日前の発病していない（障害のない）時期を証する第三者証明も有効な資料となり得ます。

Q 18 「一定の期間中、異なる公的年金制度に継続的に加入していた場合」に必要とされる「請求者申立ての初診日について参考となる他の資料」とはどのような資料を指すのか。

A

一般的には初診日頃の受診状況が記載された第三者証明となります。ただし、第三者証明のみを用いて初診日が一定の期間であると確認した場合は、この他に診察券など客観性の認められる資料が必要となります。

なお、この場合における診察券は、受診した診療科が不明であっても初診日が確認できる場合には「参考となる他の資料」として取扱います。

Q 19 「一定の期間中のいずれにおいても保険料納付要件を満たしている場合」とは、一定の期間中のすべての時期の納付要件の確認が必要となるのか。

A

この取扱いにより本人申立ての初診日を認める場合は、「初診日がある一定の期間」中のいずれの時点においても納付要件を満たしていることを確認する必要があります。なお、2/3 要件だけではなく、直近 1 年要件や旧法障害厚生年金の納付要件（厚生年金保険の加入期間が 6 月以上であること等）など、

該当する時期に応じた納付要件を満たしていることを確認する必要があります。

Q 2 0 「一定の期間」による納付要件確認の結果、納付要件を満たさない時期があった場合、処分理由はどうなるのか。また、処分通知に始期と終期を明示する必要はあるのか。

A

提出された資料では初診日を認定することができないため、「初診日を確認することができない」として却下してください。なお、処分通知に審査過程である始期と終期を明示する必要はありません。

Q 2 1 「一定の期間」中に海外在住期間などの国民年金未加入期間がある場合は、どのように取り扱うのか。

A

「一定の期間」中に、海外在住期間などの国民年金未加入期間がある場合は、請求者が申し立てた初診日を認めることはできません。

「一定の期間」は、いずれの時点も、公的年金制度の加入期間、20歳前の期間、又は60歳以上65歳未満の待機期間である必要があります。

なお、「一定の期間」中に記録の未整備期間がある場合は記録を整備したうえで審査を行ってください。

<請求者の申立てに基づき医療機関が過去に作成した医証の取扱いについて>

Q 2 2 新基準（通知）の第3の1にある「請求者の申立てに基づき医療機関が過去に作成した医証」の中には、身体障害者手帳等の申請時の診断書や生命保険請求のために作成した診断書の写し（5年以上前に作成）も含まれるのか。

A

含まれません。身体障害者手帳等の申請時の診断書や生命保険請求のために作成した診断書の写しは、「写し」であることから、初診日を認定するための参考資料の扱いとなります。

なお、当該資料の記載内容についての初診日を認めるポイントや審査の注意事項は「障害年金の初診日の認定に関する事例集」にある「2番目以降の医証（診断書、受診状況等証明書）」に準じます。

Q 2 3 2番目以降に受診した医療機関が作成した診断書の③欄に基づき初診日を確認する場合、記載根拠が「診療録で確認」であった場合、いつ記載された診療録かどのように確認すればよいのか。

A

電話や文書により医療機関に確認し、電話により確認した場合は直接診断書に書き込まず、別途いつ、誰が、誰に診療録に記載された時期を確認したかを明示した聞き取り書（任意様式）を作成してください。「診療録で確認した日」を確認するためだけに診断書作成医療機関から受診状況等証明書を求める必要はありません。

<診察券等における初診日確認の取扱いについて>

Q 2 4 診察券等だけでは請求傷病での受診である可能性が高いと判断できないときは、初診日及び診療科が確認できる診察券が提出された場合に参考となる他の資料にはどのようなものが含まれるのか。

A

第三者証明や医療機関が発行した領収書等が含まれます。

<健診日の取扱いについて>

Q 2 5 初診日の医証が取得できた場合はそれ以前の健康診断の内容を考慮しなくてもよいのか。

A

考慮の必要はありません。初診日は、原則として初めて治療目的で医療機関を受診した日となりますので、医療機関を受診した日の医証を得られない場合以外は、健診時における指摘の有無や健診結果の提出を求めることは不要です。なお、医療機関を受診した日が確認できる場合は、診断書等に健診結果に関する記載があっても健診結果を求める必要はありません。

Q 2 6 本人から健診を受けた日を初診日としたい旨の希望がある場合、具体的にどのような健診結果を持参させればよいのか。

A

初めて治療目的で医療機関を受診した日の医証が得られない場合であって、本人から健診で要治療と指示された日を初診日としたい旨の希望があった場合は、調査票をお渡しして記入を依頼するとともに、医師の診察を受ける前の取得可能な健診結果の持参をお願いしてください。なお、健診日を初診日として審査を希望する場合には、年金請求書裏面の初診日記入欄の日付は、健診日を記入するようご案内ください。

Q 2 7 医学的見地からただちに治療が必要と認められる健診結果とはどのようなものか。

A

請求傷病に関して医学的見地からただちに治療が必要と認められる健診結果かどうかを判断するにあたっては、①健康診断の検査成績に基づき「要治療」相当と判定されたかを目安とし、②健康診断の検査成績、③健康診断の自覚症状等の所見、⑤当該検査成績に関連した他の検査成績（心電図や画像所見など）、を相互に照らし合わせて確認してください。

なお、複数年の健診結果から初診日を判断することが望ましいですが、特定の検査項目の1回の異常値のみを判断基準として差し支えありません。ただし、いずれの場合も、初診の時期として適切かどうかについて、医学的見地からの判断を必ず行ってください。例えば、複数の健診結果が添付され、本人申立ての健診日以外の健診日が初診日として適切な場合は、当該健診日を初診日としてください。

○健診結果が「要治療」以外の医学的見地からただちに治療が必要と認められる可能性のある健診結果の例※

- ・請求傷病「完全房室ブロック」、健診結果「高度房室ブロック：疑」
- ・請求傷病「慢性腎不全（糖尿病性腎症）」、健診結果「尿蛋白2プラス（#）、尿たんぱく多量のため、一度腎機能検査が必要」

※必ず認定医による確認が必要です。

Q 2 8 健診日を初診日として請求された場合に、健診結果の添付ができない場合は、初診日について医療機関の証明が取れない場合の取扱いと同様として審査を進めてよいか。

A

初診日として確認できる健診結果の添付がなく、かつ初診日の医証の添付がない場合、初診日の医証が取れない場合の取扱いと同様になります。

<日付が特定されない初診日の取扱いについて>

Q 2 9 提出された書類からは初診日が月までしか特定できない場合は月末と見なされるが、請求者が同月内の他の日を初診日と申立てしている場合はどのように取り扱うのか。

A

当該月の末日を初診日としてください。なお、当該月に異なる年金制度に加入していた場合、「初診日が一定の期間内にあると確認され、当該期間中、異なる

る公的年金制度に継続的に加入し、かつ、納付要件を満たしている場合の取扱い」により判断することになります。

Q30 初診日が〇年春頃などのように、月まで特定できない場合はいつを初診日とするのか。各種資料により年及び季節が特定できた場合、「日付が特定されない初診日の取扱い」に準じた取扱いはできないか。

A

季節まで特定できる場合は「日付が特定されない初診日の取扱い」に準じた取扱いとしてください。具体的には原則以下のおりの整理としてください。

・冬：2月末、春：5月末、夏：8月末、秋：11月末

なお、年や年齢よりも詳しく特定できない場合は、それだけでは初診日の認定はできませんが、「一定の期間」を確認するための始期及び終期の判断に際しては、原則以下のおりの整理としてください。

<一定の期間の始期と終期について判断できる場合>

「〇年ごろ初診」→始期：〇年1月1日、終期：〇年12月31日

「〇歳ごろ初診」→始期：〇歳の誕生日、終期：〇+1歳の誕生日の前日

<一定の期間の始期について判断できる場合>

「〇年ごろ発病」→始期：〇年1月1日

「〇歳ごろ発病」→始期：〇歳の誕生日

<その他の取扱いについて>

Q31 再請求の際は、前回提出した受診状況等証明書など初診日証明に関する資料を使いたいけどどうしたらよいか。

A

処分（却下及び不支給）後の請求書等の書類は機構の文書となるため、再申請時は原則、新たに資料を整備していただく必要があります。カルテ保存年限が経過した等の理由により、初診日証明等の再整備が不可能である場合は、その写しを再請求時に参考資料として扱うことは可能です。その際は、原本の所在が分かるようにしておいてください。

Q32 旧法障害厚生年金は発病日を確認する必要があるが、新基準は発病日についても適用してよいか。

A

新基準は初診日に関する取扱いをお示ししたものです。

Q 3 3 第三者証明や参考資料により、請求者申立ての初診日でない時点が初診日と確認できた場合の取扱いはどうなるのか。

A

第三者証明や参考資料により確認できた日を初診日としてください。

Q 3 4 初診時の医証の提出がなくても2番目以降の受診医療機関の医証などにより初診日を確認することができれば、初診時の医証は整備しなくてもよいか。

A

2番目以降の受診医療機関の医証や参考資料などにより初診日を認めることができる場合であっても、初診時の医証等の受診状況などが確認できる資料は可能な限り整備が必要です。

整備可能な資料等（受診状況等証明書が添付できない申立書を含む）について整備のない場合は、初診日確認不能の取り扱いとしてください。

Q 3 5 参考資料が複数提出され、資料から読み取れる初診日が異なる場合の取扱いはどうなるのか。

A

参考資料間の初診日が異なることのみをもって初診日不明と判断せず、他の資料との整合性等や医学的判断に基づいて初診日を確認してください。それでもなお初診日が確認できないと判断した場合は初診日確認不能の取り扱いとしてください。

Q 3 6 障害年金が決定（裁定）されている場合、初診日を変更して再請求すれば初診日の変更は認められるのか。

A

一度決定（裁定）した障害年金については、過去の決定が誤りであった場合を除き、処分変更は行いません。ただし、再請求を妨げるものではないため、受付は行ってください。

Q 3 7 平成27年7月17日【給付指2015-91】20歳前障害基礎年金の初診日の審査にかかる事務取扱（指示・依頼）が廃止となるが、今後は何を根拠とするのか。

A

当該指示依頼の廃止後の20歳前障害基礎年金の初診日の審査にかかる事務取扱については、新基準（通知）の以下の部分を根拠としてください。

- ① 20歳前障害基礎年金請求の審査において、少なくとも20歳より前に受診していることが医療機関の証明により明らかである場合  
→ 新基準（通知）の第2の3「初診日があると確認された一定の期間中、同一の公的年金制度に継続的に加入していた場合について」
  
- ② 20歳より前に厚生年金保険被保険者期間があり、20歳前受診証明では、初診日が厚生年金保険被保険者期間か否か判断できない場合であって、本人の申し立てた初診日が厚生年金保険被保険者期間である場合  
→ 新基準（通知）の第2の4「初診日があると確認された一定の期間中、異なる公的年金制度に継続的に加入していた場合について」
  
- ③ 20歳前受診証明では、障害認定日が20歳に達した日以前であるか否か判断できない場合であって、本人の申し立てた初診日によると障害認定日が20歳に達した日以前である場合  
→ 新基準（通知）の第2の3「初診日があると確認された一定の期間中、同一の公的年金制度に継続的に加入していた場合について」

## 平成 27 年 10 月 1 日から、障害年金の初診日を確認する方法が広がります

障害年金の請求については、受給要件を満たしているか確認するために、初診日を明らかにすることができる書類（診断書等の医療機関の証明）の添付が必要ですが、平成 27 年 10 月 1 日からは、省令が改正され、初診日を証明する書類が添付できない場合であっても、初診日を合理的に推定できるような一定の書類により、本人が申し立てた日を初診日と認めることができるようになります。

### ※初診日とは

障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日を「初診日」といい、その医療機関による初診日を証明する書類の添付を求めています。

## 改正の主なポイント

### 改正前

「初診日を明らかにすることができる書類」が必要  
→ 診断書等の医療機関による証明などを求めています

### 改正後

初診日を証明する書類がないときは、「初診日を証明するのに参考となる書類」を添付  
→ 次の場合には、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます

- ① 初診日について第三者（隣人、友人、民生委員など）が証明する書類があり、他にも参考資料が提出された場合
- ② 初診日が一定の期間内にあることを示す参考資料が提出され、保険料納付要件など一定の条件を満たしている場合

(注) 20歳前に初診日がある障害基礎年金については、これまでも第三者の証明による初診日の確認が認められています。

裏面へ

# 初診日確認の新たな取り扱い

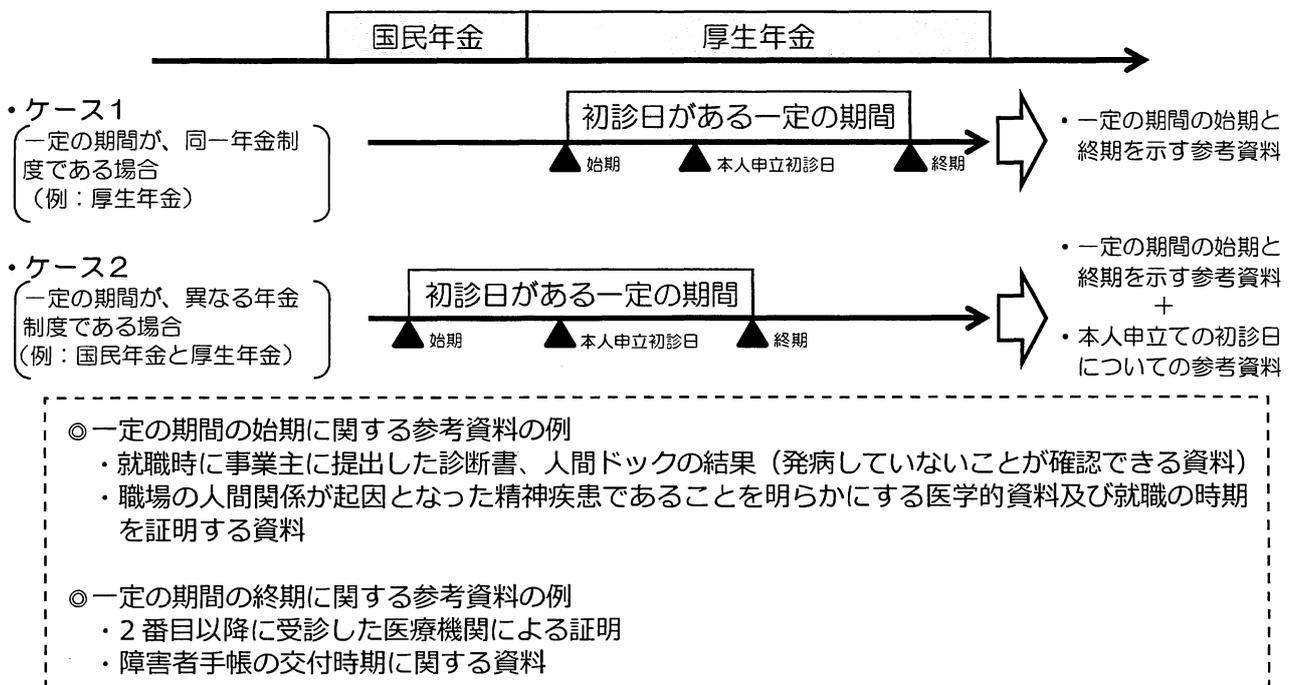
## ①第三者証明について

20歳以降に初診日がある障害年金についても、第三者（隣人、友人、民生委員など）が証明する書類を添付することができます。この第三者証明とともに本人申立ての初診日について参考となる他の資料があわせて提出された場合には、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます。

（注）原則として、複数の第三者による証明が必要です。

## ②初診日が一定の期間内にあると確認できる場合の取り扱いについて

初診日が一定の期間内にあると確認された場合で、当該期間について、継続して障害年金を受けるための保険料納付要件を満たしているときは、以下のケースにより、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます。



## ③その他

初診日確認のための診察券や健診日等の取り扱いを見直しました。

### <再申請について>

過去、障害年金の請求が初診日不明により却下とされたケースについても、平成27年10月1日以降、再申請された場合には、この初診日確認の新たな取り扱いに基づいて審査します。

詳細やご不明な点は、[年金事務所](#)へお問い合わせください。

日本年金機構の年金事務所の連絡先は、

日本年金機構ホームページ（全国の相談・手続窓口）でご確認ください。

**全国の窓口 日本年金機構**

**検索**

<http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

●年金の基礎知識、全国の年金事務所の所在地と電話番号などがご覧いただけます。

年管管発0928第7号  
平成27年9月28日

地方厚生（支）局  
年金調整課長 殿  
年金管理課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長  
（公 印 省 略）

障害年金の初診日を明らかにすることができる書類を  
添えることができない場合の取扱いについて

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第144号）が、平成27年9月24日に公布され、平成27年10月1日から施行することとされたところである。

改正省令の内容については、「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」（平成27年9月24日付け年管発0924第4号）により地方厚生（支）局長あて通知されたところであるが、これに係る事務の取扱いについて、別添1のとおり、日本年金機構年金給付業務部門担当理事あて通知したので御了知願いたい。

また、貴管内市町村に対し、この事務の取扱いについて周知されたい。あわせて、別添2の周知用リーフレットについて、市町村の窓口を設置する等市町村に御協力いただけるようよろしくお取り計らい願いたい。

なお、周知用リーフレットについては、日本年金機構（年金事務所）から各市町村へ配布することとしていることを申し添える。

年管管発 0928 第 6 号  
平成 27 年 9 月 28 日

日本年金機構  
年金給付業務部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長  
(公 印 省 略)

障害年金の初診日を明らかにすることができる書類を  
添えることができない場合の取扱いについて

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 144 号）が、平成 27 年 9 月 24 日に公布され、平成 27 年 10 月 1 日から施行することとされたところである。

改正省令の内容については、「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」（平成 27 年 9 月 24 日付け年管発 0924 第 3 号）により日本年金機構理事長あて通知されたところであるが、これに係る事務の取扱いについては下記のとおりであるので、遺漏のなきよう取り扱われたい。

なお、本通知の発出に伴い、「20 歳前障害による障害基礎年金の請求において初診日が確認できる書類が添付できない場合の取扱いについて」（平成 23 年 12 月 16 日付け年管管発 1216 第 3 号）は廃止する。

## 記

### 第 1 第三者証明による初診日確認の取扱いについて

#### 1. 20 歳以降に初診日がある場合の第三者証明の取扱いについて

##### (1) 20 歳以降に初診日がある場合の第三者証明の基本的取扱いについて

###### ① 第三者証明と参考となる他の資料による初診日の確認について

20 歳以降に初診日がある障害年金の請求に当たり、初診日に受診した医療機関による初診日の証明（以下「医証」という。）が得られない場合においては、第三者証明（医療機関で診療を受けていたことについて第三者が申し立てることにより証明したもの。以下同じ。）を初診日を合理的に推定するための参考資料とすることとする。

この場合において、20 歳以降の初診日については、初診日がどの年金制度に加入していた時期かによって給付内容が大きく異なることも踏

まえ、適切に初診日を特定する必要があることから、第三者証明とともに、初診日について参考となる他の資料の提出を求め、両資料の整合性等を確認の上、障害年金を請求する者（以下「請求者」という。）が申し立てた初診日を初診日として認めることができることとする。

② 第三者証明に該当する申立てについて

第三者証明は、基本的に次のアからウのいずれかに該当するものであること。

ア 第三者証明を行う者が、請求者の初診日頃の受診状況を直接的に見て認識していた場合に、その受診状況を申し立てるもの

イ 第三者証明を行う者が、請求者や請求者の家族等から、請求者の初診日頃に、請求者の初診日頃の受診状況を聞いていた場合に、その聞いていた受診状況を申し立てるもの

ウ 第三者証明を行う者が、請求者や請求者の家族等から、請求時から概ね5年以上前に、請求者の初診日頃の受診状況を聞いていた場合に、その聞いていた受診状況を申し立てるもの

③ 参考となる他の資料について

①の参考となる他の資料としては、診察券や入院記録などの初診日について客観性が認められる資料が必要であり、医療機関が作成した資料であっても、請求者の申立てによる初診日等を記載した資料は不適當であること。

(2) 第三者証明の留意点について

① 第三者証明を行う者について

「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて（厚生年金保険法）」（平成23年3月23日付け年発0323第1号）の別表1で定める第三者証明の第三者の範囲を踏まえ、請求者の民法上の三親等以内の親族による第三者証明は、認めないこととする。

② 医療従事者による第三者証明による初診日の確認について

初診日頃に請求者が受診した医療機関の担当医師、看護師その他の医療従事者（以下単に「医療従事者」という。）による第三者証明（初診の医療機関が廃院等により医療機関による医証が得られない場合など）については、初診日頃の請求者による医療機関の受診状況を直接的に見て認識していることから、医証と同等の資料として、請求者申立ての初診日について参考となる他の資料がなくとも、当該第三者証明のみで初診日を認めることができることとする。

なお、医療従事者による第三者証明であっても、初診日頃の請求者による医療機関の受診状況を直接把握できない立場であった医療従事者が、請求者の求めに応じ、請求者の申立てに基づいて行った第三者証明は、

これには該当しない。

③ 必要となる第三者証明の数について

上記②の場合を除き、原則として複数の第三者証明があることが、第三者証明を初診日推定の参考資料とするために必要である。

ただし、請求者が複数の第三者証明を得られない場合には、単数の第三者証明であっても、医療機関の受診にいたる経過や医療機関におけるやりとりなどが具体的に示されていて、相当程度信憑性が高いと認められるものであれば、第三者証明として認めることができることとする。

④ 請求時から概ね5年以内の第三者証明の取扱いについて（1（1）②ウ関係）

1（1）②ウの場合において、第三者が請求者等から初診日頃の受診状況を聞いていた時期が、請求時から概ね5年以内である第三者証明については、認められない。

ただし、請求者申立ての初診日について参考となる他の資料があわせて提出された場合であって、他の様々な資料から請求者申立てによる初診日が正しいと合理的に推定できる場合には、第三者証明として認めることができることとする。

⑤ 一番古い時期の受診状況等に係る第三者証明の取扱いについて

請求者の初診日頃の受診状況等が不明である場合に、第三者が証明することができる一番古い時期の受診状況等について第三者証明があった場合には、当該資料により申請者が申し立てた初診日を認めることはできないが、初診日を総合的に判断する際の資料として取り扱うことができることとする。

⑥ 第三者証明の信憑性の確認について

第三者証明により初診日を確認する場合には、上記の資料のほか、可能な範囲で、請求者申立ての初診日について参考となる資料の提出を幅広く求め、それらの資料との整合性や医学的判断等により、第三者証明の信憑性を確認することとする。

また、第三者証明の内容に疑義が生じる場合や第三者が実在するかどうかについて疑義が生じる場合は、必要に応じて第三者に対して電話等で確認を行うこととする。

(3) 第三者証明の確認項目について

第三者証明により請求者が申し立てた初診日を適正に判断する観点から、第三者証明については、少なくとも以下の項目を確認することとする。

ただし、一部の確認項目に記載がない場合でも、第三者証明の信憑性を総合的に判断することとする。

- ① 第三者に関する項目  
第三者の氏名、住所、電話番号、請求者との関係（初診日頃の関係又は受診状況を聞いた頃の関係）
- ② 請求者の初診日頃における医療機関の受診状況に関する項目  
傷病名、初診の時期、医療機関名・所在地・診療科
- ③ 第三者から見た請求者の状況等に関する項目  
例えば、次のような事項についてできるだけ詳しく記載を求めるものとする。
  - ・ 発病から初診日までの症状の経過
  - ・ 初診日頃における日常生活上の支障度合い
  - ・ 医療機関の受診契機
  - ・ 医師からの療養の指示など受診時の状況
  - ・ 初診日頃の受診状況を知り得た状況 など

## 2. 20歳前に初診日がある場合の第三者証明の取扱いについて

### (1) 20歳前に初診日がある場合の第三者証明の基本的取扱いについて

#### ① 第三者証明による初診日の確認について

20歳前に初診日がある障害基礎年金の請求に当たり、初診日の医証が得られない場合においては、請求者が20歳前に発病し、医療機関で診療を受けていたことを明らかにする第三者証明により、請求者申立ての初診日を認めることができることとする。

20歳前に初診日がある障害基礎年金については、給付内容が単一であり、請求者が少なくとも20歳より前に、医療機関で請求傷病での診療を受けていたことが明らかであると確認できればよいことから、初診日を証明する書類が第三者証明のみの場合であっても、第三者証明の内容を総合的に勘案して、請求者申立ての初診日を認めることができることとする。

#### ② 第三者証明は、基本的に次のアからウのいずれかに該当するものであること。

ア 第三者証明を行う者が、請求者の初診日頃又は20歳前の時期の受診状況を直接的に見て認識していた場合に、その受診状況を申し立てるもの

イ 第三者証明を行う者が、請求者や請求者の家族等から、請求者の初診日頃又は20歳前の時期に、請求者の初診日頃又は20歳前の時期の受診状況を聞いていた場合に、その聞いていた受診状況を申し立てるもの

ウ 第三者証明を行う者が、請求者や請求者の家族等から、請求時から概ね5年以上前に、請求者の初診日頃又は20歳前の時期の受診状況を聞いていた場合に、その聞いていた受診状況を申し立てるもの

- ③ 20歳前に厚生年金等に加入していた者の取扱いについて  
20歳前に初診日がある場合であって、当該初診日が厚生年金等に加入していた期間である場合の第三者証明の取扱いは、障害厚生年金等の支給の対象となることから、第1の1によることとする。

- (2) 第三者証明の留意点について  
第1の1の(2)と同様とする。

- (3) 第三者証明の確認項目について  
第三者証明により請求者が申し立てた初診日を適正に判断する観点から、第三者証明については、少なくとも以下の項目を確認することとする。  
ただし、一部の確認項目に記載がない場合でも、第三者証明の信憑性を総合的に判断することとする。

① 第三者に関する項目

第三者の氏名、住所、電話番号、請求者との関係（初診日頃又は20歳前の時期の受診していた頃もしくは受診状況を聞いた頃の関係）

② 請求者の初診日頃又は20歳前の時期における医療機関の受診状況に関する項目

傷病名、初診の時期（初診の時期が不明であれば20歳前の受診の時期）、医療機関名・所在地・診療科

③ 第三者から見た請求者の状況等に関する項目

例えば、次のような事項についてできるだけ詳しく記載を求めものとする。

- ・ 発病から初診日又は20歳前の受診時までの症状の経過
- ・ 初診日頃又は20歳前における日常生活上の支障度合い
- ・ 医療機関の受診契機
- ・ 医師からの療養の指示など受診時の状況
- ・ 初診日頃又は20歳前の受診状況を知り得た状況 など

## 第2 初診日が一定の期間内にあると確認された場合の初診日確認の取扱いについて

### 1. 初診日が一定の期間内にあると確認された場合の初診日確認の基本的取扱いについて

初診日を具体的に特定できなくても、参考資料により一定の期間内に初診日があると確認された場合であって、下記3又は4に該当するときは、一定の条件の下、請求者が申し立てた初診日を認めることができることとする。

### 2. 初診日が一定の期間であると確認するための参考資料について

初診日が一定の期間内であると確認するためには請求者が提出する参考資

料により判断することとなるが、参考資料の例としては、以下のようなものが考えられる。

(1) 一定の期間の始期に関する資料の例

- ・ 請求傷病に関する異常所見がなく発病していないことが確認できる診断書等の資料（就職時に事業主に提出した診断書、人間ドックの結果など）
- ・ 請求傷病の起因及び当該起因の発生時期が明らかとなる資料（交通事故が起因となった傷病であることを明らかにする医学的資料及び交通事故の時期を証明する資料、職場の人間関係が起因となった精神疾患であることを明らかにする医学的資料及び就職の時期を証明する資料など）
- ・ 医学的知見に基づいて一定の時期以前には請求傷病が発病していないことを証明する資料

(2) 一定の期間の終期に関する資料の例

- ・ 請求傷病により受診した事実を証明する資料（2番目以降に受診した医療機関による受診状況等証明書など）
- ・ 請求傷病により公的サービスを受給した時期を明らかにする資料（障害者手帳の交付時期に関する資料など）
- ・ 20歳以降であって請求傷病により受診していた事実及び時期を明らかにする第三者証明

3. 初診日があると確認された一定の期間中、同一の公的年金制度に継続的に加入していた場合について

初診日があると確認された一定の期間が全て国民年金の加入期間のみであるなど同一の公的年金制度の加入期間となっており、かつ、当該期間中のいずれの時点においても、障害年金を支給するための保険料納付要件を満たしている場合は、当該期間中で請求者が申し立てた初診日を認めることができることとする。

なお、当該期間中の全ての期間が、20歳前の期間（厚生年金等の加入期間である場合を除く。以下同じ。）のみである場合又は60歳から65歳の待機期間（厚生年金等の加入期間である場合を除く。以下同じ。）のみである場合については、同一の公的年金制度の加入期間となっているものと取り扱うこととする。その際、20歳前の期間については、保険料納付要件を考慮しないものとする（4において同じ）。

4. 初診日があると確認された一定の期間中、異なる公的年金制度に継続的に加入していた場合について

初診日があると確認された一定の期間が全て国民年金の加入期間と厚生年金の加入期間であるなど異なる公的年金制度の加入期間となっており、かつ、当該期間中のいずれの時点においても、障害年金を支給するための保険料納付要件を満たしている場合は、請求者申立ての初診日について参考となる他

の資料とあわせて初診日を認めることができることとする。

ただし、請求者申立ての初診日が、国民年金の加入期間、20歳前の期間又は60歳から65歳の待機期間である場合には、いずれの場合においても、障害厚生年金等ではなく障害基礎年金を請求するものであることから、初診日があると確認された一定の期間に厚生年金等の加入期間が含まれていたとしても、第2の3と同様に、請求者申立ての初診日について参考となる他の資料がなくとも請求者が申し立てた初診日を認めることができることとする。

### 第3 その他の初診日の取扱いについて

1. 請求者の申立てに基づき医療機関が過去に作成した資料の取扱いについて  
請求の5年以上前に医療機関が作成した資料（診療録等）に請求者申立ての初診日が記載されている場合には、初診日と認めることができることとする。  
また、当該資料が、請求の5年以上前ではないが相当程度前である場合については、請求者申立ての初診日について参考となる他の資料とあわせて初診日を認めることができることとする。  
ただし、この場合に参考となる他の資料としては、診察券や入院記録など、請求者の申立て以外の記録を根拠として初診日を推定することが可能となる資料が必要であり、請求者又は請求者の家族等の申立てに基づく第三者証明は含まれないものとする。
2. 診察券等における初診日確認の取扱いについて  
診察券や医療機関が管理する入院記録等により確認された初診日及び受診した診療科については、請求傷病での受診である可能性が高いと判断できる診療科（精神科など）である場合には、それらの参考資料により初診日を認めることができる。  
また、診察券や入院記録等だけでは請求傷病での受診である可能性が高いと判断できない診療科（内科など）の場合であっても、診察券や入院記録等で初診日及び受診した診療科が確認できたときは、請求者申立ての初診日について参考となる他の資料とあわせて初診日を認めることができる。  
ただし、他の傷病による受診であると明らかに推認できる場合は認めないこととする。
3. 健診日の取扱いについて  
初診日は、原則として初めて治療目的で医療機関を受診した日とし、健康診断を受けた日（健診日）は初診日として取り扱わないこととする。  
ただし、初めて治療目的で医療機関を受診した日の医証が得られない場合であって、医学的見地からただちに治療が必要と認められる健診結果である場合については、請求者から健診日を初診日とするよう申立てがあれば、健

診日を初診日とし、健診日を証明する資料（人間ドックの結果など）を求めた上で、初診日を認めることができることとする。

#### 4. 日付が特定されない初診日の取扱いについて

資料により初診日のある年月までは特定できるが日付が特定されない場合には、保険料の納付要件を認定する時点や遺族年金における死亡日の取扱い等を踏まえ、当該月の末日を初診日とする。

ただし、当該月に異なる年金制度（国民年金と厚生年金など）に加入していた場合については、当該月の月末を初診日とはしない。

#### 5. 初診日を確認する際の留意事項について

第1から第3の各項目に限らず、初診日の確認に当たっては、初診日の医証がない場合であっても、2番目以降の受診医療機関の医証などの提出された様々な資料や、傷病の性質に関する医学的判断等を総合的に勘案して、請求者申立てによる初診日が正しいと合理的に推定できる場合は、請求者申立ての初診日を認めることができることとする。

また、初診日に関する複数の資料が提出された場合には、他の資料との整合性等や医学的判断に基づいて、請求者申立ての初診日を確認するものとする。

障害年金を請求するお客様へ

## 平成27年10月1日から、障害年金の初診日を確認する方法が広がります

障害年金の請求については、受給要件を満たしているか確認するために、初診日を明らかにすることができる書類（診断書等の医療機関の証明）の添付が必要ですが、平成27年10月1日からは、省令が改正され、初診日を証明する書類が添付できない場合であっても、初診日を合理的に推定できるような一定の書類により、本人が申し立てた日を初診日と認めることができるようになります。

### ※初診日とは

障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日を「初診日」といい、その医療機関による初診日を証明する書類の添付を求めています。

## 改正の主なポイント

### 改正前

「初診日を明らかにすることができる書類」が必要  
→ 診断書等の医療機関による証明などを求めています

### 改正後

初診日を証明する書類がないときは、「初診日を証明するのに参考となる書類」を添付  
→ 次の場合には、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます

- ① 初診日について第三者（隣人、友人、民生委員など）が証明する書類があり、他にも参考資料が提出された場合
- ② 初診日が一定の期間内にあることを示す参考資料が提出され、保険料納付要件など一定の条件を満たしている場合

(注) 20歳前に初診日がある障害基礎年金については、これまでも第三者の証明による初診日の確認が認められています。

裏面へ

# 初診日確認の新たな取り扱い

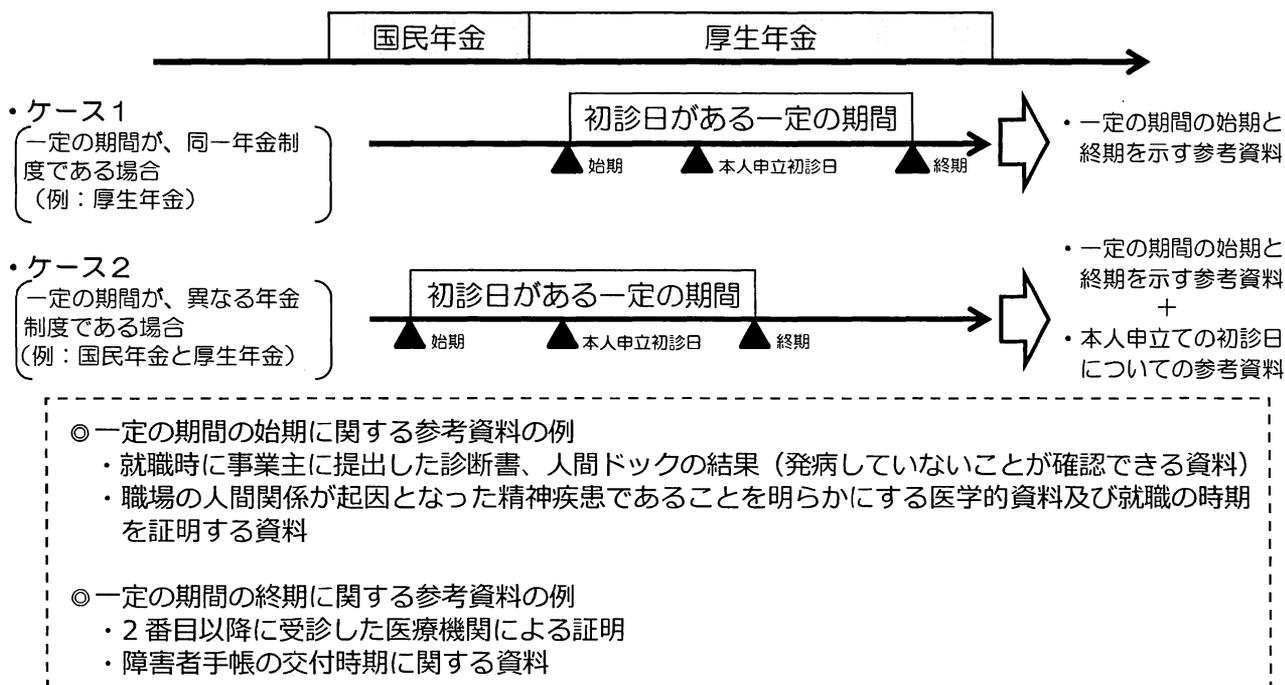
## ① 第三者証明について

20歳以降に初診日がある障害年金についても、第三者（隣人、友人、民生委員など）が証明する書類を添付することができます。この第三者証明とともに本人申立ての初診日について参考となる他の資料があわせて提出された場合には、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます。

(注) 原則として、複数の第三者による証明が必要です。

## ② 初診日が一定の期間内にあると確認できる場合の取り扱いについて

初診日が一定の期間内にあると確認された場合で、当該期間について、継続して障害年金を受けるための保険料納付要件を満たしているときは、以下のケースにより、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます。



## ③ その他

初診日確認のための診察券や健診日等の取り扱いを見直しました。

### <再申請について>

過去、障害年金の請求が初診日不明により却下とされたケースについても、平成27年10月1日以降、再申請された場合には、この初診日確認の新たな取り扱いに基づいて審査します。

詳細やご不明な点は、年金事務所へお問い合わせください。

日本年金機構の年金事務所の連絡先は、

日本年金機構ホームページ（全国の相談・手続窓口）でご確認ください。

全国の窓口 日本年金機構

検索

<http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

● 年金の基礎知識、全国の年金事務所の所在地と電話番号などがご覧いただけます。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市区町村国民年金担当課 御中

日本年金機構〇〇ブロック本部  
〇〇年金事務所

「受診状況等証明書」等の様式変更について（協力をお願い）

日頃より年金事業の運営にあたりましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本年金機構では、障害年金等の請求書に添付する様式のうち、障害の原因となった傷病にかかる初診日を確認するための書類として、必要に応じ「受診状況等証明書」等の添付をお願いしてきたところですが、この度、年金局事業管理課長通知（平成27年9月28日年管管発0928第6号「障害年金の初診日を明らかにすることができる書類を添えることができない場合の取扱いについて」）（別添1）が発出されたことに伴い、平成27年9月29日から全国の年金事務所や街角の年金相談センターで「受診状況等証明書」（別添2）、「受診状況等証明書を添付できない申立書」（別添3）、「初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）」（別添4）、「初診日に関する第三者からの申立書」を記入される方へ」（別添5）及び「障害年金の初診日に関する調査票」（別添6-1～6-8）についての新様式を配付することといたしました。

つきましては、障害年金等の請求書に添付する書類として、必要に応じ窓口で配付していただきますようご協力をお願い申し上げます。

照会先

日本年金機構〇〇ブロック本部

〇〇年金事務所 お客様相談室

【担当】〇〇

【連絡先】000-0000